

平成23年第1回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成23年 3月 7日 開会

平成23年 3月18日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成23年東吾妻町議会第1回定例会会議録目次

第 1 号 （3月7日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	3
○議長あいさつ	4
○表彰状及び感謝状の伝達	4
○町長あいさつ	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○議会報告会実施報告の件について	8
○議案第15号の上程、説明、議案調査	9
○議案第16号の上程、説明、議案調査	10
○議案第17号の上程、説明、議案調査	11
○議案第18号の上程、説明、議案調査	12
○議案第19号の上程、説明、議案調査	13
○議案第20号の上程、説明、議案調査	14
○議案第21号の上程、説明、議案調査	15
○議案第22号の上程、説明、議案調査	17
○議案第23号の上程、説明、議案調査	18
○議案第1号の上程、説明、議案調査	19
○議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託	48
○議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	61

○議案第４号の上程、説明、質疑、委員会付託	66
○議案第５号の上程、説明、質疑、委員会付託	73
○延会について	78
○延会の宣告	78

第 2 号 （3月8日）

○議事日程	79
○本日の会議に付した事件	79
○出席議員	79
○欠席議員	80
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名	80
○職務のため出席した者	80
○開議の宣告	81
○議事日程の報告	81
○議案第６号の上程、説明、質疑、委員会付託	81
○議案第７号の上程、説明、質疑、委員会付託	85
○議案第８号の上程、説明、質疑、委員会付託	89
○議案第９号の上程、説明、質疑、委員会付託	100
○議案第１０号の上程、説明、議案調査	107
○議案第１１号の上程、説明、議案調査	117
○議案第１２号の上程、説明、議案調査	120
○議案第１３号の上程、説明、議案調査	122
○議案第１４号の上程、説明、議案調査	123
○議案第２４号の上程、説明、議案調査	124
○議案第２５号の上程、説明、議案調査	126
○議案第２６号の上程、説明、議案調査	127
○議案第２７号の上程、説明、議案調査	128
○議案第２８号、議案第２９号の上程、説明、議案調査	129
○陳情書の処理について	131
○散会の宣告	132

第 3 号 (3月17日)

○議事日程	133
○本日の会議に付した事件	134
○出席議員	134
○欠席議員	135
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	135
○職務のため出席した者	135
○議長あいさつ	136
○開議の宣告	137
○議事日程の報告	137
○議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決	137
○議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決	138
○議案第17号の質疑、自由討議、討論、採決	147
○議案第18号の質疑、自由討議、討論、採決	154
○議案第19号の質疑、自由討議、討論、採決	155
○議案第20号の質疑、自由討議、討論、採決	156
○議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決	156
○議案第22号の撤回の件、説明、質疑、自由討議、討論、採決	157
○議案第23号の質疑、自由討議、討論、採決	165
○議案第30号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	167
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	175
○議案第2号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決	197
○議案第3号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決	200
○議案第4号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決	201
○議案第5号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決	203
○議案第6号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決	204
○議案第7号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決	205
○議案第8号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決	206
○議案第9号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決	207

○延会について……………	209
○延会の宣告……………	209

第 4 号 （3月18日）

○議事日程……………	211
○本日の会議に付した事件……………	211
○出席議員……………	211
○欠席議員……………	212
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名……………	212
○職務のため出席した者……………	212
○開議の宣告……………	213
○議事日程の報告……………	213
○議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決……………	213
○議案第31号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決……………	214
○議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決……………	215
○議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決……………	216
○議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決……………	217
○議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決……………	217
○議案第24号の質疑、自由討議、討論、採決……………	218
○議案第25号の質疑、自由討議、討論、採決……………	219
○議案第26号の質疑、自由討議、討論、採決……………	219
○議案第27号の質疑、自由討議、討論、採決……………	220
○議案第28号、議案第29号の質疑、自由討議、討論、採決……………	221
○陳情書の委員会審査報告……………	222
○発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決……………	223
○発議第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決……………	224
○閉会中の継続審査（調査）事件について……………	226
○町政一般質問……………	230
佐 藤 利 一 君……………	231
大 図 広 海 君……………	239

○町長あいさつ.....	251
○議長あいさつ.....	252
○閉会の宣告.....	253
○署名議員.....	255

平成23年 3 月 7 日（月曜日）

（第 1 号）

平成23年東吾妻町議会第1回定例会

議 事 日 程（第1号）

平成23年3月7日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議会報告会実施報告の件について
- 第 5 議案第15号 東吾妻町職員の給与に関する条例及び東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第16号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第17号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第18号 東吾妻町合併市町村振興基金条例について
- 第 9 議案第19号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第20号 東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第21号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第22号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第23号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例及び東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 1号 平成23年度東吾妻町一般会計予算案
- 第15 議案第 2号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案
- 第16 議案第 3号 平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案
- 第17 議案第 4号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案
- 第18 議案第 5号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計予算案
- 第19 議案第 6号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案

- 第20 議案第 7号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案
- 第21 議案第 8号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案
- 第22 議案第 9号 平成23年度東吾妻町水道事業会計予算案
- 第23 議案第10号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）案
- 第24 議案第11号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案
- 第25 議案第12号 平成22年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 第26 議案第13号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）案
- 第27 議案第14号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）案
- 第28 議案第24号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第29 議案第25号 東吾妻町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 第30 議案第26号 東吾妻町すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定について
- 第31 議案第27号 吾妻東部衛生施設組合の規約変更に関する協議について
- 第32 議案第28号 町道路線の廃止について
- 第33 議案第29号 町道路線の認定について
- 第34 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

日程第18まで

出席議員（17名）

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大岡広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	教 育 長	高 橋 啓 一 君
総 務 課 長	高 橋 春 彦 君	企 画 課 長	武 藤 賢 一 君
保健福祉課長	先 場 宏 君	町 民 課 長	本 多 利 信 君
税務会計課長 兼会計管理者	加 辺 光 一 君	産 業 課 長	轟 馨 君
建 設 課 長	渡 辺 三 司 君	上下水道課長	佐 藤 喜知雄 君
事 業 課 長	蜂須賀 正 君	教 育 課 長	角 田 輝 明 君

職務のため出席した者

議会事務局長	田 中 康 夫	議 会 事 務 局 長 議 会 事 務 局 係	水 出 悟
議 会 事 務 局 任 主	角 田 光 代		

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） おはようございます。

開会に当たり、ごあいさつ申し上げます。3月に入りましたが、まだまだ寒い日が続いております。

本日ここに平成23年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には年度末の極めてご多用の折、またあいにく雪で足元の悪い中ご参集をいただき開会できますことに対し、心からお礼を申し上げます。

本定例会には、平成23年度予算案を初め、各種条例の制定、改正、平成22年度補正予算など、多くの重要案件が提案されます。また、議員各位にとっては任期中最後の定例会になり、仕上げの議会とも言えます。皆さんにおかれましては、格別なるご精励をもって審議に臨まれることをお願いしたいと思います。

長い会期が予定されます。町長を初め、執行部各位におかれましては、一層のご協力をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎表彰状及び感謝状の伝達

○議長（一場明夫君） なお、2月21日に開催されました群馬県町村議会議長会定例総会の席上、多年にわたり地方自治の発展に功労のあった方々が表彰され、当議会においても高橋基雄議員が全国町村議会議長会長表彰及び群馬県知事感謝状を受けられました。代理としてお預かりしてまいりましたので、この場をかりてそれらの伝達を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは伝達を行います。高橋基雄議員、前へお進みください。

〔18番 高橋基雄君 登壇〕

○議長（一場明夫君） 表彰状、群馬県東吾妻町、高橋基雄殿。

あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成23年2月9日、全国町村議会議長会会長、野村弘。

おめでとうございます。

（表彰状授与）（拍手）

○議長（一場明夫君） 感謝状、高橋基雄殿。

東吾妻町議会議員として、地域の発展と住民福祉の増進に尽力し、地方自治の振興に寄与されました。ここに深く感謝の意を表します。

平成23年2月21日、群馬県知事大澤正明、代読。

どうもおめでとうございます。

（感謝状授与）（拍手）

○議長（一場明夫君） 以上で表彰状及び感謝状の伝達を終わります。

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成23年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

弥生3月を迎えました。しかし、降雪や寒の戻りなどがあります。しかし、だんだんと春の息吹を感じるようになってまいりました。議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。また、先ほどは高橋基雄議員に、長年の議員活動の功績により全国町村議会議長会表彰の伝達が行われました。心から敬意を表するとともに、ますますのご活躍をお祈り申し上げます。おめでとうございます。

さて、世界情勢ではリビア等中東諸国の緊迫した状況を背景に、原油価格の高騰など、国民生活に与える影響も危惧されます。また、ニュージーランドで発生した大地震による留学

生など、多数の被災者への哀悼の意をささげたいと思います。

国の2011年度予算案は、3月1日衆議院本会議で可決、参議院へ送付され、年度内成立が確定いたしました。しかし、公債発行特例法案など重要な予算関連法案はそのめどが立たず、政局も混迷の度を深めております。町といたしましては、第1次総合計画に掲げた事業を着実に推進するため、効率的な実施計画に基づいた平成23年度一般会計当初予算を編成してまいりました。総額では83億6,600万円の予算規模となり、対前年度比では0.96%の減、金額比にして8,131万3,000円の減額となりました。なお、企業会計、特別会計につきましても、経常経費の縮減に努めた予算編成を行いました。

本定例会では、東吾妻町職員の給与に関する条例及び東吾妻町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例など、条例関係9件、平成23年度一般会計予算など予算関係14件、その他6件、合わせて29件を提案させていただきました。また、特に町民から大きな要望となっている学校給食の無料化について、県内で実施する町村が拡大していることや、東吾妻町の活性化に向けた重要施策であることを踏まえて提案をさせていただきました。慎重かつ熱心な審議をいただきまして、すべてを原案どおりご議決賜りますようお願いをいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより、平成23年第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時09分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、6番、浦野政衛議員、7番、角田美好議員、8番、日野近吉議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から3月18日までの12日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は12日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限は3月8日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。

限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外の場合は通告書が受理できないことがありますので、あらかじめ申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（一場明夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後日ごらんいただきまして、議会活動、また議員活動に資していただければと思います。

◎議会報告会実施報告の件について

○議長（一場明夫君） 日程第4、議会報告会実施報告の件についてを議題といたします。

去る1月17日から21日まで5日間にわたり開催されました議会報告会について、議会運営委員長より報告をお願いします。

11番、上田智議会運営委員長。

（議会運営委員長 上田 智君 登壇）

○議会運営委員長（上田 智君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会のほうから、議会報告会について若干報告をさせていただきます。

1月17日から21日まで5日間にわたって、各地区で開催をいたしました議会報告会については、その概要を報告させていただきます。

大寒の前後、1年で一番寒い時期の開催でありましたけれども、87名の参加者がありまして、報告会に寄せる熱い期待と発言で、大変有意義なものであったと思っております。複数の会場に共通した参加者からの発言で、主なものは、1つ目に議員定数の問題、2つ目に議員報酬の問題、3つ目に議会基本条例報告会の実施についての評価、4つ目に地域医療の確保、5つ目に地域活性化や観光に対する取り組み、6つ目に八ッ場ダム対策、7つ目に子育て、教育環境の充実、8つ目に高齢者福祉施策などであります。

それぞれいただいた意見は、今後私たち議員活動、議会活動の十分参考となるものであったことはもちろん、その多くは執行部にとって同じ共通点があるかと思えます。地域活力や住民福祉につながるものでもあります。この場では大まかな報告でございますけれども、させていただきますが、各会場で記録を担当していただいた議員の努力の詳細なものがございます。それは別紙皆さんにお配りをしてあろうかと思えます。この報告が終わりましたら、執行部におつなぎをいたしましたので、執行部におかれましても、今後の事業執行の参考とさせていただくことをお願い申し上げたいと思えます。

また、昨年3月に続いて2回目の開催となったわけでございますが、まだまだ実施方法、進行手順など完成されたものではありません。これからも議員各位よりご意見をいただきながら、議員、住民、それぞれにとって充実したものにしていきたいと思っております。なお、19日の中央公民館には大泉町議会から先進事例の視察として、6名の議員の方々が参加をされましたことを申し添え、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 議会運営委員長の報告を終わります。

なお、議会報告会の細かい出された意見等については、後ほどまとめてまた皆さんのお手元に配る予定になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で議会報告会実施報告の件についてを終わります。

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第5、議案第15号 東吾妻町職員の給与に関する条例及び東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案理由の説明を願ひます。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第15号 東吾妻町職員の給与に関する条例及び東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院勧告の中で、公務員の労働基本権問題で病気休暇制度の見直しについて触れております。長期にわたる病気休暇制度を取得する者の割合が上昇傾向にあり、断続的に病気休暇を取得する職員に対する適切な健康管理及び服務管理を行う必要があることから、条例の改正を行うものでございます。

改正は、人事院勧告を受けて病気休暇制度の見直しを行うものです。連続する病気休暇の上限期間を90日とし、90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間の措置に係る日につき給料の半額を減ずるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願ひます。

総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 大変お世話になります。それでは説明をさせていただきます。

第1条では、現在の病気休暇では90日で復職できない場合は期間をさらに90日延長し、給与についても通勤手当等を除き全額が支給されております。しかし、この条例改正により

まして、延長された90日については給料を半減とし、手当の算定は半減前の額を算定基礎とする改正内容でございます。16項では勤務しない期間の範囲、給料の計算、その他給料の半減に関し規則で定める。また、第2条では東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の取得への委任事項を削除するものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第16号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第6、議案第16号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第16号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

一般職員の給与水準の抑制として、現在実施している給料表の切りかえに伴う差額の100分の70を乗じて得た額を減額しているものを、さらに継続的に平成23年12月31日まで実施するために改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） よろしくお願いいたします。

東吾妻町職員の給与水準でございますが、昨年12月に発表されました平成22年4月現在のラスパイレス指数は98.7となっております。群馬県平均は98.8で、町は県平均を若干下回っております。しかし、給料表の切りかえに伴う差額、いわゆる現給保障70%を減額している状況での数値でございます。減額している特例条例では、期限を平成23年3月31日ま

での間と定めているため、引き続き給与水準を抑制するために、期限を平成23年12月31日までの間に改める内容でございます。

本案につきましては、ほかの抑制方法も含め、職員組合ともたび重なる協議を行った結果、合意を得ることができました。また、基本的な給与水準抑制についても24年1月に反映できるように見直しを行うということを組合とも確認をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第17号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第7、議案第17号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第17号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院勧告を受けて、非常勤職員について仕事と育児の両立を図り得るような勤務環境を整備する観点から、育児休業等を行うことができるよう措置するものでございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われ、平成23年4月1日からの施行になっております。本町については、地方公務員の育児休業等に関する法律を考慮して、育児休業等の改正を行います。非常勤職員については、子を養育するため1歳6カ月に達する日まで育児休業を行うことができるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） それではよろしくお願いいいたします。

地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正するものでございます。

今まで非常勤職員は育児休業ができなかったものが、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員について、子の養育の事情に応じ、その子の出生の日から1歳に達する日から1歳6カ月に達する日までの間で育児休業をすることができることを規定する内容となっております。上位法の改正に伴う条例改正でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第18号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第8、議案第18号 東吾妻町合併市町村振興基金条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第18号 東吾妻町合併市町村振興基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この基金の目的は、合併後の市町村が住民の連帯の強化または合併関係市町村の区域における地域振興等のために設ける基金でございます。

活用方法といたしましては、新市町村の一体感の醸成に資するものや、旧市町村単位の地域の振興でございます。具体的には、民間団体や自治活動への助成、商店街活性化対策などがございます。

この基金の財政措置といたしまして、市町村振興のための基金造成に対する合併特例債の財政措置があります。基金に対する積立金の95%を合併特例債で起債できまして、その元利償還金の70%について普通交付税の基準財政需要額に算入されます。今後、合併特例債を活用し、毎年2億円を5年間積み立てまして10億円の基金を造成する予定でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） おはようございます。

ただいま町長が説明しましたように、合併への特典といいますか、合併特例債を活用した基金造成になります。

1枚裏にありますように、条例の内容です。積み立てについては第2条になりますけれども、予算で定めるということで、平成23年から5年間2億円ずつ10億円という積み立てを行いたいと思います。

どんな基金かといいますと、先ほど申したように処分第6条にありますように、地域住民の一体感の醸成、それから2号の旧町村単位の地域の振興、その他町長が特に認めるものというものでございます。

そういうことで、合併特例債による基金でありますので、先ほど説明しましたように、充当率が95%ですから、10億円の95%については合併特例債、9億5,000万円は合併特例債ですよということになります。その70%については交付税に算入されますよと、ですから元利70%が算入されますということになります。ですから元利があるので、ちょっとイメージとすればしっかりした数字じゃないんですけれども、いわゆる10億円の基金を積み立てるのにいわゆる一般財源として3億3,000万円から4,000万円ぐらいの金額で10億円を基金として積み立てられるという、そういう事業になります。

基金でありますので、基金造成についての条例ということでもあります。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第19号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第9、議案第19号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部

を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第19号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

普通徴収に係る保険料の納期について、第6期の納期を「12月1日から同月31日」を、「同月25日」に訂正する一部改正でございますので、よろしくお願いいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

今回お願いいたします東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部の改正の内容でございますが、最終ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

普通徴収に係る保険料の納期第4条、普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。第1期7月から第8期翌年の2月までとしております。今回お願いいたします第6期、「12月1日から同月31日」までを「同月25日まで」とするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第20号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第10、議案第20号 東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第20号 東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例中、課税免除となる対象資産については、租税特別措置法からの引用となっておりますが、その法律が平成19年4月1日に改正されております。おくれましたが、今回その改正を受けて本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務会計課長。

○税務会計課長（加辺光一君） お世話になります。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

本条例は、過疎法第31条に基づく固定資産税の課税免除について定めた条例でございます。言いかえますと、地方交付税の減収補てんの対象となる場合は課税免除をするということでございます。

今回改正をお願いするのは、第2条の免除規定でございます。免除規定の中で対象資産は租税特別措置法から引用しておりますが、その法律が、先ほど町長が申し上げましたように19年4月1日に改正されております。そのため号ずれが生じたので、今回改正をお願いするものでございます。ごらんのとおり、「租税特別措置法第12条第1項の表の第2号又は同法第45条第1項の表の第2号」となっておりますが、この第2号を第1号に改めるものでございます。

なお、12条は個人の場合、また45条は法人の免除の場合を定めたものでございます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第21号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第11、議案第21号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第21号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

群馬県では、小口資金を含めた制度融資について、平成15年度から平成22年度まで借りがえ制度を実施しております。平成23年度においても景気情勢等を踏まえ、借りがえ制度を継続することとし、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部が改正になりました。町でも中小事業者等を取り巻く状況等を踏まえ、平成23年度についても借りがえ制度を継続するものでございます。

また、平成22年度以前に融資したものを対象に、平成23年度内に申し出た場合のみ、条件変更により融資期間を最長3年間延長できる特例措置を新たに追加するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

産業課長。

○産業課長（轟 馨君） お世話になります。それでは詳細説明を申し上げます。

この改正につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、借りがえ制度の1年間の期間延長をする改正でございます。

改正前、改正後の対照表をごらんいただきたいと思います。

8条の2において、借りがえ制度につきましては、中小企業金融円滑化法の施行に伴いまして、群馬県の制度融資の取り扱いが変更になり、小口資金につきましては借りがえで対応することになりましたので、平成23年度についても借りがえ制度を継続するものでございます。これは平成20年10月より実施してきた緊急保証制度が平成22年度で終わることによる特例措置でございます。

また、附則で、融資期間の延長を追加して平成22年度以前に融資を受けた場合で、平成23年度中に取り扱い金融機関に申し出、手続が可能ということであれば融資期間を最大3年間延長できるようにするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第22号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第12、議案第22号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第22号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

幼稚園、小学校、中学校の給食費無料化につきましては、親の負担を軽減し、子育て支援を行い、多くの若い親が東吾妻町に定住することにより、少子高齢化が進む当町の活性化を図るため、4月より給食費を無料化するための改正でございます。

この事業につきましては、県内で既に実施しております南牧村のほか、上野村、甘楽町が新年度からの実施が確定し、ほかの市町村においても実施へ向け検討中であります。子供たちを町の宝として、町ぐるみで育てようという流れが定着してきております。多くの町民からの要望もあり、以前からの懸案事項でありますので、皆様のご理解をお願いいたします。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議いただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（角田輝明君） お世話になります。それでは説明を申し上げます。

この改正につきましては先ほど町長が申し上げましたとおり、学校給食費の無料化を実施するための改正です。

新旧対照表をごらんください。

第2条は、保護者から給食費を徴収するための条文でございますので、文末に「ただし、当分の間これを免除する。」の条文を加えるものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第23号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第13、議案第23号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例及び東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第23号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例及び東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

岡崎弓道場は、昭和53年に建設し、利用してまいりましたが、規模が小さい上、老朽化が進み、近年は利用のない施設となっているため、体育施設の管理から外すための改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

教育課長。

○教育課長（角田輝明君） それでは説明申し上げます。

この改正につきましては、岡崎弓道場を体育施設としての管理から外すための改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

最初のページの東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例につきましては、別表の「岡崎弓道場」の項を削り、次の東吾妻町体育施設使用料条例につきましても別表の「岡崎弓道

場」の項を削るものでございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第14、議案第1号 平成23年度東吾妻町一般会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成23年度東吾妻町一般会計予算案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いする平成23年度東吾妻町一般会計予算につきましては、総額83億6,600万円を計上させていただきました。前年度対比では0.96%の減、金額にいたしまして8,131万3,000円の減額といたしました。

予算編成に当たりましては、学校施設の耐震化事業や少子高齢化対策など喫緊の政策課題の取り組みを初め、町の第1次総合計画の基本理念であります「人のためのまち」を着実に実現するため、町民と行政の協働による中長期的な視野に立った財政運営と、町民目線に立った行政サービスの向上を目指しまして予算を編成いたしました。また、国の予算編成の基本方針では、旧政権下の施策はもとより、新政権下で採択した施策であっても謙虚に不断の見直しをしていく姿勢が必要であるという理念のもと、新成長戦略を着実に推進すると同時に、財政運営戦略に定めた財政規律のもとに、成長と雇用拡大を実現するとされております。町におきましても、町内産業の振興と景気のでこ入れのためにも、平成22年度に追加いたしました補正予算と一体的かつ継続的な執行ができるよう、予算編成を行いました。

それでは、歳入の概要をそれぞれおおよその数字で申し上げます。

平成23年度主要事業の一つであります学校給食費の無料化を実施いたします。それに伴い

学校給食費が7,587万円の減額となります。予算編成の説明の中で申し上げたとおり、少子高齢化の対策は喫緊の政策課題となっております。

それでは順次ご説明させていただきます。

町税につきましては18億2,783万円、法人町民税は回復いたしましたが、景気の低迷などに伴い個人町民税等の減少によりまして、前年比0.3%の減、金額では559万円の減額となります。

地方交付税は27億8,538万円を見込みまして、前年比0.2%の減、金額では562万円の減額となります。

国庫支出金では、子ども手当交付金や都市公園事業などが主な要因となり、前年比29.66%の増、金額では1億4,384万円の増額となります。

県支出金は、三島地区土地改良事業に伴う補助金や草地林地一体的利用事業補助金の減額などにより、前年比11.59%の減、金額では8,843万円の減額でございます。

諸収入は、学校給食の無料化に伴い減額となりますが、町民センターの補償料や県道拡幅工事補償金等で増額になり、前年比34.56%の増、金額では1億2,569万円の増額となります。

町債につきましては、市町村合併振興基金の基金造成に合併特例債が増額になりましたが、原町小学校体育館建設事業や臨時財政対策債の減額によりまして、前年比19.62%の減、金額では2億590万円の減額となります。

続いて歳出でございます。

議会費につきましては、地方議会議員共済年金制度の廃止に伴う公費負担の増で、前年比13.01%の増、金額では1,435万円の増額となります。

総務費につきましては、合併市町村振興基金積立金の増が主な要因となりまして、前年比5.43%の増、金額では1億112万円の増額となります。

民生費は、子ども手当交付金や障害福祉サービス給付金などの増加に伴いまして、前年比8.57%、金額では1億3,165万円の増額となります。

農林水産業費は、草地林地一体的利用総合整備事業の終了が主な要因となりまして、前年比9.73%の減、金額では5,129万円の減額となりました。

土木費は、ハッ場ダム関連道路の整備費は減少しますが、道路改良費や街路事業費の増加に伴いまして、前年比9.51%の増、金額では6,770万円の増額となりました。

教育費は、原町小学校体育館建設や太陽光発電施設整備などの完成による事業費の減額で、

前年比17.49%の減、金額では2億4,285万円の減額となりました。

公債費は、前年度に引き続き繰上償還を予定しておりますけれども、前年比8.15%の減、金額では1億2,038万円の減額となっております。

以上が主な内容でございますが、事務事業の見直しや経費節減に努めながら、住民ニーズにできる限りこたえられるような予算とさせていただきました。

詳細につきましてはそれぞれの所管する課長から順を追って説明させますので、十分にご審議をいただきまして、ご議決くださいますようお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） それでは予算書に入る前に、きょう参考資料として3枚つづりですか、6ページに及ぶ資料があります。これが先ほど町長が提案しました内容が概略として書いております。

まず1ページ目に、款別の総括表ということで前年対比があります。ここでこういった動きということになっています。先ほど説明しましたように、町税については若干固定資産等の落ち込みがあるので、落ち込んでいるということと、地方交付税については22年の国勢調査によりまして人口が減少しました。そういう中で交付税若干減額の見込みであります。町債については大きなものがなくなってきているので、基金造成が主なものになっていますよということです。それで学校給食費の無料化に伴って雑入が7,000万円ほど減額になっております。

歳出の主な事業、先ほども申しているように、子育て対策ですとか少子高齢化対策、過疎対策、八ッ場事業の継続等が主なものになります。

主なものを上げますと、学校給食費の無料化で新規で7,097万4,000円、子宮頸がん等のワクチンの接種の関係で、新規で3,122万5,000円、太田小学校の体育館の耐震事業、これも新規で3,984万8,000円、それとことし群馬DCがあります。それに関しまして750万1,000円ほどDCに向けての新規事業、それと合併の市町村の基金ということで積立事業の新規が2億円というような新規事業、それから継続的には八ッ場の継続で4億1,695万円ほど、それと緊急雇用創出事業もこれ継続で2,704万1,000円、それと商工業振興ということで昨年から条例でお世話になりました住宅リフォームの関係で500万円、地方債の繰上償還ということで2億3,822万5,000円というような支出の主要なものになります。そういったことの内容が1ページの総括表になっております。

2 ページ、3 ページに全会計と一般会計の性質別の前年対比がございます。

4 ページには一般会計からの繰出金、補助金の一覧表になっております。これを見ていただければわかるように、増額しているのが国保、後期高齢、介護保険といったような、やっぱり給付の伸びというのが繰り出しの大きな要因になっております。

続きまして5 ページに、全会計の予算額の前年対比の一覧表が載っております。

最後のページ、6 ページには地方債の残高の一覧表ということです。これ、予算等でも説明しますけれども、22年度末の現在高の予定が158億円になります。前165億8,000万円あったのが、158億3,000万円ぐらいになると。今年度見込みとして、起債見込みと償還見込み等を計算しますと153億1,000万円ほどに起債がなりますよということになります。

以上、雑駁ですけれども参考にしていただければと思います。

それでは予算書に沿って説明をしていきたいと思います。

ずっと1 ページからただいま説明した内容が記載されております。

7 ページ、第2表です、債務負担行為になります。土地区画整理事業の損失補償に関して6,074万円の債務負担、それから情報系システム機器のこれリース料です。いわゆる町内のネットワークの関係のサーバー等機器のリース料ということで、5年間で2,330万円お願いしたいということです。

続きまして8 ページ、地方債になります。先ほど説明した基金造成の1億9,000万円からずっと臨財債まで4億2,000万円で、合計が8億4,330万円ということです。

続きまして9 ページから事項別明細になります。

事項別明細、11ページからにつきましては各担当課よりご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

（午前10時58分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き、説明をお願いします。

税務会計課長。

○税務会計課長（加辺光一君） それでは、事項別明細書によりまして、私のほうからまず町税のみ説明させていただきます。

まず9ページをごらんいただきたいと思います。

まず概要でございますが、歳入1款の町税でございます。

自主財源の柱である町税は、直近の調定額をもとに徴収率や今後の経済動向などを勘案して見込んでおります。総額では前年度比99.7%の18億2,783万7,000円となりましたが、20年度以降は前年度を下回る傾向が続いております。構成比率では予算規模の縮小により、21.85%と微増になっております。内訳ですが、町税全体の56%を占める固定資産税が減収、続いて多い町民税は、法人の業績回復を受けて増収、続いて多いたばこ税は昨年10月の大幅な増税が影響し、大幅な減収、その他軽自動車税と入湯税はわずかでございますが増額となっております。

それでは11ページをお願いいたします。

税目ごとに説明させていただきます。

まず、1款1項の町民税でございますが、税収全体のおよそ37%を占めております。

1目の個人分でございますが、まだまだ景気回復の実感は乏しく、個人の所得は伸びないと予想、さらに生産年齢人口の減少を加味して、前年度比マイナス4.3%の5億4,826万8,000円を見込みました。内訳はごらんのとおりであります。退職分以外はマイナスとなっております。中でも普通徴収分がマイナス14.4%と大きく落ち込んでございます。納税者でございますが、普通徴収分が3,000人、給与特徴分が3,500人、年金特徴分が1,000人、退職分が50人と見込んでおります。滞納繰り越し分は徴収の強化を図っているので、79%増の552万8,000円を見込んでございます。

続きまして、2目の法人でございますが、法人町民税は景気に大きく左右されます。昨年から業績回復の兆しが見られておりますので、45%増の1億2,386万1,000円を見込みました。特に法人税割につきましては76法人から86%増の8,500万円余りを見込んでございます。均等割は308法人でございます。結果、個人の減収分を法人がカバーした形になりまして、前年度比2.1%増の6億7,212万9,000円となりました。

続きまして、2 項の固定資産税でございます。本税は税収全体のおよそ56%と一番大きな財源でございます。

1 目の固定資産税でございますが、評価替えは24年度でございますが、ここ数年地価の下落があり、宅地につきましてはそれを反映させますので、土地については減収、家屋については新增築等がありますので若干の増となります。固定資産税の増減を左右するのが本税の35%を占める償却資産であります。中でも電力会社やJ Rなどの総務大臣配分でございます。新たな設備投資が進まないと、前年度比課税標準額で10億円、税額にいたしまして1,400万円ぐらいの減となる場合もございますので、その辺を考慮して減収と見込んでございます。滞納繰り越し分は町民税同様、徴収の強化を図っておりますので、42%増の441万円を見込んでございます。その結果、1 目の固定資産税は2.1%減の9億9,290万7,000円となります。

2 目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、新年度からは杉並区がふえて交付団体は5団体となります。いずれも法で定められた前年の11月30日までに価格等の通知が来ておりまして、それをもとに算出しました税額2,504万円を計上してございます。ちなみに杉並区所有のコニファーいわびつの価格でございますが、7億1,000万円余りで、交付金は994万5,000円でございます。また、一番大手でございます関東森林管理局も若干ふえて、合わせて1,000万円余りの増額となりました。その結果、市町村交付金を含めた固定資産税は1.1%減の10億1,794万7,000円となりました。

続きまして、3 項の軽自動車税でございますが、直近の登録課税台数1万53台をもとに見込んだ結果、3.4%増の4,458万8,000円となりました。このご時世でございますので、普通車から軽自動車への乗りかえを期待しておるところでございます。

12ページをお願いいたします。

4 項の町たばこ税でございますが、昨年10月から税率が1.4倍となりました。値上げ直後の10月の売り上げ本数は、3分の1までに落ち込んでしまいましたが、その後持ち直し、落ち着くところへ落ち着いたようでございます。本年度の売り上げ本数は、22年度見込み比20%減と見込みました。本数は大幅な減となりますが、税収は税率アップのために相殺されて10.4%減の8,492万3,000円と見込んでございます。

続きまして、5 項入湯税でございます。町内6旅館の宿泊客5万5,000人を見込みました。1人当たり150円で、825万円でございます。

以上が税収でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君）　続きまして、地方譲与税になります。

地方譲与税から利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡、地方消費税、ゴルフ場利用税、自動車取得税交付金等につきましては、いわゆる前年実績に基づきまして積算させていただきました。全体については最初に申し上げました一覧表のほうでご確認をいただければというふうに思います。

続きまして地方特例交付金、これ若干伸びているんですけれども、子ども手当分の増額ということになります。

続きまして、1枚めくっていただきまして、14ページです。

地方交付税です。地方交付税560万円ほど減額になっておりますけれども、先ほど申し上げましたように、人口割が一番の要因となっております。

続きまして交通安全対策特別交付金、これにつきましても前年度の実績ということで計上させていただきました。

続いて12款分担金及び負担金の負担金になります。いわゆる各事業への負担金ということになりますけれども、説明にありますように、こういった事業に対しての負担金ですよということで、総額1億4,766万2,000円。

続いて13款の使用料及び手数料の使用料の部分ですけれども、町営駐車場の使用料等からずっと町内施設の使用料の合計で、めくっていただきまして16ページの合計が1億4,298万5,000円、その上に桔梗館の使用料ということで、ご承知のように4月から桔梗館が指定管理になるということでゼロの計上になっております。

続きまして使用料、手数料の2項の手数料になります。戸籍証明等の手数料からずっと説明にあります手数料の合計が1,173万6,000円、ほぼ横ばいでございます。

続きまして14款の国庫支出金になります。その負担金、1項が国庫負担金、2項が国庫補助金ということで、いわゆるこれも各種支援事業への国からの負担金ですとか補助金になります。負担金の合計につきましては3億6,962万3,000円、これも説明欄にありますように、子ども手当が3歳まで2万円になるということで若干増額になっております。それと群馬県におきましては、町村会等で確認をいたしまして予算についてはすべて国庫ということで計上させていただいております。

続いて補助金です。補助金につきましても国からの右の明細にあるような事業の補助金になります。合計18ページの2億989万円ということになります。

続きまして、国庫支出金の委託金になります。各種事業への国からの委託金ということで、

説明にありますような事業への委託金になります。合計で4,924万円になります。

続いて15款県支出金、これ県関係、先ほどまでが国関係、続きまして県関係の負担金ということで、負担金については合計1億3,234万4,000円、補助金につきましては21ページの中ほどにあります合計が3億2,316万2,000円ということになります。説明欄にいろいろな事業記載されております。歳出との絡みもありますので、国県の支出金等、補助金等につきましては歳出のほうで詳しく説明があると思います。

続きまして、15款県支出金の委託金になります。委託金についても同じです。国と同じで、めくっていただいて22ページ合計が2億1,931万3,000円ということになります。

続いて16款の財産収入です。運用収入、土地を貸したりとか基金利息等になります。合計が23ページにあります1,782万7,000円、これ360万円ほどの減額になっております。この主な要因というのが利率の低下等が上げられるというふうに思われます。

続きまして、財産収入の売払収入ということで、合計が854万9,000円、これにつきましては町民センター、吾妻大橋の関係で町民センターの用地の売り払いが854万7,000円ということで、主な要因になっております。

続いて寄附金については、例年同様30万2,000円を計上させていただきました。繰入金につきましては、基金の繰入金ということで1枚めくっていただきまして、合計が1億7,973万6,000円ということになります。

続きまして特別会計繰入金、これ存目で1,000円、繰越金につきましては2億1,000万円。諸収入の延滞金、加算金及び過料ということで227万円、これ、かなり伸びております。先ほど税務会計課長が申し上げましたように、徴収努力で延滞金等が伸びております。

続いて諸収入預金利子については存目で1,000円、貸付金の元利収入で50万円、受託事業収入で1,313万7,000円、雑入ということで、ここで先ほどから申し上げていますように、子育て支援ということで町長の公約の一つ、学校給食費の無料ということで7,588万円の減額。

27ページの雑入になります。雑入につきましては、合計が次のページの4億7,349万5,000円ということで、1億1,000万円ふえています。この主な要因が、27ページの説明欄にありますように、中ほどちょっと上ですかね、光ケーブル使用料というところがあると思うんですけども、光ケーブル事業が終わりまして、ことし2月15日から岩島、坂上地区に光ケーブルが通っております。そういった形の今度はケーブルをN T Tが使用して事業を展開するというので、これ使用料になります。これと同じ価格で歳出のほうでいろいろな歳

出が見込まれております。

続きまして28ページの町債、21款町債であります。これページ8ページで説明しましたとおりです。いわゆる合併特例債から臨時財政対策債まで説明にあるとおりであります。合計は8億4,330万円ということになります。歳入につきましては、どうしても税以外については決算ベースですとか実績に基づきました数字ということになります。よろしくお願いいたします。

以上、歳入です。歳出につきましてもそれぞれの担当課よりご説明いたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） それでは29ページからの歳出につきましてご説明を申し上げます。

1款1項1目議会費についてでございますが、1億2,464万円のお願いでございます。これにつきましては5月12日までの議員17名分、13日からは14名分の報酬及び事務局職員の人件費、議会運営に要する経常的な経費と会議録調製印刷製本委託料243万7,000円、会議反訳委託料287万3,000円が主なものでございます。

続きまして30ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費についてでございますが、5億7,040万4,000円のお願いでございます。この目では庁舎内の一般的な管理経費と特別職報酬審議会委員等24名分の報酬、特別職2名分及び総務課、企画課、税務会計課、会計係、町民課の環境対策係の職員45名分の給料その他職員共済負担金、退職手当組合負担金、社会保険料が主なものでございます。

続きまして33ページをお願いしたいと思います。

2目の行政振興費でございます。これにつきましては2,858万8,000円のお願いでございます。この目では区長会長、区長等の報酬、住民センター建設や補修等に係る補助金及び地域振興事業補助金が主な内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 3目の財政管理費になります。合計232万円であります。右側の説明欄を見ていただければと思うんですけども、いわゆるシステムリース料がこの主な歳出になります。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（加辺光一君） 4目の会計管理費でございますが、この会計管理費につきましては適正な会計事務を行うための経費でございます。総額542万5,000円のお願いでございます。前年度より53万2,000円ほどふえておりますが、これは新年度よりコンビニ収納開

始に伴う経費でございます。全国どこのコンビニでも納付書 1 件当たり 30 万円以下の納付書であれば取り扱いが可能となります。

それでは事業別に説明させていただきます。

まず、会計管理事業でございますが、321 万 1,000 円でございます。会計係 4 名の時間外手当と経常的な経費でございます。

34 ページをお願いいたします。

各種手数料でございますが、口座振替の手数料が 1 件当たり 10 円、局窓口払いの場合は 1 件 30 円、それから新年度から始まりますコンビニ取り扱い手数料は 1 件当たり 57 円で計上してございます。それからコンビニ収納委託料は月額 5,000 円かかります。それから初期導入費として 5 万円計上してございます。

続きまして、事務用品管理事業でございますが、これにつきましては役場全体で使う常備消耗品と各種封筒印刷代でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、5 目財産管理費でございます。782 万 1,000 円をお願いでございます。この目では町有施設の一般的な管理費でございます。説明欄中ほどにございます、大戸廻り目の町有地売却に伴います境界復元業務委託料として 200 万円を計上させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 6 目の公平委員会費になります。10 万 2,000 円です。3 名分の委員報酬等経常経費になります。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 7 目の固定資産評価審査委員会費でございますが、8 万 1,000 円をお願いでございます。この目では委員 3 名の報酬と経常的な経費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 続いて、8 目の財政調整基金費であります。利息の積み立てということで 114 万 4,000 円、128 万 3,000 円の減ですけれども、先ほど申したように利率等が非常に下がっているということで減額となっております。

続いて 9 目の企画費になります。2 億 2,835 万 2,000 円ということで、前年対比 2 億 1,065 万 2,000 円の増額になります。この主な要因でございますけれども、右側説明欄を見ていた

だけだと思います。先ほどの歳入でも説明しましたように、中ほどに光ケーブルという文字がいっぱいあると思います。この光ケーブルの保守点検、光ケーブル用地の借り上げ、電柱、光ケーブルの材料費等です。これが先ほど言いました歳入と同じ約1,247万5,000円です。ただ、材料費の17万4,000円だけは町の持ち分として出ております。もう一つが、めくっていただきまして合併市町村の振興基金積立金というのが、丸の地域審議会の1行上にあると思います。この2億円の積み立てというのが主になります。よろしくお願いいたします。

続きまして10目の運輸対策費になります。3,767万5,000円で、前年比△の1,429万5,000円です。運輸対策につきましては、右側の説明欄にありますように、主に2つの事業があります。路線バスの運行、それから鉄道対策ということの2事業になります。この減った原因の一つに、路線バスの運行対策で一番下にあります乗合バスの補助金、これが約1,300万円ほど減っております。続いて鉄道対策で、昨年矢倉駅の回転場の工事ということで120万円ほど計上させていただきました。それが今年度は減っているということです。ふえているものとすれば、下から2行目の駅トイレ清掃ということで、ことしDCがございます。例年ですと通常は地区にお願いして清掃をお願いしています。スポットで1回業者をお願いするという、このスポット清掃を2回にさせていただきました。そういうことでふえております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして37ページをお願いします。

11目支所費でございます。5,185万8,000円のお願いでございます。この目では東支所管理事業、改善センター管理事業に伴う経費でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして38ページをお願いいたします。

12目簡易郵便局費でございます。589万1,000円のお願いです。2名分の臨時職員の賃金、また植栗、厚田、本宿、3簡易局の一般的な経費でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして13目の交通対策費でございます。1,188万8,000円のお願いでございます。この目では交通指導員19名分の報酬と出張旅費及び工事請負費としてカーブミラーの設置、外側線工事が主なものでございます。

続きまして39ページをお願いいたします。

14目登記事務費ですが、174万4,000円のお願いでございます。この目では町有財産関係の登記委託料が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 続きまして、15目の電算業務費になります。合計4,018万1,000円の計上でございます。昨年の対比で3,000万ほど減少になっていますが、昨年合併補助金を使いましてサーバー等機器の購入ということで3,300万円計上させていただきました。その部分の減額になります。内容的には保守ですとかレンタルリース料という経常的な経費になります。

続きまして、16目の開発費です。計上40万3,000円ということで、これにつきましては国土利用の関係の事務経費になります。11万7,000円の増というのは公用車等管理していただき、ことし車検の年ということで若干ふえております。

続きまして、17目の広報広聴活動費であります。いわゆる広報に関する印刷費が主で378万円です。これ、年々努力をしながら減少させております。ただ、紙面の充実ということで総額では13万4,000円の減額になっているんですけれども、今年度につきましてはカラー版の表紙、今1月号だけなんですけれども、それをどこかもう一回ふやしていこうというような計画でおります。

続きまして、18目地域活性化対策費であります。40万8,000円、これも説明を見ていただければわかるように、主に補助金ということになります。

続いて19目の交流事業推進費54万3,000円、△の1万2,000円ですけれども、昨年20周年の記念事業ということで、杉並区との都市交流が主な内容になります。

続いて20目の山村振興対策費14万2,000円、この右側の説明欄を見ていただければと思いますが、負担金ということが主な支出内容になっております。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、21目諸費でございます。1,361万1,000円のお願いでございます。この目では報償金といたしまして、顧問弁護士及び相談料として110万円を計上させていただきました。

また、42ページをごらんいただきたいと思います。防犯事業といたしまして、防犯防災安全施設等地図台帳整備事業委託料として573万3,000円を計上させていただきました。ほかに防犯灯電気料補助金や自衛隊事業の経費が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（加辺光一君） それでは2項の徴税費をお願いいたします。

1目の徴税総務費1億233万6,000円のお願いでございますが、これは税務担当職員13名

分の人件費でございます。前年度より1名増となっております。

続きまして、2目の賦課徴収費4,768万8,000円をお願いでございますが、ここは税を課税し徴収するための経費でございます。総額で4,768万8,000円で、前年度よりマイナス28.8%となっております。前年はe L T A Xの導入や地図システムの更新などの一時的な経費が多額にあったことで、本年度は大幅な減額となりました。また、コンビニ収納開始などで通常の経費が若干ふえております。

それでは事業別に説明いたします。

まず賦課徴収費2,076万6,000円でございます。これはすべて経常的な経費でございます。新規では封入封緘手数料49万1,000円とコンビニ収納システムレンタル料でございます。本システムレンタル料は、月額12万5,000円でございます。この中で1番の還付金及び還付加算金1,000万円でございますが、法人町民税には中間申告制度がございまして、確定申告で精算することになっております。景気に左右される税であり、確定申告によっては還付が生じる場合がありますので、そのための還付金1,000万円でございます。速やかに還付しめんと還付加算金が発生する仕組みになっております。

続きまして、住民税426万円でございます。ここは電算処理業務委託料などすべて経常的な経費で、前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、資産税1,977万7,000円でございますが、先ほどの住民税を除く固定資産税や軽自動車税などの事務的な経費でございます。先ほど申し上げましたように、3年に一度の地図システムへの航空写真の取り込みなど、一時的な経費がございませんので、大幅なマイナス47.6%となりました。24年度の評価替えの前年度ということで、関連データの抽出など電算処理業務委託料は235万円ほどふえますが、地図システム更新委託料は先ほどの理由で1,000万円以上の減額となっております。

続きまして、収税288万5,000円でございますが、これは現在2名体制で滞納整理や滞納処分に当たっております。それらに要する経費でございます。前年からは預貯金に加えて給料や年金の差し押さえも実施しておりまして、効果が徐々に上がってきている状況でございます。また、コンビニ収納導入に伴いまして、電算処理業務委託料が増額となっております。

以上、適正かつ公平な課税に向けての経費でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく3項1目戸籍住民基本台帳費7,289万9,000円をお願いでございます。説明欄をお願いいたします。

職員人件費は6名分、5,046万5,000円、以下は主に経常経費でございます。

戸籍関係606万1,000円、備品購入につきましては、システムに不正侵入防止装置ということでファイアーウォールの入れかえを見込んでおります。

住民基本台帳費500万1,000円、住基ネット・公的個人認証284万円で、システム関係経費が主で、公的個人認証機器の更新を見込んでおります。

外国人登録につきましては842万9,000円、外国人登録を住基システムに移行するための電算処理業務委託料が主なものです。これは我が国に入国・在留する外国人が年々増加をしていることを背景に、住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布されました。施行は入管法等改正法の施行の日が予定されております。これにより、外国人住民の方にも住民票が作成されるようになり、利便性が向上され、町においても行政の合理化が図れます。

次に、人権擁護委員は10万3,000円で事務費等でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして46ページでございますが、4項1目選挙管理委員会費でございます。172万8,000円のお願いでございます。これ、大変申しわけないんですけれども、説明欄の委員報酬8名分となっておりますが4名分の誤りでありますので、訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。選挙管理委員会委員4名分の報酬と、年間の経常的な運営経費でございます。

2目選挙啓発費でございますが、23万5,000円のお願いでございます。この目では、選挙啓発のための費用でございまして、啓発ポスターコンクール等の表彰、記念品等が主なものでございます。

3目群馬県議会議員選挙費でございます。794万6,000円のお願いでございます。この目では4月に予定されています選挙事務にかかわる経常経費を計上させていただきました。

次に、47ページをお願いいたします。

群馬県知事選挙費でございます。1,034万6,000円のお願いでございます。この目では7月に予定されております選挙事務にかかわる経費を計上させていただいております。

48ページをお願いしたいと思います。

5目東吾妻町議会議員選挙費でございます。1,298万3,000円のお願いでございます。この目では4月24日執行の選挙事務にかかわる経費を計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 続きまして1目の統計調査総務費になります。統計調査の総務費につきましては、いわゆる事務的な経費と確保対策、調査員の確保にかかわる経費になります。14万6,000円でございます。よろしくお願いします。

続きまして、2目の統計調査費です。これについては今年度は97万1,000円で、右側の説明欄にある4つの統計調査、これ例年行っている統計調査になります。740万余の減ですが、昨年国勢調査、大きな調査があったということで減額になります。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして6項1目監査委員費でございます。59万6,000円のお願いでございます。この目では、委員2名分の報酬と経常経費を計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（渡辺三司君） よろしく申し上げます。

それでは50ページをお願いしたいと思います。

7項1目ダム対策総務費でございます。総額で4億8,516万4,000円のお願いでございます。まず内訳といたしまして、ダム対策総務費でございますが、5,378万3,000円で職員4名分の人件費及び2名分の賃金等経常的な経費が主なものでございます。

次に、天狗の湯管理事業でございますが、2,676万3,000円で、燃料費、光熱水費、施設管理委託料等運営管理に係る経費でございます。

次に、ハッ場ダム水源地域整備事業ですが、4億461万8,000円で、公園管理の賃金121万6,000円、三西第2、細谷、上郷地区の土地改良事業に伴う測量設計委託料2,770万円、十二沢パーキング造成工事及びふれあい公園工事の請負費等で、3億3,560万円が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） よろしく申し上げます。

続きまして、8項の事業費1目のふれあいの郷総務費でございます。お願いする額にいたしましては、5,910万4,000円でございます。人件費関係につきましては職員4名分と臨時職員6名分の計上でございます。

14節使用料及び賃借料125万6,000円でございますが、このうち用地借上料といたしまして92万2,000円がございまして、これが主なものでございます。

15節工事請負費50万円でございますが、福祉センター集会室のカーペットの張りかえをする予定でございます。

次に、2目の福祉センター管理費及び3目コンベンションホール管理費、4目健康増進センター管理費につきましては、経常的経費でございますので、よろしくお願いいたします。

ですが、3目のコンベンションホール管理費、18節備品購入費50万円につきましては、移動式ミラーを購入したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして54ページをお願いいたします。

5目国民宿舍管理費でございます。お願いする額が716万1,000円のお願いでございます。建物共済保険料48万円、国有林野賃借料168万1,000円、工事請負費500万円ということでございます。

次に、9項の温泉事業費をお願い申し上げます。

まず1目桔梗館管理費1,254万9,000円のお願いでございます。13節の委託料740万円につきましては、本年4月より指定管理者制度に移行するに当たりまして、その指定管理者に支払う委託料ということでございます。15節の工事請負費500万円が主なものでございます。

次に、55ページをお願いいたします。

2目温泉センター管理費7,542万6,000円のお願いでございます。人件費関係につきましては、職員2名分と臨時職員4名分でございますので、よろしくお願いいたします。15節の工事請負費280万円の計上でございますが、源泉及び浴槽のろ過機ろ材交換工事が主なものでございます。

続きまして56ページをお願いいたします。

3目の温泉センター食堂費4,943万9,000円でございます。人件費関係につきましては職員1名分と臨時職員11名分の計上でございます。15節の工事請負費220万円につきましては、プレハブ式の大型の冷凍庫1基と、それと冷蔵庫1基の改修工事を計画してございまして、それらを計上いたしました。その他につきましてはほとんど経常的なものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） お世話になります。

それでは57ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費でございますが、1億1,528万9,000円のお願いでございます。社会福祉事業費といたしまして、1億165万3,000円、民生委員推薦委員会委員8名、

一般職員 8 名分の人件費並びに民生委員さん52名、保護司さん等の経費で、経常的経費でございます。なお、23年度につきましては社会福祉協議会補助金といたしまして2,500万円ほど予定をさせていただいております。

58ページをお願いいたします。

障害福祉事業費で1,363万6,000円でございます。知的障害者地域ホーム事業等の委託料、心身障害者デイサービスセンターひかりの運営負担金及び特定疾患等の患者見舞金などがございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2目の障害児者自立支援費でございますが、2億4,978万6,000円、昨年と比較しまして11%の増という状況でございます。この障害者の自立支援につきましては、法律等の改正によりまして非常に見込みが立てにくい部分もございますが、増額ということでお願いをしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく3目国民年金費でございます。856万円のお願いでございます。職員1名分と年金ネット利用によります備品購入費が主なものです。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 60ページをお願いします。

4目の老人福祉費でございますが、ほぼ昨年と同額の2億6,920万7,000円のお願いでございます。説明欄の老人福祉事業といたしまして、2億5,671万円でございますが、主なものといたしましては吾妻養護老人ホーム負担金、また介護保険特別会計繰出金及び特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計繰出金等でございます。

続きまして、地域包括支援センター事業費でございますが、1,249万7,000円でございます。職員1名分の人件費及び予防給付ケアマネジメント業務の委託料でございますので、よろしくお願いをいたします。

5目福祉医療費でございますが、1億5,212万円をお願いでございまして、昨年より12.9%ほど伸びてございます。この福祉医療費につきましては、昨年の実績等から若干ふえる傾向にあるというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく 6 目国民健康保険費 1 億2,314万3,000円のお願いでございます。職員 5 名分の人件費及び国民健康保険特別会計への繰り出し金8,306万5,000円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 7 目の町民センター管理費でございます。この目につきましては、火災保険料と都市計画道路計画に伴う町民センターの解体工事費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 8 目後期高齢者医療費 2 億6,039万6,000円のお願いでございます。昨年度より後期高齢者医療広域連合事務局に当町より 1 名派遣をしております。広域連合から示された職員の手当、旅費等と町負担金 1 億9,499万5,000円を、療養給付費負担金として6,473万2,000円を、後期高齢者特別会計へ事務費及び保健基盤安定繰出金でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、9 目老人医療費120万2,000円のお願いでございます。昨年まで老人保健特別会計で計上していましたが、老人保健法が平成20年 3 月末日で終了し、3 年間の整理期間も平成22年度をもって終了したため、一般会計で対応するものでございます。医療給付金が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 63ページをお願いします。

2 項 1 目の児童措置費でございますが、2 億6,174万4,000円のお願いでございます。説明欄の子育て支援費につきましては、子ども手当交付金を 2 億5,447万6,000円計上させていただきました。次の児童虐待防止対策緊急強化事業でございますが、163万4,000円のお願いでございます。昨年11月の国の補正予算が成立したことに伴いまして、安心こども基金の実施期間の延長と積み増しが行われ、この事業が創設されました。当町としましては市町村の体制強化のための環境改善を図ることを目的に、乳幼児家庭の全戸訪問に利用する公用車の更新をお願いするものでございます。なお、補助率は県補助で100%となっております。

続きまして、2 目保育所費でございますが、4 保育所にかかります経常経費でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、65ページをお願いします。

3 目の学童保育費でございますが、東地区にございます学童保育並びに太田地区にござ

ます学童保育所の委託料と、それにかかわる経常経費でございますので、よろしくお願いいたしますします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、3項1目災害救助費でございます。5万1,000円の
お願いでございます。災害弔慰金支給事業負担金及び罹災救助資金積立金が主なものでござ
います。よろしくお願いいたしますします。

○議長（一場明夫君） 説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後1時ちょうどとします。

（午前 1 1 時 5 8 分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き、説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 66ページをお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費でございますが、1億747万円をお願いでございます。職員
給与及び経常的経費でございますので、よろしくお願いいたしますします。なお、原町赤十字病院
医療機器整備事業補助金として2,000万円、国民健康保険特別会計への繰出金として246万
8,000円を計上させていただいております。

2目の予防費でございますが、6,447万6,000円をお願いでございます。説明欄をごらん
ください。定期予防接種事業でございますが、例年実施しております3種混合ワクチン、2
種混合ワクチン、ポリオ、麻疹、風疹ワクチン及びBCG等の予防接種に係る経費でござ
います。次の定期外予防接種事業につきましては、23年度に新たに実施する事業でございます。
子宮頸がんワクチン、小児肺炎球菌予防ワクチン及びヒブワクチンの接種に係る経費でござ
います。次のインフルエンザ予防事業につきましては、高齢者インフルエンザの委託料と中

学3年生及び高校3年生に対するインフルエンザ予防接種補助金に係る経費でございます。
次の狂犬病等予防事業につきましては、狂犬病予防等に係る経費でございます。

68ページをお願いします。

3目の母子保健費でございますが、1,654万4,000円のお願いでございます。説明欄にございます次世代育成支援事業、教育相談事業、妊婦支援事業、健康診査事業及び歯科健康診査事業の母子保健に係る経費でございますので、よろしくお願いいたします。

69ページをお願いします。

4目の健康増進事業費でございますが、2,929万1,000円のお願いでございます。説明欄にございますように、健康診査事業、がん検診事業、生活習慣病予防対策事業などに係る委託料等でございます。

70ページをお願いします。

5目の健康推進費でございますが、45万3,000円のお願いでございます。健康づくり推進協議会の経費と食生活改善業務委託料の計上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく6目環境衛生費905万6,000円のお願いでございます。これは吾妻広域圏火葬場運営費負担金555万5,000円、太陽光発電システム設置費補助金300万円が主なものでございます。

次に、71ページをお願いいたします。

7目公害対策事業費68万2,000円のお願いでございます。大気汚染測定局の電気料13万2,000円、泉沢地区産業廃棄物の不法投棄跡地の水質検査委託料50万円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 8目の保健センター管理費でございますが、283万3,000円のお願いでございます。保健センターを管理する上で必要な経常経費でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 次に、9目霊園管理費376万7,000円のお願いでございます。あがつま・あづま両共同霊園の維持管理費及び霊園増設に伴う調査設計委託料200万円が主なものでございます。

72ページをお願いいたします。

2 項 1 目清掃総務費 2 億 761 万円をお願いでございます。主に 19 節吾妻東部衛生施設組合運営費負担金で、し尿、可燃物、粗大ごみの処理及び最終処分場施設建設費等の負担金でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

続きまして、3 項 1 目の簡易水道費でございますが、総額で 896 万 7,000 円をお願いでございます。整備事業補助金 75 万円ですが、これは町営以外の簡易水道等の施設改修費に対する補助金です。事業費の 2 分の 1、上限 150 万円までを補助する制度でございます。次の水質検査補助金 15 万 4,000 円は、水道法に基づく全項目検査を実施した場合に、検査手数料の 3 分の 1 を補助するものでございます。簡易水道特別会計への繰出金 806 万 3,000 円につきましては、簡易水道特別会計のほうで説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 73 ページの 5 款 1 項 1 目の労働諸費でございますけれども、お願いする額は 300 万 6,000 円でございます。説明欄をごらんください。勤労者住宅建設資金利子補給金の 250 万円でございますけれども、1 件 10 万円以内の補助でございます。次に勤労者生活資金預託金の 50 万円でございます。

次に、6 款 1 項 1 目の農業委員会費でございますけれども、農業委員や職員 2 名分の経常経費でございます。

次に、74 ページをお願いします。

2 目の農業総務費でございますけれども、7,922 万 5,000 円をお願いでございます。職員 10 名分の経常経費や農業後継者褒賞事業と農政対策事業といたしまして地産地消の推進経費と農業振興協議会等への補助金でございます。

次に 75 ページの 3 目の農業振興費でございますけれども、総額で 3,576 万円をお願いでございます。説明欄をごらんください。戸別所得補償制度推進事業としまして 94 万 5,000 円、農業振興地域整備促進事業として 40 万円、農業近代化資金等利子補給事業として 320 万円、農業振興対策事業として 582 万 3,000 円、野生動物による農作物災害対策事業として 250 万円、特定野菜等価格差補給事業としまして 15 万 4,000 円、園芸用廃プラスチック処理事業としまして 56 万円、中山間地域等直接支払事業としまして 1,739 万 7,000 円で、本事業は 23 年度より新たに第 3 期対策としてまた再度始まります。農業農村応援事業としまして 297 万 4,000

円、これは循環扇等リース事業でございます。直売施設管理事業としまして146万8,000円、いわびつ体験農園事業としまして33万9,000円でございます。

次に、77ページの4目の農業経営基盤強化対策事業としまして70万4,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。主なものとしまして、認定農業者農用地利用集積促進奨励金の66万6,000円でございます。これは認定農業者に土地を貸しますと、借り手、貸し手ともに奨励金が交付されるものでございます。

次に78ページ、5目の畜産振興費でございますけれども、総額で1億8,053万9,000円のお願いでございます。主なものといたしまして、畜産協議会等への補助金や公団営畜産基地負担金の支払いが1億7,905万7,000円でございます。

次に、6目の農地費の総額でございますけれども、5,272万9,000円のお願いでございます。説明欄を見ていただきたいと思いますけれども、小泉・泉沢地区、植栗地区、荻生川西地区、県単小規模土地改良事業、町単小規模土地改良事業、そして農地・水・環境保全向上活動事業でございます。本宿本丸土地改良は県単小規模に含まれております。

次に80ページ、7目の地籍調査費の3,840万7,000円のお願いでございます。現地調査といたしましては、ことし23年度が原町地区の最終年となります。

次に、6款2項1目の林業振興費でございますけれども、2,518万8,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。林業振興費としまして1,334万4,000円でございます。主なものといたしまして、森林整備支援交付金や、美しい森林づくり交付金等でございます。また、有害鳥獣捕獲事業といたしまして1,184万4,000円でございます。特に煙火従事者講習会参加者の負担金や狩猟免許取得者に対しての補助を行う予定でございます。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（渡辺三司君） 2目林業基盤整備費でございます。3,152万円をお願いでございます。内訳といたしましてまず、広域林道開設事業でございますが、815万6,000円で、吾嬬山改良工事に伴う測量設計委託料430万円及び土地購入費375万円が主なものでございます。

次、82ページをお願いいたします。

次に治山事業ですが、800万9,000円で、事業負担金が主なものでございます。次に県単林道改良事業ですが、817万4,000円で、高橋・千沢線舗装工事請負工事費が主なものでございます。次に町単林道整備事業ですが、718万1,000円で、村武沢測量設計委託料310万円及び負担金が主なものでございます。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 82ページの3目町有林管理費でございますけれども、383万8,000円のお願いでございます。主なものといたしまして、森林国営保険料と枝打ち、下刈り等施工委託料でございます。

次に、83ページの7款1項1目の商工総務費の1,543万1,000円のお願いでございます。主なものといたしましては、職員2名分の経常経費でございます。

次に、2目の商工振興費の4,168万1,000円のお願いでございます。主なものといたしましては、緊急雇用を利用した情報発信センター委託料と事業運営費補助金として、東吾妻町商工会補助金、街路灯電気料補助金、住宅新築改修等補助金、小口資金保証料補助金、経営振興資金利子補給金でございます。

次に、84ページをお願いします。

3目の観光費で2,655万9,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。主なものといたしましては、観光管理費として観光振興事業委託料は観光協会に観光宣伝及び施設整備の委託料でございます。事業運営費補助金といたしまして、ふるさと祭補助金300万円、観光協会運営費補助金70万円でございます。群馬DC事業の750万1,000円でございます。主なものとしましては記念品の作成や観光施設等の整備を予定しております。観光スポット美化リフレッシュ事業は、緊急雇用創出事業により町内の観光看板の清掃や観光客の動向調査を行います。

次に、温川キャンプ場管理事業でございますけれども、277万円と森林公園管理事業の689万円のお願いでございます。

次に、公共施設等管理事業でございますけれども、35万4,000円で、天神山公園や自然遊歩道の施設管理委託料や修繕費でございます。

次に、日本ロマンチック街道事業といたしまして54万9,000円のお願いでございます。次にその下のふるさと祭阿波踊り出演事業でございますけれども、ふるさと祭のときに杉並区から阿波踊りが参加していただきます経費でございます。

次に、4目の消費者行政推進費の24万8,000円のお願いでございます。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（渡辺三司君） 8款1項1目道路橋りょう総務費ですが、8,301万8,000円のお願いでございます。この目では職員11名分の給料、手当、職員共済負担金及び道路橋梁台帳整備補正業務委託料が主なものでございます。

次に、88ページをお願いいたします。

2目の道路維持費でございます。8,030万円のお願いでございます。内訳といたしまして説明欄をお願いいたします。まず、道路維持費ですが、7,212万9,000円で町道修理に伴います修繕料458万円、工事請負費3,100万円、原材料費2,200万円が主なものでございます。緊急雇用対策事業ですが、817万1,000円で、4名分の賃金等でございます。

次に、3目道路改良費ですが、総額で1億6,153万5,000円のお願いでございます。まず内訳といたしまして道路改良費ですが、1億3,152万円で、馬場・手子丸線ほか3路線の測量設計委託料として3,175万円、内野・山田川線ほか3路線の工事請負費として5,400万円、土地購入費350万円、岩下・川中線家屋移転等4,115万円が主なものでございます。

次に、ダム関連道路費ですが、3,001万5,000円で松谷・六合村線改良設計委託料として1,500万円、土地購入費として1,300万円が主なものでございます。

4目の橋りょう維持費ですが、318万9,000円のお願いでございます。この目では長寿命化修繕計画策定事業に伴う橋りょう点検委託料310万円が主なものでございます。

次に、90ページをお願いいたします。

1目の都市計画総務費ですが、総額で1,048万8,000円のお願いでございます。内訳として、まず都市計画総務費ですが804万1,000円で委員8名分の報酬及び都市計画図作成委託料750万円が主なものでございます。次に広場管理費ですが、244万7,000円でふくし・ふれあいロード補修工事費150万円が主なものでございます。

2目の土地区画整理費でございます。843万2,000円のお願いでございます。この目では事業推進管理委託料として832万7,000円が主なものでございます。

3目の街路事業整備費でございます。2億2,098万1,000円のお願いでございます。この目では土地購入費1,753万8,000円、県営事業負担金4,750万円、補償金1億5,230万7,000円が主なものでございます。

92ページをお願いいたします。

4目の都市公園費ですが、165万7,000円のお願いでございます。この目では公園の維持管理経費でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、2項5目の下水道費でございますが、総額で1億9,801万3,000円のお願いでございます。榛名湖特定環境保全公共下水道負担金413万9,000円は、高崎市との覚書に基づく負担金でございます。下水道事業特別会計への繰出金

1億9,387万4,000円につきましては、下水道事業特別会計のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（渡辺三司君） 1目の公営住宅管理費でございます。1,180万円のお願いでございます。この目では町営住宅12団地の維持管理経費でございます。

2目の定住促進住宅管理費でございますが、24万8,000円のお願いでございます。この目では箱島団地の維持管理経費でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 9款1項1目消防費でございますが、2億7,337万5,000円のお願いでございます。この目では消防団員333名分の報酬及び出動旅費並びに消防施設整備費としてそれに伴う経費が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、95ページをお願いいたします。

2目水防費でございます。これにつきましては消耗品1万円を計上させていただきました。

次に3目防災費でございます。840万円のお願いでございます。この目では防災会議委員10名分の報酬と防災行政無線の維持管理費が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 続きまして、10款1項1目教育委員会費219万7,000円のお願いでございます。教育委員さんの報酬、委員会の運営経費でございますので、よろしくお願いいたします。

96ページをお願いいたします。

2目の事務局費でございますが、お願いいたします額は1億5,131万6,000円で、主なものといたしまして97ページの説明欄にございます入学祝金339万円は、小学校入学時の祝い金113名分でございます。

98ページをお願いいたします。

説明欄にございます人権教育総合推進地域事業は、岩島地区で実施しておりまして、最終年の3年目でございますが、23年度より町で予算計上することになったものでございます。ほかは教育長及び事務局職員等の給与等経常経費でございます。

続きまして、3目の教育研究旅費62万3,000円でございますが、幼稚園、小・中学校の先生方が教育に関する調査研究に要する経費でありまして、例年3月3日に教育研究所の研究

発表会を開催しております。

続きまして4目の通学バス運営管理費でございますが、岩島地区2台、坂上地区2台、東地区1台の運行に要する経費と、小学校陸上記録会、中体連出場、移動音楽教室等に要する借り上げ料でございます。

続きまして、5目の給食調理場運営管理費2億2,393万4,000円でございますが、4調理場で1日約1,600食を調理していくための施設運営に必要な経費でございます。

101ページをお願いいたします。

6目の外国青年招致事業費961万9,000円でございますが、外国指導助手2名の報酬等経常経費でございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費9,801万円のお願いでございます。町内5小学校の学校運営に必要な経費でございます。

主なものについて説明させていただきます。102ページをお願いします。

7節の賃金につきましては、講師2人、マイタウンティーチャー、特別支援員及び特別非常勤講師それぞれ5名分を計上させていただきました。15節工事請負費は東小教室改修工事、坂上小渡り廊下塗装工事、原町小言葉の教室改修工事等を計上させていただきました。

106ページをお願いいたします。

尾瀬学校とありますが、岩島小学校の5年、6年生46名に要する経費でございます。各小学校ごとの経費につきましては、説明欄に記載してございますので後ほどごらんいただきたいと存じます。

2目の教育振興費2,084万3,000円につきましては、教材、教具及び就学援助関係の経費でございます。教育振興費につきましても説明欄に各小学校ごとに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、3目の小学校施設整備費3,984万8,000円につきましては、太田小学校体育館耐震補強工事費でございます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費につきましては、町内5中学校の学校運営に必要な経費でございます。主なものについて説明させていただきます。

7節賃金につきましては、講師3人、マイタウンティーチャー、特別支援員及び特別非常勤講師それぞれ5名分を計上させていただきました。

108ページをお願いいたします。

15節の工事請負費は、東中学校体育館正面入り口塗装工事、原町・太田中、扇風機設置工

事、坂上中FFファンヒーター改修工事等でございます。

112ページをお願いいたします。

尾瀬学校とありますのは、東、太田、原町、坂上中学校の生徒108名に要する経費でございます。なお、中学校費につきましても説明欄に各中学校ごとに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして2目教育振興費でございますが、主なものは説明欄の事務局費でございます。備品購入費1,700万円で、太田、岩島、坂上中学校のパソコン購入費でございます。また説明欄に各中学校ごとの教材、教具、就学援助に要する経費を記載してございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、3目中学校施設整備費でございますが、工事請負費2,590万4,000円は、太田中学校の県道拡幅工事に伴います校庭整備工事費、公有財産購入費は原町中学校校庭用地購入費でございます。

114ページをお願いいたします。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費1億6,185万3,000円は、5園の運営管理に伴います必要経費でございます。主なものは、1節報酬468万円は、非常勤職員の園長3名分の報酬でございます。7節賃金は教諭11名、支援員10名、預かり保育2名の臨時職員の賃金でございます。幼稚園につきましても説明欄に各幼稚園ごとに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

118ページをお願いいたします。

2目教育振興費につきましては、5園の教材、教具等の経費でございますので、よろしくをお願いいたします。

119ページをお願いいたします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費894万1,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。主なものは社会教育委員報酬を初め、社会教育を進めるための諸経費並びに広域町村圏への各種負担金と文化協会等関係団体への補助金及び成人式事業費99万9,000円でございます。

120ページをお願いいたします。

2目公民館費でございますが、2,576万7,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。中央公民館運営費は、公民館運営審議委員会委員報酬及び中央公民館の運営費並びに施設の維持管理費でございます。124ページまでの説明欄は、各種事業に要する経費及

び各地区公民館の維持管理、運営並びに事業費でございます。

続きまして、3目文化財保護費でございますが、502万1,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。文化財保護費ですが、文化財調査委員報酬並びに町文化財の実態調査や修繕費補助及び保存・育成補助と、大戸・岡崎資料館の維持管理費でございます。

125ページの岩櫃城跡保存整備事業から126ページの企画展開催事業までは、各種事業に要する経費でございます。

続きまして、4目青少年対策費でございますが、135万円をお願いでございます。説明欄をごらんください。青少年対策費は青少年問題協議会委員報酬と、青少年の健全育成に要する経費でございます。次の杉並・東吾妻わんぱく交流事業につきましては、姉妹都市であります杉並区の小学生と、本町の小学生の野外交流でございまして、23年度には杉並区において2泊3日で開催する予定でございます。

続きまして、5目の発掘調査費ですが、711万3,000円をお願いでございます。説明欄をごらんください。発掘調査費は松谷にあります文化財整理室の維持管理が主なものでございます。次の試掘調査費でございますが、岩櫃城跡の学術調査等の経費でございます。次の細谷地区発掘調査事業は、ダム関連事業の発掘調査でございます。

128ページをお願いいたします。

6項保健体育費、1目保健体育総務費でございますが、2,567万円をお願いでございます。説明欄をごらんください。保健体育総務費はスポーツ振興審議会委員、体育指導員報酬、健康マラソン大会などの体育事業に要する経費及び海の家負担金、体育協会補助金、スケート場運営補助金、各地区スポーツ事業補助金等が主なものでございます。

129ページの健康管理対策につきましては、管内10校5園の健康診断等に要する経費でございます。次の郡民体育祭事業でございますが、今回は50回大会で本町が会場町村として開催するための経費でございます。

続きまして、2目学校開放事業ですが、1,232万3,000円をお願いでございます。管内小・中学校10校の体育館、校庭を一般町民に開放するための経費でございます。なお、工事請負費は太田中学校屋外照明改修工事でございます。

130ページをお願いします。

3目施設管理費でございますが、2,407万4,000円をお願いでございます。これはスポーツ広場や町民体育館、あづま親水公園や岩井親水公園等の維持管理費でございます。なお、工事請負費はスポーツ広場にトイレを新設する工事費でございます。

以上、簡単な説明ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（渡辺三司君） 11款1項1目河川復旧費8万円のお願いでございます。これは昨年同額をお願いでございます。

2目道路復旧費でございます。14万1,000円のお願いです。これにつきましても昨年並みの復旧費をお願いいたします。

3目橋りょう復旧費でございます。1万円で存目でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 続きまして、12款の公債費であります。まず1目の元金、2目利子、3目の公債諸費ということですが、今年度につきましても説明欄元金のところの2行目ですが、繰上償還ということで群馬県の貸付金を中心に繰上償還をしていきたいというふうに考えております。合計で13億5,666万円ということです。よろしくお願いいたします。

続きまして、13款の諸支出金になります。水道事業会計への補助金ということで、3条関係に2,000万円の補助であります。

続きまして、開発公社費であります。開発公社への補助金として200万円、これ昨年12月に補正等でお世話になりました4区画で、売るための子供がいる場合に補助をするというような、その関係でございます。

続きまして、14款予備費であります。例年同様1,000万円の予備費ということであります。

続きまして、134ページからです。134ページから142ページまで給与費の明細がついております。後でゆっくりごらんいただければというふうに思います。

そして最後のページ、143ページです。143ページには、一般会計の地方債残高表が載っております。先ほど冒頭にご説明しましたように、全会計の比較表を見ながら見ていただければというふうに思います。

以上が平成23年度の一般会計の予算案の説明になります。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第２号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第15、議案第２号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第２号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、事業勘定ですが、予算総額、歳入歳出それぞれ18億7,817万7,000円であります。

歳入の内訳ですが、国民健康保険税 4 億4,223万3,000円、国庫支出金 4 億4,132万5,000円、前期高齢者交付金 4 億5,268万5,000円、共同事業交付金 2 億1,953万2,000円、繰入金 1 億615万6,000円が主なものでございます。

次に歳出ですが、保険給付費12億5,471万2,000円、後期高齢者支援金等 2 億2,993万5,000円、共同事業拠出金 2 億1,953万5,000円が主なものであります。後期高齢者医療制度が始まり、3年が経過したところですが、平成25年度ころに廃止が予定され、地域保険は国保に一本化することになります。加入する制度が年齢で区分されることなく、現役世代と同じ制度に加入するものでございます。これにより多くの高齢者が国保に加入することになり、高齢者間の保険料格差の増大が懸念されます。当町においては高齢化の進行により、医療費は増加し、景気の低迷により収納率は低下をしていますので、今後も収納確保に努めていきます。今年度は歳入不足が予測されますので、基金の取り崩しを予定しました。今後も国民健康保険事業は大変厳しい状況にあることをご理解いただき、引き続き特定健診の受検比率を上げるようPRを行い、町民皆様の健康管理と人間ドック検診費の補助を実施し、医療費の削減に向けた取り組みを図っていきます。

続きまして施設勘定ですが、歳入歳出それぞれ8,263万3,000円であります。

歳入は、診療収入7,271万2,000円、県支出金287万1,000円、繰入金533万9,000円が主なものであり、歳出は、人件費等の総務費3,254万円、薬品購入等の医業費4,562万2,000円が主なものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください

ますようよろしく願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、事業勘定から事項別明細書により説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

1 総括。歳入構成の割合で見ますと、国民健康保険税及び国庫支出金とともに全体の23.5%、前期高齢者交付金24.1%、共同事業交付金が11.7%でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出の割合ですが、保険給付費66.8%、後期高齢者支援金12.24%、共同事業拠出金11.69%でございます。

10ページをお願いいたします。

歳入の内訳ですが、1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税 3 億9,807万6,000円、2 目退職被保険者等国民健康保険税4,415万7,000円でございます。

説明欄をごらんください。いずれも被保険者1人当たり、1世帯当たりの年税額を上げてございます。なお、昨年より3,500万円ほど減額となりました。これは課税総所得額が昨年より3億円ほど減額になり、被保険者数、世帯数の減少と今年度においては収納率を98%に見込んだためでございます。

次に、3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、12ページをお願いいたします。3 億4,831万5,000円、2 項国庫補助金9,301万円、ともに昨年より若干少なくなっております。

4 款 1 項 1 目療養給付費交付金7,175万円、団塊世代の退職者の増加によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

5 款前期高齢者交付金は4 億5,268万5,000円で、1 人当たり医療給付費は26万2,000円ほどになります。

6 款県支出金、1 項県補助金、2 項県負担金については、ほぼ例年並みでございます。

7 款財産収入は基金利子であります。

次に14ページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目共同事業交付金については、月80万円を超える高額療養費に係る交付金であり、2 目保険財政共同安定化事業交付金については、30万円を超え80万円未満の高額医療

費にかかわる交付金であります。

9 款 1 項他会計繰入金につきましては、8,306 万 5,000 円でございます。

同じく 2 項 1 目基金繰入金 2,309 万 1,000 円、今年度は歳入不足が予定されるため、基金の取り崩しを見込みました。

15 ページをお願いいたします。

10 款 1 項繰越金につきましては、前年度繰越金予定額であります。

11 款以降は存目処置等でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして 17 ページをお願いいたします。

歳出ですが、1 款 1 項総務管理費 580 万 5,000 円、昨年より減額となっており、事務費委託料等経常経費でございます。

2 項徴税費 559 万 8,000 円については、税徴収のための経常経費であります。

3 項運営協議会費 37 万 2,000 円、国保運営協議会に係る経費であります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費から 21 ページの 5 項葬祭費までは、22 年度の数値をもとに算出をしてあります。いずれも被保険者の医療費等に係る数値等であります。1 カ月当たりの金額については説明欄に掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

3 款後期高齢者支援金等、4 款前期高齢者納付金等でございますが、これにつきましても 22 年度数値を参考に算出をしてあります。

5 款老人保健拠出金ですが、前年分の医療費が新年度支払いとなるため算出された金額でございます。

22 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目介護納付金 9,616 万 2,000 円については、介護納付金見込み額の数値を参考に算出をしてあります。

7 款共同事業拠出金 2 億 1,953 万 5,000 円につきましては、連合会から示された資料数値により算出しております。

23 ページをお願いいたします。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費 1,553 万円ですが、特定健康診査保健指導等の経費でございます。なお、本年度集団健診及び個別健診ですが、1 月末におきまして前年度並みの 1,585 人が受診をされております。

2 項保健事業費 532 万 6,000 円ですが、1 目保健衛生普及費については事務的な経費であり、2 目疾病予防費については人間ドックの委託料であります。23 年度も人間ドック検診費

の助成を、検診年齢40歳以上75歳未満までの方々を対象に実施をいたします。検診費用は後期高齢者医療広域連合の助成金額と同額の1万6,000円とさせていただきます。

25ページをお願いいたします。

11款諸支出金、2項繰出金287万1,000円、施設勘定に繰り出すものでございます。

以上、説明を省略させていただいたものにつきましては、継続事業及び本年度の予算数値に類推するものでご了解をお願い申し上げます。また、新年度予算全体についてはそれぞれの交付金等が本年度の実績による数値ということで組ませていただきました。今後医療費の増加等に合わせ、課税所得が定まる本算定時以降税収が見込めない場合には、税率の改定等慎重に検討し、あわせて国保運営協議会に諮りご意見を伺う予定でございます。

次に、施設勘定につきまして26ページ以降、事項別明細書により説明させていただきます。

1 総括。歳入の割合ですが、診療収入88%が主なものです。

歳出は総務費39.38%、医業費55.21%でございます。

27ページをお願いいたします。

歳入の内訳ですが、1款1項外来収入7,192万5,000円、2項その他診療収入78万7,000円、診療に係る収入でございます。

28ページをお願いいたします。

3款1項県補助金287万1,000円は、特別調整交付金、僻地診療施設運営費補助金でございます。4款繰入金、1項他会計繰入金246万8,000円は、一般会計からの繰り入れであり、2項287万1,000円につきましては事業勘定からの繰り入れであります。5款繰越金は前年度繰越金でございます。

29ページをお願いいたします。

6款諸収入、1項受託事業収入については、特定健診及び保健指導等の収入でございます。

30ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款総務費3,254万円は、職員3名分と臨時職員の人件費及び施設管理のための経常経費でございます。なお、次年度におきましては医師の異動内示がありました。今まで岩松先生にお世話になっていたわけですが、新年度から高橋源先生が桐生厚生総合病院から赴任されますので、これにより看板の交換、官舎の清掃等の計上もされております。

31ページをお願いいたします。

2款1項医業費、1目医業管理費113万7,000円、主に経常経費です。2目医療用機械器

具費403万7,000円、備品購入として薬の分包機を今年度は予定しております。3目、4目につきましては医療用消耗品、医薬品等でございます。

32ページをお願いいたします。

3款1項公債費447万1,000円、これにつきましては町起債7件分の元金、利子分でございます。

なお33ページ以降給与費の明細表、39ページに地方債の現在高の見込みに関する調書がございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上概略を説明させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 町長就任して初めての予算編成、質問するときがなかったのでここで質問しますけれども、健康保険特別会計予算編成時に当たりまして、どの辺のところを重点に置いて編成をなされたか、ちょっとご説明をお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 国民健康保険事業、大変厳しい状況にあるということは、加部議員もご存じかと思います。そのような中で町民の皆さんにご満足いただけるような特別会計予算にしたいというふうなことでございまして、そのようなことから特に資金面で今回から基金を取り崩して補てんしていこうということに踏み切ったわけでございます。そのような中から町民の皆さんのこれからの生活における健康、そういうものを維持していくために、積極的に事業を展開していきたいという考えでございます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 一般的、本当にマクロ的に言うと、今町長が言ったようなことで、これはもう回答のマニュアルのようなもので、私はそういう回答を求めたんじゃないくて、1年間町長は恐らくこの健康保険特別会計についての勉強をしたはずですよ。今町長がおっしゃってましたとおり、町民の健康ということは非常に重要、特に高齢化社会ということでお年寄りが多いということで、大変な事業だと思うんですけども、その辺のところ、この辺のところをこうにした、この辺のところはこうにしたというのは、二、三ないですか。ただ今までやってきたものをずっと踏襲しているんだというようにしか思えないんですよ、この予算書を見る限り。中澤カラーというのは、「いや、そうじゃねえんだ」と、「加部さんそ

うじゃねえんだよ、おれはここをこうにしたんだよ、ああにしたんだよ」というのは何かな
いですか、何もないですか。その辺のところを聞きたかったんです。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変しっかりしたご質問をいただきましたけれども、特に特定健診の
受診比率を上げるPRというものを積極的に行って、町民の皆さんの健康管理を引き続きし
っかりと見詰めてやっていきたいということと、それから人間ドックの受診費の補助という
ものもございますので、こういうものを積極的に活用して、医療費の削減に向けた取り組み
というものも図っていきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 本当に細かいことですが、今、町長、これは今度は細か過ぎる、
案件としては小さなことしか言ってもらえなかった。小さなことをいいますから言いますけ
れども特定健診、これ受診、私は受けました、女房は受けません。しかし町からは何もあり
ません。今町長がおっしゃったその辺のところを、やっていますと言うけれど、何の連絡も
ないんですよ、いまだかつて。これ本当に私のことを言っては申しわけないんですけれど、
あえて私は女房に受けさせなかったんです。どんな町が対応をするかどうか。そしたらたま
たま今ひっかかったかどうかわかりませんが、町長がそういう答えをした。実際は受け
ていない人には何もしていないんですよ。その辺のところ、どうなっていますか。町長はや
っているんだと。実際はやっていねえんだと。これ、細かいことです、本当に端的でいいで
すからお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この件につきましては、町民の方にご理解がなかなか浸透しないとい
うところもあると思いますが、そういうものをPRを行いながらしっかりとやっていきたい
というふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） こんなことは本当に小さいことですから、余り時間をかけたくない
んですけれども、ぜひこの場を、この場を通り抜ければいいんだという回答じゃなくて、今
の町長の言い方は、この場を通り抜ければいいんだというような回答なんです。私の女房は
たまたまそうであってそうだとか、ひっかかったような感じなんです。そういうんじゃな
くて、もっと本当に町民に目線を置いてぜひお願いしたいと思うんです。

それじゃ次に移りますけれども、この収納率の減ですね、この辺のところは何が原因だっ

たですか。主な原因を1つか2つ上げてみてください。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 先ほどから加部議員さんのお話ですが、やはり被保険者の方が安心して医療にかかれるということで考えておりまして、今の収納率の関係につきましては、うちの町につきましてはことしは95.55%ということで県下8番目ぐらいでなっております。それで98%に見たと。予算的に見たということでありまして、約96から2%ぐらいは努力をして収納を上げようという意味で98%で見ておるということでございます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 町長、今の課長の回答で、町長の思いというのはどうですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり町民の皆さんにご理解をいただいて、収納率、これからも上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 次に、この医療費の税ですね。この税はこの予算書に載っている金額、この予算書の現在の金額ですね、これでいつまでいける予定ですか、将来。何か積立金を切り崩すの、どうのこうの言われているようですけれども、その辺のところはどんな予定をしておりますか。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 先ほどの繰越金関係でございますが、やはり今年度におきましては税務会計課長のほうからお話がありましたように、税もなかなか伸びないという状況でございます。まして税金の総額自体が額が下がっているような状況でございまして、その額を基準に保険税につきましても算定をしておりますので、今回若干低目な数値となっております。

それで、あと何年ぐらいもつかと言われますんですが、今回につきましては取り崩しを行いまして、医療費が大きな数値で月額動いてしまうために、はっきりとは何年までもつとは言えない状況で、今の額からいけばあと二、三年はもつのではないかと思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） わかりました。

それで、この医療機関にかかる老人を含む患者さん、これへの町からの指導というものはないんですか。なぜ私そんなことを言いますかという、ずっと前に新聞に出ておりました。ある町では訪問指導体制を強化して、この辺が非常に難しいんですけれども、早く言えば医者へ行かなくてもいい人が医者へ行っている、そういうようなことがあるんだそうですよ。だからその辺のことを訪問指導して受診方法のアドバイスをしているということが、この新聞に出ていたんですね。ああ、これはいいことだなと思って、当町にもこの辺のところは導入はできないものかなと思って、あえて今町長でも課長でもいいんですけれども、この辺のところを勉強するか否か、お聞きしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 今の加部議員さんの質問でございますが、今の新聞で報道されていましたようなことはまだ当町ではやっていないわけなんです、先ほど町長からも話がありましたように、特定健診等がその例でございます。なるべく特定健診等である程度自分ほどのくらいということを皆さんが自覚して、医者にかかる方、かからない方がおるのではないかと思いますので、特定健診にまたよく被保険者の方にPRをしていくということでお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 何と言っていいか、私の質問とかみ合わないような感じを受けてちょっと残念に思うんですけれども、ひとつもっと今やっているものをやるんだというんじゃなくて、何か新しいものに挑戦をしよう、そういう意気込みというのは全く見られないんですけれども、町長その辺のところ町長どうですかね、新しいものに取り組むという姿勢が全く見られないような気がするんですよ。ですから、こういうことをしている町、村は非常に受診率も低くなっているというんですね、実際。受診率が低くなるということはいいか悪いかは別、ただ医療費は少なくなるわけですよね。そういう面において非常にこの保険を助けているんじゃないかなと思うんです。ですから、ただ漫然と今までやっているものを一生懸命やるんだというんじゃなくて、それじゃ本当にマンネリ化してしまっただけ何もしないんですよ、だから何か新しいものを、いいことがあればそれに勉強していくよという姿勢をひとつ、ぜひ町長、課長さんを初め職員の皆さん方に植えつけるような教育をぜひお願いしたいと思うんですけれども、コメントをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この事業以外にも言えることでございます。やはり新しい発想によってその事業が、経費がかからず、よりよいものになるような努力というものをこれからしていかなければならないというふうに思っております。これからも職員と一緒に、そういうところは真剣に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） ぜひひとつお願いをしておきたいと思います。

では、もう少しで終わりますので、もう少し辛抱してください。

本当に細かいことですが、資格証明書というのはどのくらい発行されておりますか。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

（「概略でいいですよ」と呼ぶ者あり）

○町民課長（本多利信君） はい。

すみません、今2月末におきましてちょうど40件でございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） その中で、前回も聞いておりますけれども、まさか就学、早くいえば子供さんに影響していることはないですね。

それともう一つ、短期保険証というんですか、資格証明を持っている人が医者にかかるとき、納めて短期のあれをもらって、あれ、ありますよね。それは何件ぐらいありましたか。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 先ほどの生徒さん等におきましては、前々から言っていますようにございません。

それで、後段の短期被保険者証の関係におきましては、2月末におきまして86件ほどございます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） はい、ありがとうございます。

町長、この辺の今の40件の80何件かということが出ました。それで学生にはこれは及んでいないということなんですけれども、その辺のところを聞いて町長、何か感じましたか。少ないな、多いな、しょうがないなと、何か感じたことありましたら、コメントをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはりこういうものは、多い少ないは別として存在するということが大変なことでありますので、こういうことのないよう、すべての面で町としても努力をしていかなければならないというふうに思っています。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） ある私が近くしてもらっている人がいるんですけども、その人は資格証明証の対象者です。非常に世間には申しわけないと、非常に肩身が狭いと、しかしこれを払うだけの金がないんだ、食べるのもやっとなんだということで、一生懸命生きている人もいますよ。払いたくも払えない、そういう人もいますね。かといって、生活保護を相談に行っても対象外であると、非常に苦しんでいる人もいます。まじめに苦しんでいる人もいます。だから、そういう人たちをどう救済するか、果たして私もこうにしろ、ああにしろ、こうしたほうがいいんじゃないか、ああしたほうがいいんだという、その策はないんですよ、はっきり言って。ないんです、こうにすればこっちからだめ、こうにすればこっちからだめと、いろいろ考えましたけれどもないんですよ。ですけども、町長にも言ったら無理だと思うんですけども、課長さん、こういう人たちはもうどうすることもできないんですか。こんな質問しては申しわけないんですけどね、確かに課長としてみれば規定に基づいて仕事しなければならないからだめだと言うしかないと思うんですね。これもやむを得ないと思うんですよ。しかし、その辺のところを課長さん、もし何かがあれば知らせていただきたい。何かありますか、なければいいんですよ。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） そういう関係につきましては一番担当が今、容易じゃない状況におるわけなんです、資格証の方、また短期給付の方等、主に短期給付の方なんです、本当に1,000円持ってくる人もいますし、5,000円持ってくる人もいます。それで、幾らでもやはり納めていただきますと、どうしても短期を出すということになってしまいますので、この国保事業も厳しいということも大いにあります。本当に手術をするからといって5,000円持ってきた方もおりますし、そういう方が多いです。その辺本当に担当は苦勞しているところでございます。答えにならないかしらなんでしょうけれども、お願いいたします。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） これで終わりにしますけれども、町を歩いていますと、そういう人もいますよ。まじめに本当に困っている人がいます。そういう人たちは私は何とかしてあげたい。何とかしてあげたいと思っておるんですけども、ぜひひとつ課長さん、町

長さん、その辺のところも積極的に、いい方法があればひとつ探して勉強していただきたい
なと思っております。

私でできない勝手なことばかり申し上げましたけれども、ぜひひとつもし何かありましたら救済策をお願いしたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

ほかにございますか。

質疑の途中ですけれども、ここで休憩をとります。

再開を午後2時25分とします。すみません、よろしくお願いします。

（午後 2時13分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 2時25分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） お伺いします。

本来ならこの特別会計というのは、その会計の中で収支が均衡するということが求められる姿だという前提で考えておるんですが、一般会計から8,300万円の繰り出しがある。それで今回基金の繰入金ということで、どうも末期的な症状であるというような説明を受けたところではありますが、その前段として繰越金で6,000万円が今期、前期からの継続になっております。

ところで、基金の取り崩しという状況があると、予備費の3,700万円の支出がどうになるかという未定事項ではありますが、来期への積立金というのはゼロと考えてよさそうだと、この予算書からはそう見えるんですが、それで間違いはございませんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 国保会計におきましては、国保連からの指導等もあるわけなんです、繰越金についてはこのぐらいの率でおきなさいというような規定がありまして、ほぼうちの財政から見ますと、6,000万円ぐらいの金額になっております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、支出のほうの予算、4ページ、5ページになりますでしょうか、そのところに6,000万円の記載がないと、どうも収支が合わないような気がするんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 質問の趣旨がわかりますか。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） 歳出のほうに予備費ということで3,764万1,000円、これが保険給付費の3%ぐらいを充てるというようなことでやっております。

○議長（一場明夫君） 大図議員、質疑の内容がちょっと確認できていないので、もう一度お願いしたいんですが。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） いいですか、23年度は22年度から繰越金として6,000万円の収入があります。予算上の措置です。23年度予算に3,700万円の予備費がございますが、これとて不測の事態に備えるための予備費でしょう。年度により支出が大幅に増減すると思います。となると、いいですか、予算措置上24年度に繰り越すだけの余力はここの予算の中にはない。したがって、24年度当初には6,000万円の繰越金という当初予算はない。それは決算してみればそれは別でしょうけれども、予算上はそういうように見えますが、それで間違いないでしょうかという意味です。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 予算上はそのとおりだと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ところで、法人住民税が50%アップと、税務当局の試算がありましたが、法人がどこを決算期としているかは別でしょうが、昨今の情勢を見ると、それとてなかなか予断を許さないところにあります。大幅なアップというのは余り期待しないほうがいいという。特段個人住民税が落ちている、なおかつ団塊の世代がそこに定年期を迎えて、あと何年かで非常に厳しい状況になる。その段階において、国保会計がその高齢化に対応するだけの財務内容を持つかどうか、趣旨説明によりますと、持たなければ税率を改定するんだと

というような言い方がありました。その方向性で間違いないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） やはり財政的にやっていけない場合は税金等を考えなくてはならないかと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それが町の姿勢だと心得ておいてよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 町の姿勢といいたいでしょうか、この特別会計、国保会計の現状からいきますと、そのような状況になるのではないかと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、健康保険税の税率というのはそれぞれの町村で決定できます。いいですか、先ほどの条例の提案のときにも、給食費の無料化で町に定着する人間をふやしていくんだ、いいですか、給食費の無料化が住む要因なんだという層をねらうんだという発言です。ところで、そうしてくると、今度は国保税の税率が、高齢世帯に非常に大変になってくる。世帯割、資産割、所得割という形で計算されます。どちらかという豊かな人のほうが納付額が大きいわけです。その人たちはもう要らないんだ。いいですか、そういうことを言う人は国保税の税率が安い町村に転居してもらえばいいんだ、だから国保税の税率はこれから改定の余地があるんだという発言に受け取られますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 国保税自体が今大変厳しい状況というのはおわかりかと思いますが、昨年度も群馬県下におきまして6カ所ぐらいのところ国保税を、税率を上げました。また、昨年2市町ぐらいで見直しをして下げたところもございます。ただこの事業自体がやっていけないということになりますと、税率のアップというのも考えないことにはならないんではないかと思います。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 聞く相手が担当課長に聞いたつもりはないんですが、町長から答弁がなかったのを伺います。

いいですか、町政に対する基本姿勢です。先ほどの条例の提案の中には、給食費の無料化

によっておいて子育て支援をするんだ、それで町に住む人をふやしていくんだ、いいですか、給食費の負担が大変なんだと思っている層をふやしたいんだという発言です。今回のこの課長が予算の中で趣旨説明をしたということは、町長の意思もそこにあらわれているのだと私は思っているんですが、いいですか、国保税の税率をアップして、国保会計はそれはそれで維持していくんだ、今言ってるように。国保税が負担になる層、それは資産と所得を持っている層なんです。その層の負担は大きくていいんだと。負担が大きくて嫌な人は少ない町村を選んで転居してもらっていいんだというような発想につながる。現実これがあるわけです。そういう政策が今ここにあったと認識していてよろしいでしょうか、伺っています。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今のお話は、やはり仮定の話がかなり入っておりまして、なかなかその話に乗っていくとどこまでもその筋に乗ってしまうような話なんです、値上げしなければならぬ状況が生まれた場合には、値上げだけではなくて、ほかの手だてを考えることも当然だというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われそうですが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月16日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第16、議案第3号 平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,584万6,000円でございます。

歳入ですが、後期高齢者医療保険料1億1,983万1,000円、一般会計繰入金6,473万2,000円が主なものです。

歳出ですが、群馬県後期高齢者医療広域連合への事務費及び保険料等の負担金1億8,126万4,000円が主なものでございます。

この医療制度は平成25年度をめぐりに廃止が予定されております。今後は移行に向けた詳細な内容が示されますので、高齢者の保険料の増加、市町村国保の負担増に十分配慮し、不公平にならないようしなければなりません。なお、今年度も国保と同様、引き続き広域連合が全県の後期高齢被保険者を対象に、人間ドックの検診費補助を実施いたします。また、昨年に続き、群馬県後期高齢者医療広域連合事務局に、当町から1名の職員を派遣しております。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） では4ページをお願いいたします。

事項別明細書により説明させていただきます。

1 総括。歳入の構成割合を見ますと、後期高齢者医療保険料64.5%、繰入金34.8%が主なものでございます。歳出の割合は、後期高齢者医療広域連合納付金が97.5%を占めています。

このように、本会計につきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合と連動し、事務を進めており、徴収費関連の総務費以外は広域連合から試算を受けた数字でございます。

では5ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款 1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収分、2 目普通徴収分1億1,983万1,000円、広域連合試算額により保険料を見込んでおります。

3 款 1 項一般会計繰入金6,473万2,000円、1 目事務費繰入金、2 目保険基盤安定繰入金、県の負担金を含めた額となっております。

4 款諸収入、1 項 1 目雑入48万円、人間ドック助成金30人分の金額を見込んでおります。
後期高齢者医療被保険者を対象に今後もPRに努めてまいります。

6 ページをお願いいたします。

2 項 1 目保険料還付金80万円、過年度分でございます。

以下は存目処置等でございます。

7 ページをお願いいたします。

歳出です。1 款総務費、1 項総務管理費72万4,000円、2 項徴収費307万7,000円、ともに
経常経費及び還付金等でございます。

2 款は広域連合への納付金 1 億8,126万4,000円でございます。

次に 8 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目人間ドック検診の委託料48万円であります。

以下は存目処置等でございます。

以上が後期高齢者医療特別会計の説明でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 同じような質問を町長に行いますけれども、町長、当町としては高齢化が非常に進んでいるほうの町ととらえて私はおりますけれども、この後期医療特別会計、これについて、このシステム、これは町長はどのように考えていますか、このシステム、後期高齢者のシステム。何か、何も考えていなければ何も考えていないでいいんですけれども。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この後期高齢者医療につきましては、こういう制度自体がありますので、不備な点が見られれば、そういうものは改善してもらって、さらに改正、充実を図っていききたいというのが普通の考えでございます。私もそのように考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それに関連というんですか、私たちは関連しているんですけれども、この後期高齢者医療特別会計、これの保険料軽減措置というのはありますよね。課長さん、わかりますよね。そこを質問しておきます。後期高齢者医療特別会計の保険料軽減措置というのがありますよね、ご存じですか——それじゃいいです、あるということがわかっていますので、これは住民税が非課税の被保険者の軽減の割合が8.5%ですよね、これが当町にど

れくらい対象者がいますか。概算でいいですよ、そんなにばさっというんではなくて、概算で課長さんがつかんでいる概算、どのくらいになりますか、当町。

○議長（一場明夫君） 把握していますか。

（「ちょっとわかりません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 加部議員、内容をちょっと把握していないようですので、議案調査でしていただくことはできますか。

○15番（加部 浩君） はい、議案調査しても、これは今度は委員長に質問するようになってしまいますのであれしめますけれども、わかりました。その辺は、私は私なりにとらえておりますので、それはいいです。

そうすると、この保険事業の収支ですね、それから恐らくこの特別会計予算書というのできてきていると思うんですけれども、それを含む今後当町の伸び率というのはどの程度におさえていますか。

○議長（一場明夫君） ちょっと待ってください、課長のほうで答弁できませんか。

（発言する者あり）

○議長（一場明夫君） そういうふうに答えてください。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） その数値につきましては把握をしております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうしますと、これはこの予算書というのは県の広域でやっていますから、県から来たものをそっくり載せて当町にそれを何とか当てはめようとしてつくった予算書ですか。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 先ほどもお話をしたかと思いますが、広域連合と連動して事務を進めておりまして、広域連合から数値を出されたものでございます。

以上です。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） すみません、私ちょっと回転が鈍いものですからわからないんですけど、そうすると当町の意見というのは全く入っていないという理解でいいんですか。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） この県下を一つと考えまして広域連合がやっておるわけですが、

やはり市町村におきまして、ある程度の差が出て困る場合があるというのと、なるべく平準化するような形でこの広域連合がありますものですから、そこからの数値をもらったような形で予算計上をしてございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうすると、これをつくる、全く予算書を考えないでずっと前、9月か10月かわかりませんが、その辺の時点で当町は広域連合の後期高齢者医療保険についてはこういうのだというデータとかそういうものは、全く連合のほうには行っていないんですか。当町の事情というものは行っていないんですか。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 当町の現状は当然行っておりまして、それで各県内をある程度平準化をするような形で組んでおる数値でございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうすると、去年までは老人保健が入りまじっていたのかな、そうじゃなかったか。それはいいです。いいんですけれども、去年もこの後期高齢者医療特別会計があったんですよね。その中ですとということ、伸び率というのはあるんじゃないですか。減少しているんですか、伸びているんですか、どちらですか。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 今高齢化が進んでおりまして、全体的に見ますと伸びておるような状況でございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） だから課長さん、そんなに難しく考えないで、そうするということ、今課長さんなり、町長でもいいんですけれども、これが広域連合が来たからこの予算書ができた。けれど将来、要するにどのくらいの伸び率でこれが行くかというものを押さえていますか、ということのをさっき聞いたんですよ。それ、押さえてねえと言うから今度、何をそれじゃ根拠にするのかなと思って言っているわけです。だからことはこうだと、しかし来年はこうだというのがなければ、これできないんじゃないですか。伸び率というのは伸びていくのか減っていくのか、その辺のところもわからないんですか。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 年齢構成からいきますと、当然ふえているということがあります。また、ただ療養費等につきましてはどのくらい伸びるかということが把握できないような状

況にあります。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) いいですか、はい。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月16日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(一場明夫君) 日程第17、議案第4号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第4号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成23年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,322万7,000円でございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金1億6,889万2,000円、使用料及び手数料1,000円、寄附金1,000円、繰入金2,647万6,000円、繰越金300万円、諸収入2,485万7,000円でございます。

歳出は、総務費2億1,801万円、公債費471万7,000円、予備費50万円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） それでは、事項別明細書の4ページをお願いします。

歳入でございます。1款1項1目の負担金といたしまして、施設分、短期分含めまして総額で1億6,889万2,000円のお願いでございます。

続きまして、2款1項1目の総務手数料及び3款1項1目の寄附金につきましては、介護認定調査料及び指定寄附金ということで、それぞれ1,000円の計上でございます。

4款1項1目の一般会計繰入金につきましては、2,647万6,000円ということで、180万2,000円ほど前年度より減額をさせていただいております。

5款1項1目の繰越金につきましては、前年同額の300万円を計上させていただいております。

6款1項1目の雑入でございますが、主なものにつきましては、介護保険給付対象外サービス利用料といたしまして、2,450万3,000円でございます。

続きまして、6ページをお願いします。

歳出でございます。1款1項1目の一般管理費でございますが、2億1,801万円でございます。昨年と比較して237万2,000円の減額でございます。賃金でございますが、3,000万円計上させていただいております。16名分を計上させていただいております。賄材料費の1,435万3,000円でございますが、これは1日当たりおよそ760円ということで施設入所者の賄い費の経常的経費でございます。

続きまして、7ページの2款1項の公債費でございますが、元金、利子合わせまして471万7,000円ということでございます。

最後に8ページの予備費でございますが、昨年同様50万円のお願いでございます。

9ページから12ページにつきましては、一般職の給与費明細書でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、13ページに地方債の残高の表がございますので、これにつきましても後ほどごらんいただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 前年も今年度も多分、入所待機者が大勢いるというふうに伺っているわけなんです、その辺を考慮した対策というのは町長、いかに考えて今年度の予算編成をしたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この問題、大変難しい問題でございますけれども、いわびつ荘だけではなく、この地域全体の施設等の状況を見ながら、今後施設の充実ですとか施設のあり方ですとか、そういうものを考えながらいきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） あたりの状況を見てというか、私が聞いているのはそうじゃなくて、今の現状がこれだけ多いんだけど、何でそのためにそういう予算措置で今までどおりのような予算を組んだのかどうかと聞いているんですよ。もう一回言ってください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今年度引き続きましてこのような考え方の予算でやっていくわけですが、今後抜本的にいろいろ見直すところは見直して改善していきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 余り明快な答えが来ないし、残念なことなんです、今後、今後と言うのはもうやめてください。もう既に毎年毎年待機者がどんどんふえてきていると。そういう現状を踏まえた場合、どのような施策をとっていくのか、そのくらいのことは施設長なりそういったものに指示をして、こういうあるべきことなんだというものを町長に提言をさせるように持ってきて、それで初めて予算というものをつくっていくというのが本来の姿だと思います。全く無視したような状態でやっていると、常にこれから高齢化がどんどんふえているわけですから、もっとふえていく。特に後から出てきますけれども、デイサービスセンターだとか社協の問題だとか、そういったものが出てくるとは思いますが、そういったものも含めて、やっぱり既に頭の中にはもうそういうものを入れて物事を考えていかないと、できません。とにかく金がかかるものはかける、かけなくてもいいものはかけない、やっぱりそういう物の考えの発想を持ってやっていかないと、この町はつぶれてしまいます。

私も本来でしたら町政一般質問でそのような話をちょっとさせてもらおうかなと思ったんですが、もう町長に言うのはあきらめているような現状なんでね。今言っておきますが、予算の組み方についても確かに数字合わせはいいんですけども、そういうものを十分に考え

てやっていかないと、常に損をするのは町民というふうに私は思いますので、ぜひ今後この予算を組む場合に、そういうものを加味して、よくミーティングをしてやっていただきたいと思います。

最後、再度伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 上田議員からご意見をいただきました。今回の予算の子育て支援の充実を図ったわけでございますけれども、やはり高齢化対策の事業も本当に重要なものでございますので、ご意見をちょうだいいたしまして、今後考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） この単純な予算なんですが、事業収入で一般会計からの繰入金を除いた段階で2億円を優に切る、1億九千五、六百万円という数字になりますでしょうか。それで既に歳出が2億2,300万円余ということになっています。繰越金の300万円も、前年度の余剰金ということで、これも一般会計から出ているというような発想の中で考えますと、この事業を予算立てる段階から収支の不均衡がある。その最大の原因はどこに求めているんでしょうか、伺っています。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 大図議員さんから既に予算の不均衡がというような指摘でございますが、なるべく歳出を抑えるべく努力をして、なるべく一般会計から持ってくるものを減らすというようなことで、今後も考えていきたいというふうに思っております。

（「もう一度お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 要因ということでございますが、ちょっと私、今すぐに頭に思いつくものがございません、すみません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） いいですか、本来収支はの中で完結する、民間の事業者ではこのジャンルが我々の言葉で言うと、「おいしい」といって、新規参入が常にある。この業界においてなぜ固定資産税も発生しない、減価償却費も発生しない、その事業、そういった事業形

態を持っているにもかかわらず、なぜ収支が均衡していないか。その要因すらも押さえていない人間が管理職になっている。ここに最大の要因がある、そんなふうに考えてもやぶさかじゃないと思いますが。いいですか、どうに見てもほかの会計科目ないんです、一般管理費なんです。最大はやっぱり人件費なんです。

いいですか、この収支が均衡がとれなければ拡大政策はあり得ない。先ほどの同僚議員も待機者が多い、努力が足りない、いいですか、収支が均衡しているということになれば拡大方向もあり得るんでしょう。ただそれが正しい選択かどうかはまた別途ですが。いいですか、民間事業者がどんどん参入してくる、この段階においてこの施設を直営で、町営を直営で行う必要があるかどうか。このままの収支の不均衡をさらに継続していくのか、その見通しがどういうぐあいになっているのか、存念を伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大図議員のご質問、大変にごもったなお話でございます。このような施設、今後の形態を真剣に考えていかなければならないというところでございますけれども、やはり指定管理者なり、そういう方向もあるわけでございますけれども、そういう点につきまして慎重に考えまして対応していきたいといふふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 要は町長就任以来、姿勢を示すんだ、三役の報酬は引き下げました。いいですか、ここのバランスを見る限りにおいて、一にも二にも三にも人件費なんです。業態が人海戦術の業態ですから、そういうことになるでしょう。それで、民間では新規参入が後を絶たないような状況で、なおかつここですね、収支がきちっと均衡しているんでしょう、そうでないと継続できないですから。その業態で、なぜ役場が収支の不均衡が改善できないか。逆にそれがとんとんになるような人件費を算出する、その人件費がほかの一般職にも適用される。これが求められる姿なのか、方向性を示した結果の結論がここに一つの道筋であるのかというぐあいでは考えられるとは思うんですよ。姿勢を示しただけで終わっていますかと聞いています。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、即刻に回答できるものでもございません。方向性としては人件費についての対策をしていくことが、この施設の最重要なものだというふうには考えております。いつも今後という言葉が出てしまいますけれども、そのような方向で考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） ただ、人件費の抑制、答えは臨時職の採用、時給800円。いいですか、それで抑制しましたと、これは求められるべき姿じゃないです。町長の姿勢がもしそこにあるんだったら、それはそういう理解を町民がするしかない。これは事あるごとに言っていますが、いわびつ荘の中で臨時職を採用するその理由を、地方公務員法上理由がある、必要があればという前提条件がついています。臨時職の採用の原因を見ますと、かつては、最近はまだその言葉は使われなくなりました。いいですか、四週八休に備えるためと。これは地方公務員法上絶対理由にならない。にもかかわらず、まだ今度の予算でいくと賃金という形で3,000万円の計上があります。将来指定管理者に移行するのですから、ここなんですよね、正職をふやすわけにはいかないんです、臨職で対応して、正職の数が本庁のほうに吸収できる数になった段階で、指定管理者に移行していくんですと。それまでは緊急避難で臨職の雇用というのはやむを得ない措置なんですというような意向があったかに聞いております。そういう部分については間違いないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今の過去の方針ですか、そういうものがあったかどうかというのは私ははっきりはしませんが、いずれにしろ臨時職員の給与で対応するというようなそういうものでなくて、抜本的なものを今後は考えていきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） 少なくとも過去、すみません、今から言えば過去5年間になります。そういった姿勢ですみません、臨時職の対応は指定管理者制度に移行するための緊急避難的な措置であるというような発想のもとにやられていたという事実は、私認識しております。もちろん職員の中にもそういう発想があったかと思います。あるいはそういう方向でやれという命令が出ていたかもしれません。ただ予算上、今回の予算を見ると、町長が組んだ予算です。その域から脱していないです。だからその意思を、要するに暗黙の了解とは言わないです、明示的に予算上で追認しているということです。どこも変わらない。そうなってくると、ここなんですよ、いいですか、現実にはその現場にいる人間がしわ寄せになる、総人件費論で言うのか、正職は正職として地方公務員法がきちんと保護を与えているから全部しわ寄せを臨時職員に行わせるのか、その方向性はきちっと示してもらわないといけない。さあどうでしょうかと聞いています、お答えください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その問題につきましては、はっきりとお答えできる段階でございませ
んの、今後の内部検討事項というところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） それで、これは予算上の話もちろんでしょうけれども、総論的に指
定管理者でいくのか、もう一つの案は施設を売却して完全民営化もできます。あるいは仮に
これは管理者じゃなくて、役場が関与する問題じゃなくて、施設の無償、いわびつ荘として
の施設は閉鎖して、その施設をどういう形であれ普通財産にすると。売るなり貸すなりこれ
は可能だと思います。それで純然たる民間施設として運営してもらおうと。これも一つの選択
肢かと思います。収容人員は増減はないと思います。それで、ここなんですよね、その運用
結果が期待できるものがあれば、施設の拡張は期待できます。今のままではどういうふう
にやっても施設の拡張は期待できないです。町民感情が許さないと思います。直営で改善をし
て施設の拡張をするか、指定管理者として現状維持ですか、はたまた抜本的に純然たる民
間経営に移行してその中で努力してもらおうかと、方向性はあると思います。どの道を行くの
か、この予算上では見えてこないです。当然に現状追認という形になります。いいですか、
姿勢を示したその先をここで明言してください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変にいいご意見をいただきましたので、このいわびつ荘がよりよい
施設となるように、今後とも内部で検討して、いい方向を出していきたいといふふうに思っ
ております。

（「答えになってないですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） どういう方向性でいくか明言してくれというのが質問だったと思いま
すが。

○町長（中澤恒喜君） 現在のところ、明言できない状況にあるというところでございます。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはそ
の審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月16日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第18、議案第5号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成23年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億4,918万1,000円でございます。

歳入につきましては、保険料1億6,350万1,000円、分担金及び負担金5万2,000円、使用料及び手数料2万円、国庫支出金3億537万9,000円、支払基金交付金3億6,735万6,000円、県支出金1億8,016万6,000円、財産収入16万1,000円、繰入金2億3,216万3,000円、諸収入3,000円、繰越金38万円でございます。

歳出は、総務費1,954万3,000円、保険給付費12億1,207万2,000円、財政安定化基金拠出金1,000円、基金積立金16万1,000円、地域支援事業費1,602万3,000円、諸支出金38万1,000円、予備費100万円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） それでは説明をさせていただきます。

本年度の歳入歳出それぞれ12億4,918万1,000円でございますが、前年度と比較しまして5.0%ほどの増額でございます。介護保険につきましては、高齢化に伴いまして今後予算がふえていくということが大前提ではなかろうかと考えております。

それでは6ページをお願いします。

歳入でございます。1款1項1目の第1号被保険者保険料でございますが、1億6,350万1,000円でございます。現年度分の特別徴収が4,814人、普通徴収が384人ほどの保険料の計上でございます。

続きまして、2款1項1目の負担金でございますが、生活支援の短期宿泊利用者の負担金でございますが、1,740円で30日ほど計上させていただいております。

3款1項1目の督促手数料でございますが、2万円の計上でございますが、1件100円でございます。

4款1項1目の介護給付費負担金につきましては、2億1,601万5,000円のお願いでございます。

7ページの4款2項の国庫補助金から8ページの6款2項の県補助金でございますが、これらの金額につきましては、国の計上指針並びに実績等に基づきまして算出しております。

7款1項1目の利子及び配当金16万1,000円につきましては、介護給付費準備基金の利子でございます。8款1項の一般会計繰入金1億7,329万円につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

9ページをお願いします。

8款2項の基金繰入金につきましては5,887万3,000円のお願いでございます。

9款1項の雑入は、存目的なものでございます。

10款1項の繰越金につきましては38万円でございます。

続きまして、10ページの歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費でございますが、委員報酬並びに経常的支出でございますので、よろしくお願いします。

続きまして、1款2項1目の認定調査費でございますが、主治医の意見書作成手数料は年間1,500件ほど予定をさせていただいております。また、認定調査委託料につきましても720件ほど予定させていただきました。

11ページをお願いします。

2目の認定審査会委託負担金でございますが、広域認定審査会への負担金としまして、253万2,000円でございます。

3項1目の趣旨普及費につきましては、パンフレットの印刷費でございます。

4項1目の賦課徴収費でございますが、介護保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

続きまして、2款1項1目の居宅介護サービス給付費につきましては、4億5,596万4,000円でございます。2目の地域密着型が1億975万2,000円、12ページの施設介護サービス給付費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費を含めまして、介護サービス等諸費の総額で10億8,470万円を本年度計上させていただきました。

続きまして、2項の介護予防サービス等諸費でございますが、総額で6,471万1,000円計上させていただいております。その中で13ページでございますが、説明欄の介護予防福祉用具購入費で36件、住宅改修につきましては30件ほど予定をさせていただいております。

3項その他諸費でございますが、審査支払手数料につきましては、1件89円で、1万7,795件ほど計上させていただいております。

続きまして、4項の高額介護サービス等費でございますが、1項の高額介護サービス等費では1,620件、介護予防サービス費では24件ほど予定をさせていただいております。

14ページをお願いします。

5項の高額医療合算介護サービス等費でございますが、今年度につきましては300万円計上させていただきました。

次の6項の市町村特別給付費でございますが、存目的な部分でございます。

7項の特定入所者介護サービス費でございますが、1目、2目合わせまして4,065万3,000円のお願いでございます。

15ページをお願いします。

3款1項1目の財政安定化基金拠出金でございますが、存目として計上させていただきました。

4款1項の基金積立金につきましては、基金の利子でございますので、よろしくお願いいたします。

5款1項の介護予防事業費1目と、次のページの2目を合わせまして、1,250万4,000円を計上させていただきました。2項の包括的支援事業、任意事業費でございますが、1目の介護予防ケアマネジメント事業費から次のページの5目の任意事業費を合わせまして351万9,000円のお願いでございます。

6款1項の償還金及び還付加算金でございますが、1目、2目合わせまして38万1,000円でございます。

18ページをお願いします。

7 款 1 項 1 目の予備費でございますが、100 万円を計上させていただきました。

以上、大変雑駁でございますが説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

15 番、加部議員。

○15 番（加部 浩君） 毎度のことですけれども、町長に 3 点ばかり質問をさせてもらいます。

この中で町長、おれはここは自信を持ってつくったというのは、何かありますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 自信を持ってという点はありません。

○議長（一場明夫君） 15 番、加部議員。

○15 番（加部 浩君） そうすると、何を根拠にこの予算をつくりましたか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては前年度の状況等を勘案いたしまして、また担当課長等と協議をいたしまして作成をしたものでございます。

○議長（一場明夫君） 15 番、加部議員。

○15 番（加部 浩君） そうすると、課長から持ってきたものが、これがほとんどで、町長の意見というものは入っていないということによろしいんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この点につきましては、私から特別というものはございませんでした。

○議長（一場明夫君） 15 番、加部議員。

○15 番（加部 浩君） そうすると、当然当町として独自の施策は何も入っていないですね。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 介護保険についてのお話かと思いますがけれども、その点は特になんとも思いません。

○議長（一場明夫君） 15 番、加部議員。

○15 番（加部 浩君） 自宅介護、この辺のところの考え方、それはこうしたというのは何もないですか。

（発言する者あり）

○議長（一場明夫君） 15 番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 町長、よく予算書を見てくださいよ。4,800万円ですよ。4,800万円居宅介護、去年より多くなっているじゃないですか。これは何のために多くしたんですか。私はこの辺のところを町長が、私はこれをこうしてこうして、こうふやしましたと、その答えを町長から引き出すために私は質問をしたんですよ。これは何のためにそれじゃこれをふやしているんですか。町長の意見じゃなくて課長の意見だったんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 事業自体が新しいものでないという表現で申し上げました。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） あとはもう言うことは何もないです。これは課長から上がってきたもの、事務当局から上がってきたものを、町長は、はいはい、わかりましたということでしたと、そういうように言うよりほかないんですよ。なぜもっとこういう細かいところまで目を通してくれないんですか。せっかく私が町民にもわかりやすいように町長からそういうものが出て、私はあえて質問したんです。恐らく今回の予算書、予算議会ですから予算書ですけれども、一般質問でももう質問することはないですよ、もうこうなれば。町長もっとしっかりしてください。本当にこの予算、今年度の予算において中澤カラーがどの程度出るかという、本当にこれ、この予算ですね、それでこの程度で、非常に私寂しく残念に思います。

あとは何も言うことはありません。以上です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月16日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎延会について

○議長（一場明夫君） 本日の会議はこれにて延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（一場明夫君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議はあす3月8日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 3時31分）

平成23年 3 月 8 日（火曜日）

（第 2 号）

平成23年東吾妻町議会第1回定例会

議 事 日 程（第2号）

平成23年3月8日（火）午前10時開議

- 第 1 議案第 6 号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案
- 第 2 議案第 7 号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案
- 第 3 議案第 8 号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案
- 第 4 議案第 9 号 平成23年度東吾妻町水道事業会計予算案
- 第 5 議案第10号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）案
- 第 6 議案第11号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案
- 第 7 議案第12号 平成22年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 第 8 議案第13号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）案
- 第 9 議案第14号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）案
- 第10 議案第24号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第11 議案第25号 東吾妻町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 第12 議案第26号 東吾妻町すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定について
- 第13 議案第27号 吾妻東部衛生施設組合の規約変更に関する協議について
- 第14 議案第28号 町道路線の廃止について
- 第15 議案第29号 町道路線の認定について
- 第16 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1 番 一 場 明 夫 君

3 番 金 澤 敏 君

5 番 須 崎 幸 一 君

7 番 角 田 美 好 君

2 番 竹 渕 博 行 君

4 番 青 柳 はるみ 君

6 番 浦 野 政 衛 君

8 番 日 野 近 吉 君

9 番 大 図 広 海 君
 1 1 番 上 田 智 君
 1 4 番 佐 藤 利 一 君
 1 6 番 菅 谷 光 重 君
 1 8 番 高 橋 基 雄 君

1 0 番 中 井 一 寿 君
 1 2 番 橋 爪 英 夫 君
 1 5 番 加 部 浩 君
 1 7 番 原 田 睦 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	教 育 長	高 橋 啓 一 君
総 務 課 長	高 橋 春 彦 君	企 画 課 長	武 藤 賢 一 君
保健福祉課長	先 場 宏 君	町 民 課 長	本 多 利 信 君
税務会計課長 兼会計管理者	加 辺 光 一 君	産 業 課 長	轟 馨 君
建 設 課 長	渡 辺 三 司 君	上下水道課長	佐 藤 喜知雄 君
事 業 課 長	蜂須賀 正 君	教 育 課 長	角 田 輝 明 君

職務のため出席した者

議会事務局長 田 中 康 夫
 議会事務局任 角 田 光 代

議会事務局係 局長 水 出 悟

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） おはようございます。

昨日に引き続き大変ご苦労さまです。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日に議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第 1、議案第 6 号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第 6 号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成23年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,815万8,000円でございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金35万円、使用料及び手数料659万5,000円、財産収入738万6,000円、繰入金7,092万6,000円、繰越金30万円、諸収入1,260万1,000円でございます。

歳出は、事業費3,907万8,000円、公債費5,908万円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください

ますようよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 大変お世話になります。

それでは、説明をさせていただきます。

4 ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますが、1 款 1 項 1 目負担金ですが、情報通信事業施設加入負担金といたしまして、7 件分、35万円を見込ませていただきました。

次に、2 款 1 項 1 目使用料でございますが、情報通信事業施設使用料として659万5,000円を見込んでおります。内訳といたしましては、基本サービス739件分、443万4,000円、そして新たにインターネットサービス360件分、216万円となっております。

次に、3 款 1 項 1 目不動産売払収入でございますが、おかのぼり団地 1 区画の売り払い722万円を見込んでおります。

次に、2 項 1 目利子及び配当金ですが、地域開発基金利子として16万5,000円を計上させていただいております。

次に、4 款 1 項 1 目地域開発基金繰入金ですが、3,236万3,000円を計上させていただきました。

次に、2 項 1 目一般会計繰入金ですが、3,856万3,000円でございます。内訳といたしまして、宅地造成事業として457万8,000円、情報通信事業といたしまして3,398万5,000円を計上させていただきました。

次に、5 款 1 項 1 目繰越金ですが、前年度繰越金として30万円を計上させていただきました。

次に、6 款 1 項 1 目雑入ですが、県道工事に伴う光ケーブル移転補償費として1,260万円を計上させていただきました。

6 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目宅地造成費ですが、不動産仲介手数料21万7,000円、不動産鑑定委託料15万3,000円、積立金として738万7,000円が主なものでございます。

次に、2 項 1 目情報通信施設事業費ですが、委員報酬 9 名分 7 万円、保守点検委託料360万2,000円、電柱共架料196万2,000円、工事請負費として2,298万5,000円が主なものでございます。

次に、２款１項１目元金ですが、情報通信施設事業として4,323万7,000円、宅地造成事業として1,006万9,000円、２目利子では情報通信事業として531万5,000円、宅地造成事業として45万9,000円を計上させていただきました。

歳入歳出それぞれ9,815万8,000円のお願いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 12番。

決算、当初予算ごとに質問を重ねてまいりましたが、今回、宅地分譲で7区画残っている、その7区画のうちの380平米、平米単価1万9,000円の722万円の土地が歳入見込みということで計上されておりますけれども、できるだけ完売を目途に努力をお願いしたいと言っておりましたが、不動産の仲介手数料や委託料が予算計上されておりますけれども、23年度ではどのような努力をされるのか、お聞かせください。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） ただいまのご質問でございますが、今お話のように7区画が売れ残っております。最後に売れてからもう5年ほどたつというような話を聞いております。この間に、今回ものせてありますけれども、仲介手数料というようなことで宅建業界さんをお願いをしている分ということも含めましたが、やはり価格というものが大変問題になるということだと思います。今回、不動産鑑定委託料ということで予算計上させていただきました。現在の状況を鑑定していただいて、今まで買っていただいた人との差がつくというのは大変難しいことかと思うんですけれども、年数の経過もありますので、実際の価格を算定いたしまして、適正の価格、皆さんにご理解いただける価格で設定ができたということで、今回、不動産鑑定委託料というのをのせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） 当初から見るとやっぱり地価も下がっていると思うんですね。地域の団地に住まれている方も、全員の方ではありませんけれども、何名かの方はやむを得ないんじゃないかというような声も聞こえないわけでもありません。ですから、やっぱり地域の人とのそういうコミュニケーションというか、町との話し合いも含めていろいろ検討すべきじゃないかと。それから子供に対する割引というんでしょうか、それとやっぱり子供ばかりで

なくて、高齢者に対しても地価の価格を1年どのくらいというようなことで、鑑定士さんが入るようでありますけれども、そういう段階で、やっぱり本当に売れる方向で町は真剣に検討していただきたいということをお願いしたいと思います。

ちなみに、7区画の中ではやっぱり条件がいいところは売れているんですよね、この20区画の中でも。午後の3時以降、冬になると日がちょっとあれかなというようなところがやっぱり残っているという条件でありますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それから、情報通信の関係で、インターネットの料金を4月から500円ということでありますけれども、これでもインターネットは、まだほかの地域からすれば経費が安いんだというようなことをちょっと聞きましたけれども、これはこれとして、この情報通信が始まった段階で、9発信の電話回線が、今現在納めている額の中で9発信の電話がいわゆる東地区内で使えるんだというふれ込みの中でやってきた経緯があります。そういうことになって、今9発信の電話は壊れると1台何万円、5万円近くするんでしょうか、ちょっとわかりませんが、高額な金額がかかるので、もう修理、補足はできませんということのようでありますけれども、となると、どこでどういうめどをつけて9発信の電話をするのか、相手方に9発信がなければ通じないわけでありまして、その辺のところを町はどう考えているのか、今後やっぱり検討していただく必要があるのかなと。

テレビ受信の関係も、地域によっては全く関係ない区も出るような場所もあるわけなので、ですからその当時の経緯というのを、やっぱりつくったときの経緯と、町民に対しての約束事というのがあるわけでありまして、書類的にはなくても、やっぱりそういうものを真摯に受けとめて対応していただきたいとお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） ただいまお話しいただきました情報通信でございますけれども、9発信の電話というものが、これを維持管理する経費というものが大きなものがありまして、なるべく早く、なるべく長い期間今の機械を使っている分には、経費というものは問題ないんですけれども、これが一たん壊れますと先ほどお話のような額がかかってしまうということで、審議会の中でも、使用されている方の頻度というのは個々それぞれだと思うんですけれども、そういったお話をさせていただいてきた中で、やむを得ないのではないかとということで、壊れたものについては新しくはしないというような方向でお話をいただいております。

全体の中で、例えば500円値上げをしていただいて、またそういったサービスで落ちると

いうのは大変申しわけないところなんですけれども、普通で歳入歳出が、整った歳入を得るためには今の使用料、例えばあと1,000円ぐらい上げさせていただかないと実際のところには追いつかないわけなんです。そういった中で、お話をいただいていた中で、なるべく経費をかけないで、そういうことをやってまた値上げもなるべく抑えられるというようなことで考えております。

大変、ご不便なことがあるかと思うんですけれども、ここらについてもまたいろんなご意見を伺いながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 12番、橋爪議員。

○12番（橋爪英夫君） よろしく申し上げます。

今の、いわゆるテレビ共聴だけのものになるということになりますと、年額6,000円の経費というのは、町民1戸当たりに対しては、金額的には相当高い金額になるわけでありますので、むしろそういう傾向で9発信を廃止するということになれば、今の500円が300円になってもという、まことに運営上不合理的な言い方かもしれませんが、そういうことを含めて今後検討をお願いします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 500円という値上げをやはり抑えたいということはあるんですけれども、そういった中でこれから検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われそうですが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務常任委員会においては、3月16日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第7号上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第2、議案第7号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出合計は5億4,632万6,000円で、前年度と比較いたしますと657万7,000円の減額となります。これは公共下水道事業の工事請負費の減額によるものが大きな要因でございます。また、昨年に引き続き合併処理浄化槽の整備促進を図っていくための奨励金95万5,000円を計上させていただきました。

歳入につきましては、分担金及び負担金1,392万円、使用料及び手数料1億6,039万3,000円、国・県支出金7,171万3,000円、繰越金2億597万2,000円、繰越金300万円、諸収入72万8,000円、町債9,060万円でございます。

歳出につきましては、総務費4,827万4,000円、建設費1億3,886万2,000円、施設費1億3,516万7,000円、公債費2億2,372万3,000円、予備費30万円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

失礼いたしました。繰越金と読み上げてしまいましたが、繰入金2億597万2,000円でございます。よろしくご訂正のほどお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、4ページをお願いしたいと思います。

第2表地方債でございますが、下水道事業債、過疎対策債、資本費平準化債、合わせて9,060万円を予定させていただいております。

続きまして、事項別明細書の6ページをお願いいたします。

まず、歳入の1款の分担金及び負担金でございます。1項1目の農業集落排水分担金ですが、箱島岡崎地区で3件、岩下矢倉地区で1件で合わせて90万円ほど見込んでおります。この分担金ですが、4月より料金の統一化をされるものでございます。

2 項 1 目の公共下水道負担金ですが、本年度分50件と滞納繰越分で1,302万円ほど見込んでおります。

2 款 1 項の使用料でございますが、1 目の公共下水道月額使用料ですが、月平均787件で4,698万4,000円、滞納繰越分40万円を見込んでおります。

次に、2 目の浄化槽使用料ですが、まず設置時使用料1,911万円につきましては、前年度より10基多い105基ほど見込んでおります。

次に、2 節の浄化槽月額使用料6,164万9,000円ですが、月平均1,195基ほど見込んでおります。4 節の汚泥引き抜き清掃料は、事業所等の15基分でございます。

続きまして、3 目の農業集落排水使用料でございますが、箱島岡崎地区が363件、岩下矢倉地区は300件ほど見込んでおります。

続きまして、3 款 1 項の国庫補助金でございますが、2 目の生活排水費国庫補助金5,348万5,000円は、低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の補助金でございます。設置工事費の2分の1を見込んでおります。

次に、4 款 1 項の県補助金ですが、浄化槽市町村整備費補助金で1,782万8,000円見込んでおります。

5 款 1 項の繰入金ですが、一般会計繰入金並びに基金繰入金、合わせまして2億597万2,000円のお願いでございます。

6 款 1 項の繰越金は、前年同様300万円見込んでおります。

7 款諸収入、1 項の預金利子ですが、基金積立金利子11万5,000円でございます。

2 項の雑入につきましてはごらんのとおりですが、3 目の駐車場等附帯工事費は、25基分の駐車場仕様等の浄化槽附帯工事費57万5,000円を見込んでおります。

続きまして、8 款 1 項の町債でございますが、下水道事業債、過疎債、資本費平準化債、合わせまして9,060万円を予定しております。本年度は公共下水道建設工事の事業量の減に伴いまして、前年度より1,970万円少なくなります。

続きまして、10ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

1 款 1 項の総務管理費ですが、一般管理費4,827万4,000円ということで、職員6名分の人件費と事務的経常経費ですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2 款 1 項の建設事業費1億3,886万2,000円のお願いでございます。これ以降につきましては、各事業ごとに掲載してございますので、説明欄をごらんいただきたいと思います。

最初に、公共下水道事業費の1,825万3,000円ですが、基本的工事が終了していますので、本年度はマンホールポンプ設置工事1カ所、舗装本復旧工事2カ所と、町単独事業などが中心となります。

次に、浄化槽整備事業費1億1,759万4,000円のお願いでございます。昨年度に引き続き省エネ浄化槽を推進するということで105基の設置を計画しており、この工事請負費1億754万5,000円、これに対する建設事業奨励金として955万5,000円を計上させていただいております。奨励金の内訳ですが、105基で637人槽掛ける1万5,000円となります。

次に、農業集落排水ですが、箱島岡崎地区で201万9,000円、岩下矢倉地区で99万6,000円のお願いです。ここでは両地区とも新規加入取り付け管工事と道路改良に伴うマンホールの高さ調整工事が主なものでございます。

続きまして、12ページ、3款1項の施設管理費1億3,516万7,000円のお願いでございます。施設管理につきましては、公共下水の処理場は複数年の包括業務委託、農業集落排水の処理場も両施設を複数年の包括業務委託としております。

農業集落排水の管路維持につきましては、5年サイクルで管路清掃とカメラ調査を実施し、悪い箇所は適宜修繕するなど計画的に進めております。また、ポンプ施設の維持管理については、公共下水、農業集落排水の3施設を複数年の一括単価契約とし、経費の節減に努めております。

浄化槽整備事業費は6,178万8,000円ですが、ここでは浄化槽の定期保守点検委託料、年4回でございますが、これが主でございます。本年は1,195基の保守点検委託料として4,848万8,000円を計上させていただきました。

続きまして、14ページ、4款1項の公債費でございますが、元金利子の合計で2億2,372万3,000円となります。内訳はごらんのとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

最後に、5款1項の予備費ですが、前年同様30万円計上させていただきました。

16ページからは給与明細書、19ページは地方債の調書でございますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

産業建設常任委員会においては、3月16日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第3、議案第8号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出合計は5,063万2,000円で、前年度と比較いたしますと328万3,000円の減額となります。

歳入につきましては、分担金及び負担金21万円、使用料及び手数料3,535万円、繰入金806万3,000円、繰越金100万円、諸収入200万1,000円、町債400万円などでございます。

歳出につきましては、簡易水道費3,472万9,000円、公債費1,590万3,000円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、3ページをお願いいたします。

第2表地方債でございますが、簡易水道事業と過疎対策、合わせて400万円を予定させていただきます。

続きまして、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

1款1項の分担金でございますが、新規加入分担金2件で21万円を見込んでおります。

2款1項の使用料でございますが、水道使用料として1,245戸分で3,377万5,000円、量水器使用料が1,245戸で157万5,000円ほど見込んでおります。4月より料金の統一がされますので、水道使用料が現年度分で475万6,000円の増加、率にして117%の上昇を見込んでおります。また、量水器使用料についても料金が統一されますので、現年度分で95万1,000円の増加、率にして254%の上昇を見込んでおります。

3款1項の財産運用収入ですが、基金積立金利子でございます。

4款1項の繰入金でございますが、一般会計からの繰入金806万3,000円をお願いするものでございます。

5款1項の繰越金ですが、前年度からの繰越金100万円でございます。

続きまして、6ページの6款1項の雑入、ダム関連工事補償金の200万円ですが、これは松谷給水区における布設がえ工事でございます。

7款1項町債ですが、簡易水道事業債、過疎債をそれぞれ200万円、計400万円予定しております。

続きまして、7ページからの歳出をお願いいたします。

最初に、1款1項の維持管理費3,472万9,000円をお願いでございます。簡易水道は現在17給水区であり、それらの施設の維持管理費と職員1名分の人件費でございます。工事としては、新巻給水区における老朽管布設がえ工事400万円と、県ダム関連工事として松谷給水区における布設がえ工事200万円を予定しております。

次に、2款1項の公債費でございますが、元金、利子、合わせて1,590万3,000円計上させていただきます。

9ページからは給与明細書、11ページ、最下段には起債内訳明細書が記載してございますので、ごらんいただければというふうに思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

7番、角田議員。

○7番（角田美好君） 7番。

簡易水道については、料金設定について、12月議会の条例改正の際に、町のかかわりというか、そういう感じで伺ってきたわけですが、今回、一般会計の持ち出しが800万円ということで、公債費からしますと随分減ってきているわけです。

それと、行革の関係で、行革大綱の案が先ほど配られているわけですが、簡易水道については、独立採算を強化するというのが今回盛り込まれるような方向になっておりますので、今後、町の簡易水道のかかわり方についてどのような協議がされたかお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（一場明夫君） 少しお待ちください。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

今回の料金改定につきましては、合併時からの課題ということで、そちらを優先させて料金の統一ということに努めさせていただきました。なお、独立採算にはまだ数字的な役というのがありますので、それについては今後の検討課題というふうになりますけれども、先ほどの質問の中には、具体的な協議のほうは特にされておられません。

○議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

○7番（角田美好君） やはりこの予算書を見ますと、一気に一般会計の繰り出しが減ることから見ますと、どうしてもかかわりをなくしていくのかなというように受け取りましたので質問しましたが、じっくり検討していただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

○7番（角田美好君） はい。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 何点か町長にたします。

角田議員の質問と重複するかもしれません。

まず、この簡易水道予算をつくったとき、きのうと同じような、しつこいんですけれども、どんな思いでこれをつくったか、町長、明快に、きのうのようなあんなわけのわからない回答じゃなくて、明快に、つくったんですから何かを持ってつくったと思うんですよ、そうでしょう。課長から言ってきたものを、ただめくら判を押しましたら、それでもいいんですよ。

それでも回答です。きのうの回答はなんだか一向にわからなかった。明快に回答をお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町民が大変おいしい水を、安全な水を安定的に飲み使えるような状況を維持していくために努力をした予算でございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 全く回答にはなっていないというか、的外れ。これで、それでは町民の水に対する問題というものは、もういいという考えでいいんですね、今の回答でいえば。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その辺につきましては、やはり今後も問題点等が発生いたしますけれども、そういう点については前向きに解決をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 問題があるというんですけれども、どんな問題があると思っているんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 第1に料金的な問題もあるでしょうし、地域的に特色がある問題も出てくると思います。そういうものを一般的に申し上げたわけでございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そのほかに、水道を引きたくも引けない地域がいっぱいあるんですよ。それを私は町長に認識してもらいたい。だからきついことだけでも質問をしているんですよ。今、この町内で全部をこの簡易水道で網羅するというのは無理だと思うんです、これは1軒、2軒という飛んだ家もありますし、そういうのは除いて、町長は恐らく先ほどの回答からいえば、把握はしていないんですけれども、どのくらいの地域こういうんだと、あとどのくらい簡易水道ができるというものは把握しておりますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 具体的な数字は出てきませんが、例えば大柏木地区の一番奥りの地区にたしか1軒か2軒そういうところがあったように考えております。そのようなところでございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私は、離れた1軒、2軒のところは例外だからそういうところは別

ですよと言っているんですね。そのほかに、まだ5軒、10軒、15軒、まとまっているけれども簡易水道になっていないところがあるんですよ。そういうところを、それではそういうところは我々が抽出してまとめて申請すればいいじゃないかと。これからの時代はそんな時代じゃないんですよ。町は一生懸命、地域を活性化しよう、この町を発展させようとしているんでしょう。まず水ですよ、水がなければ発展も何もないんですよ。それには水道事業というものは非常に重要なんです。そうかといって、上水にそれじゃ入れといたって、そういうところはいれないんですよ。簡水にするよりほかないんです。そのほか小水道、何軒かお世話になっておりますけれども、小水道のやり方もありますし、そういう方法、そういうところが何か所あるか把握しているかということを聞いているんです。

ここは特に本当に名前まで出しては悪いんですけども、渡辺建設課長が住んでおります、轟課長も住んでおります須賀尾地区なんかは、まさにそういう象徴のところなんですよ。そういうところを何か所か把握しているかということを聞いているんです。しかし、私は旧東村地区については申しわけないんですけども、把握していません、私は。ただ町長は、どの程度把握しているか、その辺のところを聞いているだけで、無理な質問とわかっていて質問しているんです。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） すみません。ちょっと即答する資料がございませんので、後ほど資料を提出をいたします。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 町長さん、はっきり言ってそれじゃ困るんですよ。既にもう町長、1年になろうとしているんですよ。生活するに一番大切なもの、水、塩、そういうものがありますよね。まず水ですよ、それが把握されていないということは、何いい案を出そうとも、発展なんていうのはあり得ないんです。だから、私はこれを強調しているんですよ。ずっと議員になってから、この水の問題をずっと追及しております、各町長さんにしていますけれども、その辺のところを、これは生きていく上の基本的なものですから、もっと水に対するその認識を新たにしてもらいたい。もっと強く持ってもらいたい。そういうことなんです。

まず、じゃ課長でいいんですけども、この簡易水道の保証金10万5,000円というのがありますよね、加入する保証金10万5,000円、この根拠というものは何ですか。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） 申しわけございません。この場ではわかりません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 通告をしていないから、無理もないかと思うんですけども、課長さん、あなたは管理職手当をもらっている課長ですよ、もう少し勉強してください。無理かもしれません。管理職手当、町長、少し考えたほうがいいと思います、これは余分かもしれません。

（発言する者あり）

○議長（一場明夫君） 静粛をお願いします。

○15番（加部 浩君） この10万5,000円を徴収するその条件というものは何かありますか。それと、この10万5,000円を免除する場合がございますか。あったら、どういうことで免除になるというものが、ひとつ教えていただきたいと思います。

議長、いいです。じゃ時間がないのでいいですか、許していただけますか。

○議長（一場明夫君） はい、ちょっとじゃ今の答弁はちょっと待っていただいて、次のじゃ質問をお願いします。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 課長、もしこれが簡易水道に入って、地区によってがあります。しかし、自分のいい水が引ける清水が井戸があるから、そこから自家水道でやっていました。だから、簡易水道入っておりません。しかし、公共事業のためにその水源がその工事でだめになってしまう。そういうような場合、これは免除の対象になりますか。自分は今まで何不自由なく水はいい水を飲んでいて、だけれども、どうしても自分の意に反して簡易水道に入らなくちゃならないような場合、それでも10万5,000円の負担金を払って入るんですか。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） 申しわけございません。調査をし、後日、検討した結果を回答させていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 本当にここで私がこういうふうに言うのは、各議員さんに申しわけないんですけども、言いますけれども、これはもう10日ぐらい前に上下水道課には通告をしております。それがこういう状態です。皆さん、よく議員さん、上下水道課の実態を今かいま見たと思います。

それはそれでいいとして、それはぜひひとつそういうこともあります、ですから聞いているわけですから、後でもしもうがないから聞かせていただきたいと思います。

町長にお伺いいたします。これからそういう地域の、公の水を飲んでいない地域がいっぱいありますよね。何カ所あるかというのは、町長はまだ把握していないから、これはいいんですけれども、そういうところをどうにしていこうと思いますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういう箇所につきましては、先ほども申しました安全でおいしい水が継続的に安定的に使用できるような体制を、努力をしてつくり上げたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それは当たり前のことなんです。だれに聞いても恐らくそういう回答は返ってくると思うんですね。

きのうも申し上げましたけれども、役場から、公からその町民に発して、ここはこうにすればこうになるから、どうだそういう方向に行かないかと、簡易水道組合をつくらないかという、そういうような投げかけというのはできないものでしょうか。どんなものでしょうか。

調査をして、ただ、今まであった施設を巡回して、料金を取ってその処理をして、そういうんじゃないくて、もっと町民全体に視線を向けてもらいたいと思うんですよ。今まであるものだけを守るというんじゃないくて、それが町の発展だと思うんですよ。それをやるのは、区長さんにそれをやってくれ、議員さんにそれをやってくれと言ったって、これはもう限りがあって無理なんです。我々はそれをやらなくちゃならないかもしれません。しかし、365日、税金をもらって食べている職員がいるんですよ。その人が当然それをやるべきじゃないですか。どうですか、町長さん、どういう考えを持っていますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 加部議員のほうから大変に熱心なお話をいただきました。役場の職員、今後はそういう目でもって調査も行いながら、そういった施設を、今後安定した施設をつくらしていきたいというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私は本当に極端から極端を言っていますから、それを全部しろということは無理かもしれません。それはいろいろな職員の中にも業務をやりながらの合間ですから、それは仕方がないんですけれども、今までそういうものが全く見受けられないから言ったことです。ぜひ、でき得るならば、それを少しでもやっていただければ、町民も喜ぶんじゃないかなと思います。

この簡易水道、非常にまだまだ、つついてみると問題がいっぱいあるんですね。その辺のところ、また町長は課長ともよく相談をしながら、その辺のところ一つ一つ改善をしていただきたいと思います。これを一つ一つ言いますと、とても私の質問時間では終わらないし、きょうは時間も過ぎているようですから、この辺で質問を終わらせていただきますけれども、とにかくこの水問題、これは非常に、何度も言いますが、重要です。住んでいくうちの重要なものですから、町長、もっとここに最重点を置けと言っていいくらいの問題だと思うんですね。ですから、もう少し認識を持ってもらいたいと思います。

それで、今までの町長の回答でいいですと、これでいいんだというような回答を、このように私は聞きました、当初ですよ、当初はそういうふうには聞きましたので、ぜひその辺のところをよろしく願いいたします。毎日毎日水で苦しんでいる人もまだ何人もいらっしゃいます。ですから、その辺のところもぜひ念頭に置いていただきたいと思います。

終わります。

○議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

○15番（加部 浩君） いいです。

○議長（一場明夫君） それでは、保証金の10万5,000円を取る条件、それを免除することがあるか。それともう1点、自家水道が公共事業で水源がだめになった場合の保証金の負担金を払うのか、これらについてはきちっと調査の上、後ほど報告を願いたいと思います。

続いて、質疑をお願いします。

14番、佐藤議員。

○14番（佐藤利一君） 14番。

私は町長さんをお願いなんですけれども、上下水道課だとか問題じゃなくて、町長さんを取り巻くいろいろの方で検討してもらいたいというふうなことで一言。というのは、同じ町民だったら同じ料金の水と、そういう基本方針にのっとって今度の水道料金の改定があったんだと思います。その中には、東地区がどうして安かったということをいうと、施設という風な段階で非常に安かったと、それだから、どうしてその100円の水を飲まなくちゃならないんだというふうな人が住民の中におります。

だけれども、合併した以上は同じ町民だと、そういうふうなことで、今度の水道料金は了解されたんだと思いますけれども、その中でちょっと私、最後の一般質問でこの問題は出しているんですけれども、その中に給水装置というのが吾妻町にはあったんですね。その辺のところが、これからまた東の人のくると、またこれもかというふうなことが出てくるも

のですから、給水装置については、個人の財産だから、当然個人が持つべきだというふうな解釈なんですけれども、その中には、個人の財産の中に量水器が入っているんですよ、これは町の財産じゃないかと、そんなようなことがあるもんですから、この後の細かいことは一般質問でお願いしますけれども、この方法は、また東のほうにしわ寄せの行かないように、この地区でも、給水装置については東と同じような解釈をしている人が大部分です。

そのようなことで、これは1つの上下水道課のことじゃないと思いますので、検討してもらいたいですけれども、これは回答は要りません。私の要望でございますので。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 先ほど来の論議を聞いておりまして、町長に1つ尋ねることがあるんですが、給水人口、どのように設定されているかご存じでしょうか。

○議長（一場明夫君） 少しお待ちください。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 給水人口でございますけれども、それにつきましては、給水計画によって定められるわけでございますが、基本的には、給水区域の最大限の人口というふうなものが設定されるというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 給水計画に定められるというふうに、答弁したと思いますが。

（発言する者あり）

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 簡易水道事業の全体計画には、計画給水人口は3,670人でございます。現在、その計画で運営をしております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 私の聞き方が悪かったんですね。今は簡易水道の予算なんですけど、全体をたばねたところによりますと、上水道と簡易水道合わせた給水人口というのが、計画の中にきちっと網羅されています。統計資料の中にも上がっています。

合併後の数字が大分動いていると思うんですが、あわせて県内で比較してみても、比較的その普及率が低水準の段階にあると、かつてはワーストスリーでした。数字のとり方で若干改善されたようなデータがあるんですが、それで町長が町の発展、あるいは人口増、そのために、ここなんですね、給食費まで無料です。大判振る舞いというか、大なたというか、表現はいろいろあるんですが、そういった手法までを用いる。

ところで、この給水の問題が片づかないとそれが実現してこない。子育てをする人はいいいでしょう。子育てが終わった人もその人口増の対象になる。今、時代はそっちのほうに振れているんかと思います。そのために、給水区域をどのように設定していくか、そのとこの給水人口をどのように目標値を掲げて実行計画を立てるかということが、まさに総合計画の中にも盛り込まれているかと思いますが、文書ではあるようなんですよ。現実的に予算配分ということになると難しいと思うんです。ただし、ここなんですよ。それ以前の問題で、そういった意識が町長の中にあって、職員に指示ができなければ物事がスタートできないと。

その部分について、いいですか、人口増というのは、どのようにしてこれを実現しているのか、この給水区域の問題とあわせて、イコールだと思います。抱負があったら聞かせてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町全体の人口増というお話も絡めてのことだというふうに理解いたしました、それでよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） それでいいと思いますから答えてください。

○町長（中澤恒喜君） やはりそれに関しては、やはり子育て支援を初めとして、全般的に水の問題も当然そうでございます。そういうものが総合的に構築されてなし得るものだというふうに思っておりますので、取り立てて子育て支援だけをやっていくということではございません。あらゆる施策を逐次総合的に組み立てていくことによってなし遂げるものだというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 昨今、金融機関のバブル期の痛手からいろいろと反省があるようです。特に融資の対象に対して、前面道路のあり方、ここに厳格な注意を払ってくるようになりました。実例として身にしみているところです。

ところで、町内で、かつて民事執行の対象になった家が何軒かあります。1軒は須賀尾の地区のちょっと外れのところでした。1軒は泉沢の一番奥でした。1軒は本宿の街道沿いでした。いいですか。執行官の調書によると、この水は組合水道のものであるから、この家は第三者が取得してもこの水は使用ができません、分けてあげませんというような、いいですか、記述が明記されています。というようなものを第三取得者がなかなか手を挙げにくい、家を買っても水がついてこない、これが現実の問題です。ただし、ここですね。今は人口増という話をしましたが、そのエリアに住む人たちが改めて金融機関に住宅ローンの申し込み

に行ったとするでしょう。私ここでうちを建てたいんですけれども、そういった、いいですか、経験則が金融機関にずっと広がってくると、ここなんですよ、不動産の流動性が極めて低くなる、水がついてこないという部分について。そうすると、町内のまじめに働いていた人が住宅ローンを設定しようとしたときに、金融機関からの融資が審査の対象外となる。それは公営水道、あるいは簡易水道もそうでしょう、が、そこに給水区域としていないからという理由だけで住宅ローンが組めなくなるみたいな可能性もまだまだ残っているんですよ。そこでおいておいて、町の発展、人口増という部分と大分違ったものになる。

既存の組合水道では、皆さん力を合わせてやっていた部分についても高齢化が進んでくる、なかなか人夫の出るにもこう支障がある。なかんづく、ここなんですよ。もう私は子供のところに行って一緒に暮らすことになりましたから、この集落から撤退しますという通知が来る。実はこの間も1軒あったそうです。町長のすぐ地元です。もともと数が少ないところへ、また1軒減りました、また1軒減りましたという現象です。

でも、その地区はバトンタッチができない。なぜ。家屋をあるいは田畑も込みで収納しても、水が来る保障はどこにもない。これが吾妻の実態なんです。これをどうやって改善していくかということです。人口増だけじゃなくて、現在生活している人に対しても、これをどうやって対処していくのかということが、やっぱり行政に課せられた任務かと思います。

近視眼的に見るときょうあすの問題じゃないんです。でもこれはやっぱりボディーブローのようにきしきしと、ことし1軒消えた、来年1軒消えるかもしれない、はっと気がついたときには、その組合水道がどうも維持ができにくい。これは大変だから役場は何とかしてくださいよと来たときに、役場自体がまた財政難に陥っていて何ともできなくなる。これが予想できるならば、何とかできるうちに、それは合併特例債がいいかどうかはわかりませんが、過疎債もあり、辺地債もあり、そういった段階でこれがきちっと手配できて、集落の新陳代謝、いわゆる住んでいる人の更新ができる、子育てする人はそれにやりやすいように、子育てが終わった人はそれに適した住み方があるようにみたいなプレゼンができるならば、ここなんですよ、また新たな人が入ってくるチャンスがある。ここに着目していかないと、これからの町づくりは難しいものになると思います。そういった中で、給水人口を広げていく、どこまでだ、そういった存念をきちっと持っていないといけない。理解ができましたでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変よいお話をいただきましたので、今後の参考とさせて、努力して

まいりたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

○9番（大図広海君） はい。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

産業建設常任委員会においては、3月16日までに審査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午前11時20分とします。

（午前 11 時 08 分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前 11 時 20 分）

◎議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（一場明夫君） 日程第4、議案第9号 平成23年度東吾妻町水道事業会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 平成23年度東吾妻町水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本年度は、年間総配水量150万875立方メートル、1日平均給水量3,425立方メートルを予

定しております。

収益的収入及び支出につきましては、総額で2億87万1,000円となり、前年度比752万5,000円の増額となりますが、これは一般会計からの補助金の増額によるものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入2,535万円、資本的支出1億3,289万1,000円でございます。不足する額1億754万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額279万5,000円、過年度分損益勘定留保資金2,906万2,000円、当年度分損益勘定留保資金4,000万円、建設改良積立金3,568万4,000円で補てんするものいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、予算書の2ページをごらんいただきたいと思います。

1条から8条までありますが、本会計の基本的な部分でございます。第3条が収益的収入及び支出、第4条が資本的収入及び支出でございます。

3ページの第7条、他会計からの補助金ですが、一般会計から2,000万円をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

実施計画書でございますが、後ほど見積基礎のところの説明いたしますので、省略させていただきます。

6ページは資金計画、7ページから9ページは給与費明細書ですので、よろしくお願いいたします。

10ページにつきましては、平成23年度予定貸借対照表でございます。

資産合計は、固定資産と流動資産を合わせて28億3,990万742円です。

11ページにつきましては、負債合計が501万円、資本合計は28億3,489万742円となりまして、負債資本合計と10ページの資産合計は同額となります。

次の12ページは、22年度の予定貸借対照表となっております。

資産合計といたしまして28億7,601万6,065円、13ページの負債資本合計も同額ですので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

22年度の予定損益計算書でございます。

現在のところですが、218万5,000円純損失が出るのではないかという予定でございます、当年度未処理欠損金は2,438万6,669円の見込みでございます。

続きまして、15ページ、本年度の見積基礎でございます。

まず、収益的収入ですが、水道事業収益の営業収益では、給水収益は前年度とほぼ同額の1億7,200万3,000円、分担金は210万円、他会計負担金といたしまして458万円、その他営業収益として187万5,000円を見込んでおります。

次の営業外収益では受取利息及び配当金30万9,000円、他会計補助金として一般会計から2,000万円の補助金をお願いするものでございます。これは企業債償還金利息に充当したいと考えております。消費税還付金、賃借料がそれぞれ1,000円でございます。雑収益が2,000円でございます。

続きまして、16ページの収益的支出をお願いいたします。

水道事業に係る費用でございます。

まずは、営業費用の原水及び浄水費といたしまして392万2,000円、配水及び給水費で2,229万円、総係費で5,632万2,000円でございます。これらは水道事業に係ります維持管理費及び人件費等でございます。いずれも経費の節減には努めておりますが、ごらんのとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

次の18ページをお願いしたいと思います。

減価償却費で7,720万1,000円、資産減耗費で110万円、その他営業費用で150万円の見込みでございます。

続きまして、営業外費用でございますが、消費税450万円、支払利息及び企業債取扱諸費で3,393万6,000円、雑支出として10万円でございます。

続きまして、19ページの資本的収入でございます。

最初の負担金ですが、一般会計負担金として消火栓設置負担金65万円、工事負担金としては、駅北の工事負担金といたしまして1,420万円、ダム関連工事負担金といたしまして1,050万円を見込んでおります。

続きまして、資本的支出でございます。

建設改良費の送配水設備工事費で6,866万円、工事請負費として6,255万円を計上し、ごらんの工事を予定しております。概要は郷原古谷地内などを3カ所、延長800メートルの老朽管の布設がえと、八ッ場ダム建設に伴う布設がえ工事4カ所、約290メートル、第5配水池ポンプ室屋根改修工事、配水支管新設工事などでございます。

次の機械及び装置につきましては、50個の量水器購入費でございます。

次の固定資産購入費の100万円でございますが、水道配管図等の購入費用でございます。

最後に、企業債償還金といたしまして、6,309万円のお願いでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 答えによっては1点だけで終わります。

この給水関係ですけれども、もとがありますよね。給水のもとがあるんですけれども、これは現段階、これから将来、戸数が減っていくか、ふえていくかはわかりませんけれども、その辺は予測して、今の段階でどのくらいを見込んでおりますか、ずっと今の段階でまだ足り得ることですか、給水関係。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） 水道の量なんですけれども、最近の給水量を見ますと、22年度は大体横ばいなんですけれども、全体的には給水の量は減ってきているということがございまして、従いまして、給水数だけ減ってきているという現状がございます。これは大きな企業ですとかは、自分のところで水道を設置する、そういったような傾向も見られます。したがって、現在のところだと、今現在の量で足りるのかなというふうな考えがございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 町長にお尋ねいたします。

町長の水道事業関係の将来像といたしまして、もっと水源を上の方、例えば高いところといえば、地元だからいうんじゃないですけれども、鳩の湯の奥の方で水源を持って、この東吾妻町全部を網羅するというような考えはお持ちでないですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現段階では、そのようなところまで考えてはおりません。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 新任町長として、初めての予算ということでありまして、この企業会計になっているという、この部分をどうにとらえているかお聞きします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはりこれは、町民の皆さんが日々使う水に関するものでございますので、やはり独立採算、そういう面を考慮いたしまして定められているというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 前段と後半が答えが違うようなんですが、後段のほうが正しいんでしょう。ですから、企業会計になっている。収入の中できちっと貸借を合わせてやりなさいと、それでこの就任第1回目のこの当初予算、なぜ一般会計からの持ち出しがこういう数字になるんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり現段階ではかなり費用的にさまざまな面に支出が及んでおるというところでございます、このような結果になっておるというふうに考えております。

今後はそういうものを効率よく運営できるように考えていきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） いいですか。企業感覚は、私も民間企業の経営者です。企業感覚を導入して、私、聞いた覚えがあるんですよ。公約だからといって、学校給食費の話題が再燃しています。企業感覚の導入ということも公約だったと、私理解していますが、その解釈は間違っていますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのとおりだと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうなると、少なくとも一般会計と適用法令が違う。地方公営企業法にのっとってこのシステムができている。この部分について、その公約の実現をどこの部分に反映されているんですか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、どの部分というふうなことは当たりません。やはりこれを全体的な面から、さまざまな面からよい方向に見直していきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9 番（大図広海君）　そういうことは、今回はその見直しを行わなかったととらえていてよろしいですか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　それは、細部にわたって見直しを行っていることは確かでございます。

○議長（一場明夫君）　9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君）　だから、細部にわたって見直して、ここなんですよ、公約の実現に努めた場所はどこですかと聞いているんです。したがって、ここは改善されたと強調したい場所はどこですかと聞いているんですよ。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　それにつきましては、具体的には金額の面というふうにお考えをいただければというふうに思います。

○議長（一場明夫君）　9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君）　それで、ですから努力の結果、一般会計からの繰入金が減ったと、これが答えのすべてなんでしょうね。これは年々ふえる傾向にあるんですよ。しっかりしないといけない。一方においといて、収支の均衡、この前の国保のときもそうでしたね、先日の。収支の均衡を保つためには料率の見直しが必要だと、昨日はそうに答えました。そうすると、それ以上、国保は特別会計です。これはさらに厳しい企業会計です。その企業会計において、収支の均衡を保つために水道料金の見直し、これはじゃ公約の中の1つととらえていてよろしいんでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　公約では、そういうものはしておりません。

○議長（一場明夫君）　9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君）　そうすると、企業会計の均衡、要するに収支のバランスをとるためには、水道料金の値上げではなくて、経費の削減でそれを実現していくんだということで間違いないでしょうか。

○議長（一場明夫君）　町長。

○町長（中澤恒喜君）　やはりそういうものを限定していくわけではございません。今後の取り組みとして、あらゆる面から見直していくということが必要かと思います。

○議長（一場明夫君）　9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君）　今後の取り組みじゃないんですね。今、町長、本音言ったと思うんで

す。今後の取り組みに対してあらゆる面。それはどうに言うんでしょうか、本音というよりは建前で言ったということですか。ここなんです。初めての当初予算に取り組んだ実績、ここがというところがない。そうすると企業感覚を持ってというその発言を言葉どおりにとらえると、もともと反映させるべき企業感覚がなかったんだという結論にならざるを得ない。これは大事な発言ですから、しっかり会議録にとどめておいてもらいたいと思います。私の解釈は間違っていますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それは余りにも飛躍した発言だというふうに思っております。これだけを見てそういうふうなものを判断されるということは、大変に心外な感がございます。

今後は、だれも見てもよく取り組んでいるというふうに思われるような仕事をしていきたいというふうに思っています。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 総論で言いますとそういうことになるんだと思いますが、いいですか、かつてこの上水道の企業会計は、一般会計からほぼ1,000万円の持ち出しがずっと継続していました。だんだんとふえてきました。今も言っているように、いいですか、給水量は低下しているんです。町の人口も減少しています。ただ、給水区域の人口は余り低下していないというようなデータも片やあるようです。

ただ、この場合に、上水道区域と簡易水道区域の区別がなかなかはっきりしていない。そういう中で、いいですか、先ほどの論議とまたこうつながる部分があるんですが、今後の町づくりはどこを重点でどういう施策が必要なのかということになってきます。そのためにこの水道、今この企業会計になるんですが、企業会計をきっちりした形に維持する、そのためには何が必要なんだという論議になると思います。どうしても料金、要するに水道料金の値上げが必要ならば、それはそれで真摯に考えなくちゃいけない、よろしいでしょうか。

6,000戸からある東吾妻の住戸数に対して、給水戸数が4,400、このところに2,000万円のお金が出ている、この恩恵に浴さない人から見ると不公平感があるんだと思いますよ。そういう人たちの意見もやっぱりしんしゃくしなくちゃいけない。またや、これが反対に立米単価が企業会計のほうは120円になっております。それで簡易水道料金はまた別途の料金になっています。先ほど来、同一の町村において同一のサービスですから、サービスの内容は簡易水道でも余り変わらない、ほぼ同一であるとなると、料金の見直しも当然に統一料金ということにならざるを得ない、これは、旧来からその話題は出たり入ったりの状況で

す。それをどのようにして今後、町長の企業感覚を生かしながらここを実現していくのかということになります。

この部分について、特にこの当初予算ですから、いいですか、この一般会計からの持ち出し2,000万円、これに限定して言えば、これで正しい予算と胸を張って言い切れるか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり水の問題は、町民の基本的な生活に関する大変重要な事項でございますので、安定的にかつ安価に提供できる姿勢が大事だというふうに思っております。そのようなことから、一般会計からの持ち出し等もございますけれども、これは極力、今後とも抑えるような方向で考えて、そして町民の皆さんの生活が安定して、快適な生活が送れるような水道事業を目指していきたいというふうに思っております。

○9番（大図広海君） 結構です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

産業建設常任委員会においては、3月16日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第5、議案第10号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）につ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1億4,709万3,000円を追加し、歳入歳出予算額の総額を90億704万円とするものです。また、債務負担行為、繰越明許費につきましてはそれぞれ追加補正、地方債補正につきましては変更のお願いでございます。

歳入の主なものにつきましては、町税を5,046万4,000円の追加、国の1次補正予算に伴います地方交付税の再算定による追加が8,388万5,000円、国庫補助金といたしましては、国の1次補正予算に伴います地域活性化・きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金を1億954万5,000円追加、町債といたしましては、事業確定により8,430万円を減額などございます。

歳出につきましては、事業費の確定などによる補正が主であります。財政調整基金積立金として1億9,155万5,000円の追加、国の緊急経済対策であります地域活性化・きめ細かな交付金事業といたしまして、道路補修や施設補修など11事業に対しまして合計1億3,270万円の追加、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業といたしまして、小・中学校の図書整備事業費1,600万円の追加をお願いするものでございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） お世話になります。

それでは、補正予算書、一般会計のまず6ページをお願いしたいと思います。5ページまでは、先ほど町長が申し上げた内容が主なものであります。

続きまして、債務負担行為の追加であります。土地開発公社残地販売事業の損失補てんということで、3,000万円を限度で2年間であります。よろしくお願いします。

続きまして、7ページになります。

繰越明許費の補正になります。先ほどお話がありましたように、国の1次補正がつきまして、いわゆる地域活性化交付金という、昨年来、おととしもありましたけれども、その中で、この括弧書きできめ細かな交付金とか光をそそぐ交付金というような文言があると思います。ここで補正をいただいて繰り越す事業になります。この総額が1億5,285万円ということで、全体では2億5,840万1,000円ということになります。よろしくお願いいたします。

続きまして、6ページになります。

地方債補正であります。詳細につきましては、15ページのところで、事項別のほうで詳しく説明していきたいと思います。辺地債が3,100万円が2,990万円、以下、ごらんのとおりであります。合計で4億8,680万円が4億250万円ということで、8,430万円ほどの減額ということでお世話になりたいと思います。

続きまして、事項別明細になります。

事項別明細につきましては、各担当課よりご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（加辺光一君） お世話になります。

それでは、事項別明細書9ページをお願いいたします。

まず、私のほうからは町税のみ概要と税目別に説明したいと思います。

まず、町税でございますが、その概要でございますが、直近の収入状況などを勘案して、結果的には2.75%の増、5,046万4,000円の増収を見込みまして、合計で18億8,389万2,000円といたしました。町民税と軽自動車税は増額を、固定資産税とたばこ税は減額となっております。

それでは、11ページをお願いいたします。

歳入、1款1項の町民税でございます。

まず、個人、法人合わせて6,595万4,000円の増収でございます。

1目の個人分でございますが、給与所得者の落ち込みが当初見込んだものより悪くなく、結果としては、当初見込みより1,421万8,000円の増額となりました。滞納繰り越し分につきましては、未納者対策の成果が徐々にあらわれ、251万5,000円の増額でお願いいたします。

続きまして、2目の法人分でございますが、平成21年度の最悪状態から業績も回復いたしました。法人税割だけで見れば、倍以上の5,004万4,000円の追加となりまして、9,576万円を見込みました。逆に均等割につきましては、6法人減って82万円の減額でございます。補正後の1億3,458万6,000円は景気が落ち込む前の平成20年度決算とほぼ同額までに回復してございます。

続きまして、2項の固定資産税でございます。798万円の減額でお願いいたします。現年度分でございますが、大手法人の設備投資が進まず、償却資産の減少によりまして912万9,000円の減額となりました。滞納繰り越し分につきましては、114万9,000円の増額でござ

いますが、これは先ほどの町民税同様、滞納整理の成果によるものでございます。

続きまして、3項の軽自動車税でございますが、軽自動車税は4月1日課税ということで、ほぼ確定によるところの118万円の増額でございます。

続きまして、4項の町たばこ税でございますが、ご存じのように昨年の10月から税率が1.4倍になりました。その月の売り上げ本数は激減いたしました。その後は7割程度までに持ち直してございます。大幅な増税となりましたが、売り上げ本数の激減により869万円の減額となりました。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 12ページをお願いします。

利子割交付金になります。ここから地方交付税までにつきましては、見込みがほぼ確定してきましたので、補正をお願いするというものであります。利子割交付金が209万2,000円の減、地方消費税交付金が1,658万3,000円の増、ゴルフ場の利用税交付金が245万円の減、地方交付税が先ほどの説明がありましたように1次補正等でふえております8,388万5,000円の増となります。

続きまして、分担金及び負担金からになりますが、いわゆる事業確定等によります補正ということになります。

まず、農林水産業費の負担金です。100万円の減です。

続きまして、国庫負担金として、1目の民生費国庫負担金612万1,000円の増、国庫支出金、国庫補助金になりますけれども、総務費については先ほど来の地域活性化交付金、きめ細かな交付金で9,454万5,000円、光をそそぐ交付金で1,500万円の増になっております。

続いて、土木費の国庫補助金375万円の増、教育費については31万円の減ということで、合計1億1,298万5,000円の増となります。

続いて、委託金については、総務費委託金ということで286万円の減です。

続いて、県の関係になります。これも同じ事業の確定によります増減になります。民生費の県負担金は873万3,000円の増、1ページめくっていただきまして、民生費補助金4万2,000円の増、農林水産業費補助金1,937万4,000円の減、衛生費補助金347万2,000円の減、土木費補助金が350万円の減ということで、県補助金につきましては2,630万4,000円の減というふうになります。

続きまして、県の委託金になります。総務費委託金252万4,000円の減、農林水産業費委

託金22万円の減、都市計画費委託金911万7,000円の減ということで、県の委託金につきましては1,186万1,000円の減になります。

続きまして、財産収入につきましては、町民センター用地の貸付料として1万円の増です。

続きまして、諸収入の延滞金、加算金及び過料ということで、延滞金、先ほどからの税のほうの報告のとおり、徴収努力によりまして153万2,000円の増というふうになります。

続きまして、雑入になります。ダム関連の雑入が551万7,000円の増。続いて、雑入の雑入の雑入であります。農業共済、後期高齢の広域連合への派遣の関係で787万円の減ということで、全体では235万3,000円の減ということになります。

続きまして、町債です。辺地債につきましては110万円の減、土木債については3,030万円の減、教育債につきましては1,010万円の減、辺地債、詳細は右の説明にあるとおりであります4,280万円の減ということで、町債全体では8,430万円の減というふうになりました。

続きまして、歳出になります。歳出につきましては、また課別でご報告させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） それでは、歳出について説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費でございます。これにつきましては、当初予定していた研修が実施されなかったことによる研修旅費111万円の減額のお願いでございます。

次に、2款1項1目一般管理費についてでございますが、説明欄をごらんいただきたいと思います。文書管理改善事業の見直しによる委託料496万1,000円の減額、例規集データベース委託料58万7,000円の追加、文書管理改善事業に伴う備品購入費176万6,000円の減額のお願いでございます。

また、きめ細かな交付金によります庁舎等施設整備事業といたしまして、設計委託料40万円、工事請負費710万円の追加のお願いでございます。これにつきましては庁舎防犯カメラ設置事業、東支所構内電話交換更新事業でございます。よろしくお願いいたします。

2目行政振興費でございますが、事業運営費補助金200万円の減額のお願いでございます。これは地域振興事業補助金として予定をしましたが、申請件数が少なかったことによるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 続きまして、8目の財政調整基金費であります。今回の補正によ

ります留保によりまして、1億9,155万5,000円の積み立てであります。3月末現在で、これを積み立てることによりまして、13億3,498万円に財調になります。よろしくお願いします。

続いて、10目の運輸対策費であります。3,100万円の減です。これは予算等でも説明しましたが、路線バス運行の関係の補助金の確定による減額であります。

続きまして、15目の電算業務費121万6,000円の減であります。これはサーバー等の備品購入の確定によりまして、ところの減額になります。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（加辺光一君） 2項町税費、2目賦課徴収費800万円の減額のお願いでございます。これにつきましては、当初1,200万円を予定しておりましたが、ここへきまして法人税を中心とする還付金等がほぼ確定してきましたので、800万円の減額をするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） では、3項1目をお願いいたします。戸籍住民基本台帳費でございます。52万3,000円の減額のお願いでございます。

18節の備品購入費ですが、公的個人認証サービス機器費、パソコン、プリンター、カード発行機等の更新費用でありましたが、国からの指示の交換がなかったため減額となります。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、2款4項4目群馬県議会議員選挙費についてでございますが、本年度中に事前の準備で執行する予定でした県議会議員選挙に係る経費128万7,000円の減額のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（渡辺三司君） お世話になります。

それでは、18ページをお願いいたします。

2款7項1目ダム対策総務費でございます。まずは、13節委託料でございますが、上郷盛土造成工事遅延による確定測量の実施が不可能になったための283万5,000円の減額でございます。

25節積立金でございますが、公共施設等整備基金積立金898万2,000円の減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） よろしく願いいたします。

それでは、8項5目の国民宿舎管理費でございます。今回お願いいたします補正額につきましては500万円ございまして、説明欄にございますように国民宿舎榛名吾妻荘の駐車場のお舗装のオーバーレイをやるということでございまして、きめ細かな交付金を活用してやるものでございます。面積につきましては、1,046平米となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後1時ちょうどとします。

（午後 零時00分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） お世話になります。

それでは、18ページをお願いします。

3款1項2目の障害児者自立支援費でございますが、1,100万円の追加のお願いでございます。障害福祉サービス受給者の増に伴いまして、給付費の追加をお願いするものでございます。

4目の老人福祉費でございますが、510万1,000円の減額のお願いでございます。吾妻養護老人ホーム負担金の確定に伴います減額でございます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 6目国民健康保険費1,199万円の増額のお願いでございます。

28節繰出金でございます。保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業繰出金等の増額に

よるものです。よろしくお願いいたします。

続きまして、8目後期高齢者医療費240万8,000円減額のお願いでございます。

3節職員手当等100万円減額、後期高齢者医療広域連合へ派遣している職員の時間外勤務手当の減額でございます。

19ページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金516万8,000円減額、療養給付費負担金の実績によるものです。

28節繰出金376万円増額、保険基盤安定繰出金の確定によるものです。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 4款1項1目の保健衛生総務費でございますが、33万7,000円の追加のお願いでございます。国民健康保険特別会計施設勘定への繰出金の追加でございます。

2目の予防費でございますが、431万3,000円の減額のお願いでございます。新型インフルエンザワクチンの接種率が、当初予定していました率より減となったための減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 2項清掃費、1目清掃総務費2,142万5,000円減額のお願いでございます。19節負担金、補助及び交付金、吾妻東部衛生施設組合運営費負担金の確定によります減額のお願いです。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） お世話になります。

6款1項3目の農業振興費490万円の減額のお願いでございます。説明欄をごらんいただきたいと思います。農業近代化資金等利子補給事業の事業確定による90万円の減額でございます。

次のページをお願いします。20ページです。

農業振興対策事業の事業確定による100万円の減額、中山間地域等直接支払事業の事業確定による300万円の減額でございます。

次に、6款1項5目の畜産振興費の草地林地一体的利用総合整備事業の1,704万5,000円の減額でございます。これは平成23年度より県の農業公社が採算部門だけに絞るということ

で、県が事業継承するために行うために事業が中途半端になってしまうということで、こういう措置になりました。

次に、6目の農地費の萩生川西土地改良事業でございますけれども、事業確定による25万円の減額でございます。

次に、6款2項1目の林業振興費の鳥獣捕獲対策事業の事業確定による60万円の減額をお願いでございます。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（渡辺三司君） 2目林業基盤整備費でございます。3,000万円の追加のお願いでございます。内訳といたしまして、林道万騎線改良工事に伴う工事請負費2,900万円及び国有林貸し付けに係る立木補償として100万円の追加のお願いでございます。

次に、8款1項1目道路橋梁総務費でございます。道路橋梁台帳整備補正業務委託料の確定による100万円の減額でございます。

2目道路維持費でございます。2,860万円の追加のお願いでございます。内訳といたしまして、原材料支給によります機械の借上料100万円及び原材料費140万円の減額並びに町道維持補修事業を、きめ細かな交付金事業ですけれども、3,100万円の追加のお願いでございます。

3目道路改良費でございます。3,822万1,000円の減額のお願いでございます。2節給料ですが、事務費の国庫補助対象外に伴います72万1,000円の減額でございます。13節の委託料ですが、測量設計業務委託費の減に伴います3,030万円の減額でございます。17節公有財産購入費ですが、松谷・六合村線改良工事に伴います410万円の減額でございます。22節補償、補填及び賠償金ですが、道路改良工事に伴います支障電柱移転の本数減による310万円の減額でございます。

次に、8款2項3目街路事業整備費でございます。5,090万6,000円の減額のお願いでございます。19節負担金、補助及び交付金ですが、県営事業負担金減によります4,190万円の減額でございます。22節補償、補填及び賠償金ですが、街路事業補償費の減による900万6,000円の減額でございます。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） 5目下水道費142万7,000円の減額ですが、これは下水道事業特別会計の事業確定によります減額でございます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（渡辺三司君） 22ページをお願いいたします。

3項1目公営住宅管理費でございます。修繕料100万円及び解体工事が完了したことに伴います144万9,000円の減額のお願いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 続きまして、10款1項5目給食調理場運営管理費につきましては、購入備品の入札差金による減額と賃金の減額でございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費につきましては、臨時職員賃金と下水道使用料の減額のお願いでございます。

2目教育振興費につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金事業といたしまして、備品購入費800万円の追加のお願いでございます。

3目小学校施設整備費につきましては、原町小学校体育館新築工事及び太陽光発電工事の事業費確定による減額と、坂上小学校校舎耐震補強計画策定業務委託及び小学校施設整備事業といたしまして、原小駐車場舗装、太田・坂上小エアコン設置、坂上小床改修工事等でございます。なお、耐震補強委託と施設整備費事業につきましては、きめ細かな交付金事業を充当させていただいております。

続きまして、3項中学校費、1項学校管理費につきましては、コピー機等の再リースによる減額と中体連参加補助金の減額でございます。

2目教育振興費につきましては、東中のウイルス対策ソフト使用料の減額と、住民生活に光をそそぐ交付金事業といたしまして、備品購入費800万円の追加のお願いでございます。

3目中学校施設整備費につきましては、原中体育館耐震補強工事の事業費確定による減額と、中学校施設整備費事業といたしまして、岩中トイレ改修工事及び太田・原町・岩島・坂上中のエアコン設置工事の追加でございます。これにつきましては、きめ細かな交付金を充当させていただいております。

24ページをお願いいたします。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては、人件費及びウイルス対策ソフト使用料で299万2,000円の減額のお願いでございます。

3目幼稚園施設整備費につきましては、太田・原町・岩島・坂上幼稚園のエアコン設置工事費できめ細かな交付金を充当させていただいております。

続きまして、5項社会教育費、2目公民館費につきましては、中央公民館の燃料費の追加

と公民館施設整備事業といたしまして、各公民館のトイレの洋式化と坂上公民館駐車場舗装工事等でございます。これにつきましても、きめ細かな交付金を充当させていただいております。

3目文化財保護につきましては、きめ細かな交付金事業により文化財整理室の屋根改修工事でございます。

続きまして、6項保健体育費、3目施設管理費につきましても、きめ細かな交付金事業によりまして町民体育館屋根改修工事及び東橋スポーツ広場の舗装とフェンス改修工事でございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） それでは、最後になりますが、12款の公債費です。公債費の利子の関係、繰上償還等で629万5,000円の減額のお願いであります。

以上が補正予算となります。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第6、議案第11号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業勘定、歳入歳出それぞれ2,820万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億8,706万円とするものでございます。

歳入では、交付金等の決定を受け国庫支出金等を調整し、国庫支出金3,817万4,000円の

減額、療養給付費交付金3,983万6,000円増額、県支出金16万3,000円増額、共同事業交付金1,438万9,000円増額、繰入金1,199万円の増額です。

歳出では、総務費128万3,000円増額、保険給付費2,654万9,000円増額、老人保健及び共同事業拠出金1,191万5,000円減額、諸支出金1,228万7,000円増額でございます。

次に、施設勘定、歳入歳出それぞれ44万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,482万5,000円とするものでございます。

歳入では、診療収入82万5,000円減額、県支出金23万7,000円増額、繰入金57万7,000円増額、諸収入42万9,000円の減額でございます。

歳出では、総務費10万円減額、医業費34万円の減額でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、事業勘定から事項別明細書により説明させていただきます。

まず、歳入ですが、6ページをお願いいたします。

3款1項国庫負担金3,508万8,000円の減額のお願いでございます。

1目療養給付費負担金3,470万2,000円の減額、2目高額医療費共同事業負担金38万6,000円の減額、負担金の決定によるものでございます。

同じく2項国庫補助金308万6,000円の減額ですが、2目特別財政調整交付金319万1,000円減額、3目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金6万5,000円増額、5目出産育児一時金4万円増額、これは交付金、補助金等の決定によるものでございます。

4款1項1目療養給付費交付金3,983万6,000円増額ですが、退職者医療交付金の額の決定によるものでございます。

6款1項県補助金、1目財政健全化補助金54万9,000円の増額ですが、福祉削減分補助金の確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

2項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金38万6,000円減額、先ほどの国庫負担金と同額計上が決められているものでございます。

8款1項共同事業交付金1,438万9,000円の増額ですが、1目共同事業交付金180万2,000

円、高額医療費共同安定化事業交付金の確定によるものでございます。

同じく 2 目保険財政共同安定化事業交付金1,258万7,000円の増額、額の確定によるものでございます。

9 款 1 項他会計繰入金、1 目一般会計からの繰入金1,199万円の増額でございます。

続いて、8 ページ以降、歳出をお願いいたします。

1 款 1 項総務管理費128万3,000円増額ですが、1 目一般管理費、通信運搬費 5 万8,000円増額、これは70歳から74歳の自己負担増凍結延長による高齢者証の郵送代でございます。

同じく 2 目連合会負担金122万5,000円増額、電算処理業務委託に伴うもので、被保険者マスター作成に係るシステム改修が、連合会においても導入が終了しまして、額が決定したものでございます。

2 款 1 項療養諸費2,090万9,000円増額ですが、1 目一般被保険者療養給付費1,198万5,000円減額、2 目退職被保険者等療養給付費3,080万1,000円増額、3 目一般被保険者療養費190万7,000円減額、それぞれ額の確定によるものでございます。

同じく 2 項 2 目退職被保険者等高額療養費480万円増額ですが、これも額の確定によるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

4 項 1 目出産育児一時金84万円増額ですが、2 名の増加によるものでございます。

5 款 1 項老人保健拠出金 1 万3,000円減額ですが、1 目老人保健医療費拠出金8,000円増額、同じく 2 目老人保健事務費拠出金 2 万1,000円減額、これも額の確定によるものでございます。

7 款 1 項共同事業拠出金1,190万2,000円減額ですが、1 目共同事業拠出金154万2,000円減額、同じく 3 目保険財政共同安定化事業拠出金1,036万円減額、これも額の確定によるものでございます。

11款 1 項償還金及び還付加算金1,204万7,000円増額ですが、1 目一般被保険者保険税還付金30万円増額、被保険者資格喪失によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

3 目償還金1,174万7,000円増額、国庫支出金等超過交付返納金の追加によるものでございます。

同じく 2 項 1 目直営施設勘定繰出金24万円増額、国保診療所への繰出金でございます。

続いて、施設勘定の説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

歳入ですが、1款診療収入、1項外来収入82万5,000円減額、1目国民健康保険診療報酬収入から5目一部負担金収入まで見込み額によるものでございます。

3款1項1目国保施設費県補助金23万7,000円増額、額の確定によるものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金33万7,000円増額、見込みによるものでございます。

同じく2項1目事業勘定繰入金24万円増額、県費へき地運営費補助金と同額計上でございます。

13ページをお願いいたします。

6款1項1目特定健康審査等受託料42万9,000円減額、診療者の減少によるものでございます。

次に、歳出でございます。

14ページをお願いいたします。

1款総務費10万円減額、これは建物共済とデジタルテレビ購入で、額の確定による減額です。

2款1項医業費34万円減額ですが、2目医療用機械器具費125万円減額、酸素濃縮装置の台数の減少によるものでございます。

3目医療用消耗機材費109万6,000円減額、注射針等の消耗品の減少によるものでございます。

同じく4目医療薬品衛生材料費200万6,000円増額でございます。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第7、議案第12号 平成22年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 平成22年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ88万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,757万7,000円とするものでございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料287万8,000円の減額、繰入金376万円の増額でございます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金88万2,000円増額でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、事項別明細書により説明させていただきます。

まず、歳入ですが、4ページをお願いいたします。

1款1項後期高齢者医療保険料287万8,000円の減額のお願いです。

1目後期高齢者医療特別徴収保険料250万円の減額。同じく2目後期高齢者医療普通徴収保険料37万8,000円の減額。内訳は、現年度分100万円減額、滞納繰越分62万2,000円増額で、ともに確定見込みによるものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金376万円増額ですが、額の確定によるものでございます。

続いて、5ページ、歳出をお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金88万2,000円を増額のお願いです。特別徴収、普通徴収分、滞納繰越分として287万8,000円減額、保険基盤安定負担金376万増額で、額の確定によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第8、議案第13号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ555万円を減額して、総額をそれぞれ8,190万7,000円とするものでございます。

内容は、情報通信施設事業費として、ケーブルテレビ事業の移設工事費等の確定による工事請負費の減額555万円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） それでは、説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、4款1項1目地域開発基金繰入金ですが、歳出減による555万円の減額でございます。

次に、歳出ですが、1款2項1目情報通信施設事業費でございますが、光ケーブル移設工事費等がほぼ確定したことにより555万円の減額をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第9、議案第14号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,198万7,000円を減額して、総額をそれぞれ5億4,034万円とするものでございます。

主なものは、浄化槽整備事業国庫補助金の1,330万7,000円の増額と工事費等の確定による建設費の増額でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、3ページをお願いいたします。

地方債補正でございます。下水道事業、過疎対策事業、それぞれ1,310万円の減額になっておりますが、地方債を減額してその分、国庫補助金を充てるものでございます。

続きまして、5ページの歳入をごらんください。

事項別明細書でございます。2款1項2目の浄化槽使用料339万円の減額のお願いでございます。これは14基分、113人槽分の設置数の減に伴う減額でございます。

続きまして、3款1項2目の生活排水国庫補助金1,330万7,000円の追加でございます。これは循環型社会形成推進交付金の年度間調整といいまして、平成23年度分を本年度に前もって交付を受けるものでございます。この背景には、国で平成23年度の交付金の不足がされているための措置ということでございます。

4款1項1目県補助金は、公共下水道補助金確定による30万円の増額及び浄化槽の設置数

の減に伴う447万円の減額でございます。浄化槽は本年度91基の設置予定となります。

次に、5款1項1目の一般会計繰入金142万7,000円の減額ですが、事業量の確定に伴うものでございます。

7款の諸収入ですが、1項の預金利子で基金積立金利子12万9,000円の減額、2項の雑入では浄化槽の駐車場等附帯設備工事費2万2,000円の追加のお願いでございます。

次に、8款1項の町債ですが、1目の下水道事業債、2目の過疎対策事業債でそれぞれ1,310万円の減額となりまして、合計で2,620万円の減額でございます。これは先ほどの3款1項2目の生活排水国庫補助金のところで申し上げましたが、循環型社会形成推進交付金の年度間調整の増額により、起債予定額相当分が交付されることによる減額でございます。

続きまして、7ページの歳出をごらんください。

2款1項1目の建設事業費2,198万7,000円の減額でございますが、この中で唯一の追加となります浄化槽市町村整備推進事業減額基金積立金801万5,000円につきましては、今年度の交付金増額に伴い、工事費に充てていた補助対象事業費の10%を設置者負担金として積み立てるものでございます。その他は事業の確定に伴うものでございます。

以上でございますが、説明とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第24号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第10、議案第24号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第24号 辺地に係る総合整備計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、前回の整備計画が平成18年度から平成22年度までの5カ年で終了

したことに伴う新たな整備計画の策定でございます。

今回お願いする計画の策定につきましては、平成23年度から平成27年度の5カ年間の計画でございます。今回は手古丸辺地の町道の整備計画でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） それでは、裏を見ていただければと思います。

辺地の総合整備計画書になっております。

今回お願いするのは手古丸辺地であります。辺地の条件なんですけれども、施行令によりまして、50人以上、面積要件が5キロ平米以内ということで、手古丸辺地が辺地の指定を受けております。

そういう形で、2番目に整備を必要とする事情というようなことで、一番下の欄2行ですけれども、この事業を実施することにより、地域の道路交通網としての利便性を向上させ、安全な通学路を確保するとともに、農業の生産性及び地域住民の生活水準の向上を図るというような目的です。

整備計画は23年度から5年間、27年度までということで、下にありますように道路整備になります。ご承知のように関所跡から手古丸に入っていく道路なんですけれども、非常に日陰でして、急勾配でなかなか整備ができないというところであります。これをもうちょっと萩生寄りのほうから入って、別の道路で計画をするということで、5年間、総事業費が3億5,000万円になります。辺地です、一般財源のうち辺地債対象事業債というふうにあります、いわゆる辺地対策事業債、地方債を借りまして行います。事業充当率が100%でありまして、交付税の算入が80%ということで、非常に有利な地方債になっております。そういうことで、5年間でこの道路整備を行いたいという計画であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第25号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第11、議案第25号 東吾妻町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第25号 東吾妻町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、東吾妻町通所介護施設である東吾妻町デイサービスセンターの施設について、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会を指定管理者に指定をしたいという案件でございます。

なお、東吾妻町デイサービスセンターにつきましては、平成23年度中に都市計画道路街路事業の関係で取り壊しになりますので、廃止する方向で考えております。

また、当町及び近隣町村で通所介護施設を経営する民間の方々もふえており、町として通所介護施設を新たに建設する必要はないと考えております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） それでは、ご説明申し上げます。

東吾妻町デイサービスセンターの指定管理につきましては、平成22年度末をもって指定が終了するというところでございますので、新たにお問い合わせするものでございます。指定管理者としては、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会会長、湯本孝子でございます。

指定期間につきましては、先ほど町長から説明がありましたように、平成23年度中に都市計画道路の関係で東吾妻町デイサービスセンターが取り壊しになりますので、平成23年4月1日から平成23年10月31日までの7カ月間をお願いしたいと思います。指定期間が7カ月ということで、指定管理者を公募によりお願いするには余りにも期間が短く、この7カ月間に現在の利用者全員を他の施設へ移っていただくということや、事務等の整理期間ということでもありますので、公募によらず、現在お願いしている法人に指定管理をお願いするもの

でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第26号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第12、議案第26号 東吾妻町すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第26号 東吾妻町すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、東吾妻町すこやかセンター福寿草の施設について、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会を指定管理者に指定をしたいという案件でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） それでは、ご説明申し上げます。

東吾妻町すこやかセンター福寿草の指定管理につきましては、平成22年度末をもって指定が終了するということでございますので、新たをお願いするものでございます。指定管理者としては、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会会長、湯本孝子でございます。

指定期間につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間でお願いしたいと思います。

選定に関しましては、公募を実施した結果、応募者は1法人のみでございました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第27号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第13、議案第27号 吾妻東部衛生施設組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第27号 吾妻東部衛生施設組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

吾妻東部衛生施設組合の規約第11条監査委員の選任並びに委員の任期の一部改正をするもので、地方自治法第286条第1項の規定により、組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、最後のページの吾妻東部衛生施設組合規約の一部改正新旧対照条文をお願いいたします。

右側の現行ですが、監査委員、第11条、この組合に監査委員2人を置き、組合の議会の同意を得て管理者が組合の議員の中から選任する。これを、左側の改正案をお願いいたします。監査委員、第11条、組合に監査委員2人を置く。2、監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て組合議会の議員及び識見を有する者のうちから、それぞれ1人を選任する。3、前項の監査委員の任期は、組合議会の議員のうちから選任された者にあつては、組合議会の議員としての任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては、4年と

する。附則、この規約は、平成23年6月1日から施行する。

これにつきましては、地方自治法においては、議員のうちから選任する監査委員の数は、町村にあつては1人とするのとあり、地方自治法の規定に合わない状況になっております。ほかの一部事務組合の規約では、地方自治法どおりの規定になっております。それにより、監査委員の選任に関する規定に関して規約変更が必要となりました。

なお、現在の監査委員の任期は、議員の任期で23年5月中旬までとなっております。監査委員2人について地方自治法の規定に合わせ、組合の議会の同意を得て、管理者が組合議会の議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ1人を選任し、任期は、組合議会の議員は議員の任期とし、識見を有する者については4年とするということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第28号、議案第29号の上程、説明、議案調査

○議長（一場明夫君） 日程第14、議案第28号 町道路線の廃止について及び日程第15、議案第29号 町道路線の認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第28号 町道路線の廃止について並びに議案第29号 町道路線の認定について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

廃止及び認定の議決をお願いする路線は、主にダム関連事業の道路建設に伴う町道路線の変更であります。旧道路線を一たん廃止をお願いし、新たな路線で再度認定をお願いをしますのでございます。

また、認定におきまして、大柏木地内の2路線につきましては、県道川原畑・大戸線移管に係る路線整備に伴う路線認定でございます。今後、町道として維持管理し、町民生活の安定と向上に役立てたいと考えております。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決ください
ますようよろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（渡辺三司君） お世話になります。

まず初め、議案第28号 町道路線の廃止について説明させていただきます。

町道路線の廃止につきましては、次のページをごらんいただきたいと思います。整理番号
1の1152号線から、整理番号15の5500号線までの15路線でございます。

まず初め、位置図1をごらんいただきたいと思います。赤で記されております1152号線
については、植栗土地改良事業に伴う廃止漏れの路線でございます。よろしくお願いします。

次に、位置図2をごらんください。1256号線につきましては、大原地区で現況道路とし
て認められないため廃止するものでございます。

次に、位置図3をごらんいただきたいと思います。5120号及び5121号線については、国
道145号線つけかえ工事に伴う廃止路線でございます。4007号、4218号線については、新
井・横谷・松谷線つけかえ工事に伴う廃止路線でございます。よろしくお願いします。

次に、位置図4をごらんいただきたいと思います。4104号線、4107号線、4108号線につ
いては、大柏木地区、大柏木、上の沢地区の盛土造成地線開設に伴います廃止路線ござい
ます。

次に、位置図5をお願いいたします。4136号線につきましては、県道川原畑・大戸線つ
けかえ工事に伴う廃止路線でございます。

次に、位置図6でございます。4500号線につきましては、この路線につきましては県道
林・岩下線供用開始に伴う廃止路線でございます。

次に、位置図7でございます。5500号線につきましては、昨年の12月19日に供用開始と
なりました国道145号線つけかえに伴う廃止路線でございます。下のほうへいって5114号線、
5287号線につきましては、道路改良に伴う廃止路線でございます。

次に、位置図8をごらんいただきたいと思います。5313号線につきましては、松谷・六
合村線新設道路に伴う廃止路線でございます。

以上、15路線が廃止路線になります。

続きまして、議案第29号 町道路線の認定でございます。

これにつきましては、先ほど廃止した路線等を新たに認定するものでございます。やはり

整理番号 1 の4007号線から整理番号14の5324号線までの14路線の認定のお願いでございます。

位置図 1 をごらんいただきたいと思います。これにつきましては、町道の5120号、5324号、5121号線については、それぞれ国道145号線つけかえに伴い、新たに認定する路線でございます。

それと、下のほうですけれども、4007号、4218号線については、新井・横谷・松谷線つけかえに伴います新たに認定するものでございます。

次に、位置図 2 をごらんいただきたいと思います。4104号線から4238号線のこの 5 路線につきましては、大柏木地区の盛土造成地線開設に伴います新たに認定する路線でございます。

次に、位置図 3 をごらんいただきたいと思います。4235号線、4236号線については、県道川原畑・大戸線つけかえ工事に伴います認定路線でございます。

次に、位置図 4 をごらんいただきたいと思います。5114号線、5287号線については、道路改良に伴い路線整理したための認定路線でございます。

以上、14路線が認定路線でございます。非常に廃止と認定、見づらいんですけれども、この位置図をそれぞれ重ねていただくと非常にわかりやすいかなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

日程第14、議案第28号 町道路線の廃止について及び日程第15、議案第29号 町道路線の認定については関連があることから、一括提案をしていただきました。

本件を議案調査といたします。

3月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎陳情書の処理について

○議長（一場明夫君） 日程第16、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託しますので、その審査を3月16日までに終了いたしますようお願いいたします。

以上で陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで議員各位に申し上げます。本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査の上、次の本会議に臨んでいただくようお願い申し上げます。

次の本会議は3月17日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 1時57分）

平成23年 3 月 17 日（木曜日）

（第 3 号）

平成23年東吾妻町議会第1回定例会

議 事 日 程（第3号）

平成23年3月17日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第15号 東吾妻町職員の給与に関する条例及び東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第16号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第17号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第18号 東吾妻町合併市町村振興基金条例について
- 第 5 議案第19号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第20号 東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第21号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第22号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の撤回の件
- 第 9 議案第22号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第23号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例及び東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第30号 東吾妻町あづまケーブルテレビ施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 1号 平成23年度東吾妻町一般会計予算案
- 第13 議案第 2号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案
- 第14 議案第 3号 平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案
- 第15 議案第 4号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案
- 第16 議案第 5号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計予算案
- 第17 議案第 6号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案
- 第18 議案第 7号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案

- 第19 議案第 8 号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案
第20 議案第 9 号 平成23年度東吾妻町水道事業会計予算案
第21 議案第10号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）案
第22 議案第31号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）案
第23 議案第11号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案
第24 議案第12号 平成22年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
第25 議案第13号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）案
第26 議案第14号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）案
第27 議案第24号 辺地に係る総合整備計画の策定について
第28 議案第25号 東吾妻町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
第29 議案第26号 東吾妻町すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定について
第30 議案第27号 吾妻東部衛生施設組合の規約変更に関する協議について
第31 議案第28号 町道路線の廃止について
第32 議案第29号 町道路線の認定について
第33 陳情書の委員会審査報告
第34 発委第 1号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例について
第35 閉会中の継続審査（調査）事件について
第36 町政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第20まで

出席議員（17名）

1 番	一 場 明 夫 君	2 番	竹 渕 博 行 君
3 番	金 澤 敏 君	4 番	青 柳 はるみ 君
5 番	須 崎 幸 一 君	6 番	浦 野 政 衛 君
7 番	角 田 美 好 君	8 番	日 野 近 吉 君
9 番	大 岡 広 海 君	10 番	中 井 一 寿 君
11 番	上 田 智 君	12 番	橋 爪 英 夫 君
14 番	佐 藤 利 一 君	15 番	加 部 浩 君

16番 菅谷光重君

17番 原田睦男君

18番 高橋基雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤恒喜君	教 育 長	高橋啓一君
総務課長	高橋春彦君	企画課長	武藤賢一君
保健福祉課長	先場宏君	町民課長	本多利信君
税務会計課長 兼会計管理者	加辺光一君	産業課長	轟馨君
建設課長	渡辺三司君	上下水道課長	佐藤喜知雄君
事業課長	蜂須賀正君	教育課長	角田輝明君

職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫
議会事務局 主 任	角田光代

議会事務局 係 長	水出悟
--------------	-----

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） おはようございます。

連日大変ご苦労さまです。

3月11日発生の東北地方太平洋沖地震、またそれにより発生した津波の被害でたくさんの方々が亡くなりました。謹んでお悔やみを申し上げます。

安否不明の方々もいまだ7,000人以上に上り、避難生活を余儀なくされている四十数万人の方々もいらっしゃいます。心よりお見舞いを申し上げます。

当町においては、大きな被害は確認されていないようですが、皆さんも自治体の防災対策の重要性を再認識されたのではないのでしょうか。

皆さんには昨日緊急連絡をさせていただきましたが、杉並区と防災協定を結んでいる福島県南相馬市において、たくさんの方々が被災をされました。加えて、原子力発電所が予断を許さない状況であり、同市では住民の圏外退去という苦渋の選択をいたしました。杉並区からの要請もありまして、当町においては450人の受け入れを決定し、先ほど町長から報告がありましたように、本日211名の受け入れを完了いたしました。執行部の迅速な受け入れ、対応に敬意を表する次第です。

受け入れは長期化が予想されますが、職員各位のご努力をお願いするものであります。この大震災は復興はおろか被害状態の把握も進んでいない状況です。議員各位におかれましても、できる限りの支援をお願いする次第でございます。

そういった情勢を踏まえまして、先ほど議会運営委員会を開きまして、本日、本会議終了後に議員全員協議会を開催させていただき、被災の受け入れの対応を町、議会ですうしたらいいかという部分についてご協議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りを上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料はお帰りの際にはお返しくさいますよう、あわせてお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 02 分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第 15 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 1、議案第 15 号 東吾妻町職員の給与に関する条例及び東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る 3 月 7 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

2 番から 8 番起立、10 番から 12 番起立、14 番から 18 番起立。

お座りください。

(起立多数)

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 16 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 2、議案第 16 号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る 3 月 7 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

11 番、上田議員。

○11 番（上田 智君） 多少中身が薄くなるかも知れませんが、従前、町長みずから今議会等までには一定の改革案というものを示していきたいというようなお話を、私も聞いたことがあるんですが、今般のこの 12 月までの延長に対しては、もちろん異存はないとは私は思うんですけども、どのような状況でこの経過をしてきて、また町長みずからどのような案を持って組合と交渉に当たったのか、その辺をわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 職員の給与に関しましては、新年度には組合との交渉を経て職員の給与の適正に関する一定の処置をしようということで執行部、それから組合と協議を重ねてまいりました。

その中で、執行部では、10 例ほどの実例を用いましてお互いに研究しながら討議してきたわけですが、最終的に、3 つの案を持ちましてお互いに組合との協議を重ねたわけでございます。

その 1 つが、5 級、6 級を 2 % カットするでありますとか、あるいは 4 級を 1 % 加えるとか、さまざまな案の中から、やはり現在の現給保障 70 % 削減、これが現在の群馬県の市町村の職員の平均を下回っている状況を維持しているわけですので、これを引き続き堅持しながら、そして 12 月までにはさらに協議を重ねて昇格、昇給、そういうものを見直す一

定のものを組合と合意をしてつくっていかうということになったわけでございます。

やはり現給保障額70%削減というものを議会の皆さんにお決めをいただいた、そういうものを尊重しながら、今後もそういう見直しの作業をしていくということに決まったわけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） この70%の現給保障の措置については、当然議会提案という形でなってきたわけです。ただラスパイレスからすれば、100以上あったものを徐々に下げていかうということで、当時の執行者は95まで下げたいというような明言というか、まで言っているわけです。その間、確かにそういう数値的なものでやったほうがいいのかどうかというのは、私にもちょっと疑問は残るんですが、実際に今の状況でいうと、その当時が1,900万円近くの前減額になる。ところが、現在ではそのままでいくというと一千二、三百万円ですかね、200万円ぐらいですかね、そういったもので減額をしていくんだというような気持ちでやっているのか、またはその県内平均を下回っているからそれを推移して70%でいくのかというようなことになると、要するに、財政上からすればある程度抑制をしていかうという気持ちのあるものにとって、非常に不本意な、要するに交渉の仕方であると。要するに、執行者がこういうことでやりたいのかという決断力、そういったものがなぜ今の時期に見せられなかったのか、その辺を伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり給与につきましては、非常に重大な問題でございます。職員の働く意欲にも関係をするものでございます。しかし、給与の抑制というものを投げ出したわけではないわけございまして、現給保障70%削減というものを維持しながら、さらにそのよき方法を新たにその間に考えていく、措置をしていく、そういうものでございますので、後ろ向きでやっているわけではございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 今、町長は職員の意欲というようなことがありましたが、ラスパイレスが100以上あったときと同様の、要するに今の状況なんでしょうか。私は決してそうは思いません。町長の顔を見ていろいろ話をしたり、いろいろする実際の職員が何人いますか。恐らく100に対して10%ぐらいだと思います。顔を向いてまともに話ができる。あとは横を向いて話をしている。お客に対しても横を向いて話をしている。今はそれが現状なんです。

それでも、意欲という言葉がよく出たなとしているんですが、今の職員の体制からすれば、

町長に協力、町に協力する体制はただ今の事業が現にあるから、それだけをこなしていればいいんだというようなものの考えを持った方が、多数いるんだと私は思います。

ですから、町長の権能を発揮して町長から命令を下すということが、ある程度必要ではないだろうかというふうに私は思います。ぜひこの現給保障に対して、私とすれば、もし70%を維持しても結構でしょう。しかしながら、そういう意欲を示してもらうためにも、ラスパイレスだとか、そういうものを気にせずに、ある程度は上げてやるときには決断して上げてやって士気を高めてやる、そういったことも必要ですし、どうしてもだめなら100分の70を100分の100に削るぐらいの覚悟を持って臨んでもらいたい、それが議員たちの、また町民たちの思いだと思います。その辺をもう一回答弁をしていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 職員に関しまして、今回の東日本大震災の被災者の受け入れ等の場面にあっても、大変に職員は与えられた職務というものに前向きに一生懸命やっているというところが見えております。

そのようなことから、これからも町の職員というのは、いろいろと育て上げて仕事ができるようにしていくことが、やはり我々の責任でもあるというふうに思っておるわけでございます。

そのような面からも、給与という問題、大変重要な問題でございます。上田議員さんのご意見もちょうだいいいたしました。そういうものも重々心にとめまして、12月いっぱいまでにさらによい方法を見つけるということで頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） ぜひ職員の労働意欲、要するに奉仕意欲、こういったものを忘れさせないようにしっかり評価をしていただいて、当然70%以下にするなんていうことは私どもはできませんので、現状維持を12月まで続ける中、十分に検討していただいて、よりベターな職員の給与水準に上げてやるように頑張っていきたいと思っております。

以上で終わります。答弁は結構です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私、総務委員でありますので、これ所管のもので質問をするのは非常におこがましいと思うんですけれども、それと上田議員との質問に重複する部分もあろう

かと思えますけれども、2点ばかり聞きたいと思えます。

まず第1点目、町長、これ職員給与の削減、何のためにするんですか。職員給与の削減は何のために削減をしようと思っているんですか。それを聞きたいです。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、やはり町内における産業、他業種との給与の差というものは是正をしなければならないし、また県内の市町村の職員の給与の状況等も勘案をして決めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そのような考えですと、先ほども、町長もみずから申し上げているとおり、近隣、県内のラスパイレス見ると平均より下になっているわけですね、言っていますよね。全然当てはまらないじゃないですか。平均より下になっているんでしょう、当町はこれを実施した場合。そうすると当てはまらないじゃないですか、またはこれを12月までやるということになれば。違いますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ですから、町内の他産業の給与、そういう状況を踏まえて考えるわけでございます。また、給与制度そのものも見直していくというところでございますので、昇給、昇格、そういうものも今後見直していくというところでございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうしますと、町内の企業と言いますけれどもいっぱいありますよ、小さいところから大きいところまで。どこを基準にそれをあれしようにしているんですか。それこそ5人の会社もあろうし、どこですか、リンテックみたいに何百人という会社もあるし、中間の会社もあるし、どこを基準にして町長はその給与をそこまでしようとしているんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 具体的には申し上げられませんが、全般的にという表現でお願い……。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 全般的にと言っても、その全般的、小さいところから大きいところを全部総合してそれで割った中間ということよろしいんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 押しなべてそういう感覚もあると思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そういう感覚もあるじゃなくて、今までそれでやりたいと言っているんですから、私はこういうんだということがなければ、やりたいが言えないんじゃないですか。それでは、全くこれから考えてやりますよということでしょう。自分の腹の意見というのはないんですか、全く。私がこういう質問をしたから、そういうのが返ってきたわけでしょう。質問しなければ何もなかったということじゃないですか。ただ町内の一般の会社の給与も勘案してということになると、どうですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変厳しいご意見でございますけれども、そのように見えるところもあるかもしれませんが、今後は適正に判断をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 全く、これ12月までに考えると言っているんですけれども、今の時点で何も町長はお持ちになっていないという感を受けまして、これで組合と今まで何度かやってきて何をしてきたんですか、何もなくて。今まで何もないじゃないですか。まだこれこれこうだと、一般企業をと言ったっていっぱいあるから、ほら。それで、組合と対峙したって、組合のほうはこれもう専門家もいるわけですから、その教えを受けているから、これはそんな簡単にはいきませんよ。給与問題というのは、これ非常に難しいんですよ、これ。法との関係もあるし、私も若いときにはいっぱいやってきましたけれども。こんなそんなもって自分の意思というものはしっかり持って、町長、執行者なんですから、おれはこうするんだというものを持たなければ、周りについている課長だってかわいそうですよ、本当に。もうちょっと町長、しっかりした腹を持ってくださいよ。私は給与はこういうんだと、恐らく本給は変えることは非常に難しいと思いますよ。ですから、昇給、昇格基準を変えとか、そういうことになるんでしょうけれども、それはどういうことだというものが全くなくて組合と対峙したって、全然これはあれしませんよ。だから、その辺のところの考え、もう一度くどいようなんですけれども、町長、お答えください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変に厳しいご意見をいただきましたけれども、その点につきまして、今後適正に判断をして処理をしてまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） これで終わりにしますが、町長、組合と町長との考えというのはうんと離れていると思うんですよ、多分。それは妥結しっこないんです。ですから、委員会でも申しあげましたけれども、最後は裁判も辞さないぐらいのつもりで町長、踏み込んでいかないと、これ給与の問題をやるんだら、やらないんだらこれで構いませんよ。けれども、やると言っている以上はそのぐらいの強い意思を持ってやっていかなければ、これはできませんよ。

それと給与を下げるというものは、こういうことで、ただ平均があればから下げるとか、平均より上だから下げるとか、そういうのじゃなくて、財政上の問題が一番あるじゃないですか、そういうものがなぜ出てこないんですか。その辺のところをしっかりとって、私はこういうので給与で下げるんだと、下げるときにはこういう案を私は持っているんだというようなものを出さなければ、これできませんから、ぜひひとつそういうしっかりしたものを持ってやっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見ちょうだいいたしました。ありがとうございます。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 先ほど来の町長発言を聞いていますと、非常に重要な発言があった。

育て上げるという表現がありました。伺っておきます。だれが育てるんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 役場内の組織の話だと思いますけれども、それにつきましては、やはり上層部を含めまして役場組織全体の話だというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 再度伺います。

だれが育てるんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町長を筆頭に役場組織全体だというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 外部からの導入ということがあるかと思っていました。それは残念でした。

そうしますと、育てるという前提で、自分たちが今までやってきたことは間違いがない。その前提で後輩を育てていく。学べと言いながらまねろと言っているような雰囲気が多々見えます。それを育てるという表現でよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まねるというところは理解ができません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） さらに重ねて伺います。

学べと言いながら、その実、その中身はまねろと言っているのが、育てるという形に現行ではなっているように見受けられる。町長はそういった考え方がないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見のようなことは考えておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それは結構です。その討論はまた後に継続すると思いますが、1点伺っておきます。

そういった立派な町長が、さきの総務委員会においても、本定例会が終わるまでにということではちょうどいい機会ですので、ここでその発言を求めます。

地方自治法204条ないし地方公務員法が、給与条例主義を採用したその根拠はどこにあるとお考えですかと質問します。明確に答えてください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 申しわけありません。

その点につきましては、ちょっと準備ができておりませんでした。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 初日の町長出席の折にそういう発言をしております。いいですか。

それで、本来町長たる者、あるいはあなた自身も長らく公務員をしていた。はたやまた会社の経営もしていた。アピールをしながら町長に就任した。これは検討して後にお答えしますというレベルの問題じゃないんです。常に身に備わっていないといけない問題なんです。地方自治の根幹、要するに公務員給与の根幹をなすものなんです。いいですか。その町長が先ほどのように職員を育てるトップなんです。育つと思いますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 努力してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） 努力するならば、いいですか。総務委員会の席上で本会議が終わるまでの間にその答えをくださいと言われているんです。ないから今、本会議の席上でこういう発言になるんです。努力というのはその間にきちんと勉強している。そうするとあなたはその努力さえもしなかった。もともと身に備わっていないのに備えようとする努力もない。それで職員を育てる、先輩が後輩を育てる、そうすると、ここなんです。学んでないんですよ。まねているんですよ、前例なんです。前例主義なんです。だから、ここなんです。県内平均、他町村類似、ちなみに言っておきます。

地方公共団体の職員の給与は、地方自治の原則に基づいて住民の総意で決定すべきものであり、住民の総意にかわるものとして、住民から選ばれた議会の同意、これはいわゆる条例ですね、条例によりそれが成し遂げられなければならない。ここなんです。町長が先ほど来、発言で組合の妥結という表現がありました。組合ともよく話し合っただけとありました。そうすると、議会と話し合う余地はないということになります。そういうふうにとらえていてよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議会と話し合うことはないというふうなことは毛頭考えておりません。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） でも、そういう答えにならざるを得ないんですよ。組合との話し合いが成立して成案として出てきた条例が提出される。それが話し合いということならば、それはそういう表現にならないとも限らない。しかし、話し合いというのはそういうレベルの問題じゃなくて、もっと詰めたものが必要になる。腹を割って話さなければいけないということなんだと思います。そうするとここなんです。成案となった条例が出てきた、今回もその1つかもしれません。それで、はい、これ否か、要するに同意するか、否決するか、そのレベルで物事を判断するということは、ここなんです。いいですか。職員組合との合意が条例よりも優先課題である。まずそれをこなしてから条例の提出なんだと、その態度には、いや今回の態度もそのように映りますが、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのようなことはないと考えております。

（「もう結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） 幾つかお尋ねしたいと思います。

今回の現給保障額の100分の70、昨年、議会主導のもと議会が提案した。尊重しながらというふうに町長の答弁ございました。まず1つお聞きしたいんですが、町長が昨年から申し上げていたこの現給保障額の減額以外での給料の削減、これがやると言ったことができなかったというこの解釈でよろしゅうございますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、4月1日から新たな給与の見直しに向けての暫定的な措置を4月1日から行くと。その中で何%カットとか、そういうものもあるというふうな表現をしたわけでございまして、4月1日から新たな制度というふうな表現はしていなかったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） そのような今の町長の答弁は聞いたことがないなというふうに、私は思います。

12月に方向性を出して、4月から示したいというか行うというような発言であったと思いますので、もう一度答弁いただきたいと思いますが、4月から行うということができなかったという解釈でよろしゅうございますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 12月の議会、議事録を見ていただくと、そのように私が発言、答弁しておることがおわかりになると思いますけれども、今回の現給保障70%削減というものを引き続き行うということになってしまったということは1つの不足の点であったというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） 要はできなかったというこの解釈でよろしゅうございますね。私はそういうふうに解釈いたします。

そしてもう一つ、要は究極なその場しのぎというような、私は解釈にもとれるわけでございます。要は、町長がきちんとこの3月定例会にこの代替案的なものが示せなかったということによって、この条例を継続する。私とすれば、不満ではあります。しかしながら、どの議員さんもこの議案を可決しなければ、100分の100がまた職員に支払われる。ですから、

究極な判断になっているわけです。ですから、私もこの条例案を可決するというのは、賛成せざるを得ないわけですが、納得はしないけれども、賛成せざるを得ない。このことをつけ加えさせていただきまして、答弁結構でございます。

要は、4月に示せなかったということをお伺いいたしましたので、以上でございます。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

2番起立、4番から6番起立、7番、8番起立、10番から12番起立、14番から18番起立。

お座りください。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第17号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第3、議案第17号 東吾妻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） これは非常勤職員、早く言えば、臨時職員ですね。これについては、これを適用するというような考え方でよろしんですよね、確認します。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 本来、町で採用している非常勤職員につきましては、普通であれば6カ月を超えてということはありませんので、そういった中では適用がされないということは、1年を超えてということになっていますので、そういう中では適用されないということとで判断をしています。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうすると、答えは大体もらったんですけども、当町では、臨時職員でこれに適用される人はいるんですか、いないんですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 基本的にはいないと考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私もそう思っておりましたので、これはいいと思います。

それで、もう一度、町長、総務課長でもいいんですけども、お尋ねいたします。

地公臨ということは考えられないですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 今の臨時職員という採用している中で、地公臨というような形でいきますと、かなりのまた経費といいますか、そういったものも多くなると思います。

ただ採用といいますか、採用されている職員にしてみると、そういった制度も必要なのではないかなという考え方はありますが、現在のところは実際ございません。

○議長（一場明夫君） 加部議員に申し上げますが、議案内容に集中する質疑にお願いしたいと思います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうすると、議長に注意をいただきましたので、これで終わりにしますけれども、町長にお尋ねいたしますけれども、教育現場で最近臨時職員がふえてくると、これ一部担任を持っている方もいらっしゃると思います。これは先生方のそれこそ張り合いの問題です。やる気の問題です。その辺のところを非常に将来限りない可能性を持っている子供たち、これ先生によって相当左右される場合が多い。そんな中で、お金がないからできないということになりますと、非常に当町の将来に対してもマイナスが出るのではな

いかということはありません。そんな関係で、私はその辺のところは地公臨というものを受け入れる、考える必要があるのかなと思っております。

町長の見解をお尋ねをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 幼稚園の職員の問題かというふうに思っておりますけれども、これにつきましては、今年度の新規採用職員を行いまして、新たに職員を募集をして採用したわけでございます。このように一遍にふやすということもなかなかできません。徐々にご指摘の点を改善してまいりたいというふうに思っております。

（「地公臨を置く考え方について聞いているようですけれど」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地公臨につきましては、幼稚園に関しまして、地公臨というのが適用されるかどうかというのはちょっとわかりませんが、小学校以上の場合には地公臨という制度があるというふうに私は理解をしておるんですけれども、その点につきましては、そのような必要のある究極の、何といいますか、そういう必要が場合は検討して採用してまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 臨職の関係なんです、でき得れば、この条例に基づいて期間延長的な措置をとっていただければありがたいというふうに私は思います。

現在、半年、半年の契約というんですか、でやっているところなんです、実は保育園、幼稚園だとか、そういったものは必ず1年なら1年ないし3年をいて担任を持たされている臨職の方がたくさんいます。やはり子供たちはある程度なれてしまうと、入れかわり立ちかわりというのは非常に困難なような状況が生まれてきます。でき得れば、他の制度、その臨職の受け入れ内容等の規則等もございしますが、そういったものの改正を行って、ある程度期間延長、1年なら1年、そうすればこういったものも該当になってくるのではないかなというふうに私は思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 期間につきましては、上位の法で6カ月を超えて採用することは

できないというような決まりになっておりますので、それを延ばすというのはちょっと大変できない、難しいことだと考えております。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） そういう決まりになっているのはわかっているんです。わかっているから聞いているんです。わかっているんだったら、それが当たり前のことだったらこんなものは出す必要はないんです。そうでしょう、該当者がいないんだから。いないものをなぜこういうふうに出すんですか。私は、これはわざわざ出したんだから、そういうものを再検討したらどうですかと言っているんです。できないんですなんていう話はとんでもない話です。もう少しよく考えて、そういうものを国・県一体となつてできるような方策を考えるのがあなたたちの役目なんです。ぜひそういったことをやっていただきたいと思います。

それともう一点は、これに携る人たちで、非常に不安がっているのがやはり6カ月の期間中のやや5カ月過ぎたころというんですかね、果たして再任用されるのかどうか、こういったものが非常にあります。空約束ということでもございませぬけれども、やはり町長のほうからでも、ある程度こういうのでお願いをしますということで、臨職を受け入れた場合には、とにかく半年だら半年の契約期間にはなっているけれども、もし担任を持った場合には、とにかく1年なら1年、2年なら2年はそれ担任を持ってやっていただけるような、要するに雇用方法があるんだけど、そういうのでできますかというような受け入れをやるような状況はつくれないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 制度上、かなり難しい面もございませぬけれども、そういう点はその職場内でのいわゆる内々での、そう言っちゃあれなんですけれども、組織での円滑な仕事をするために、職員同士の円滑なあうんの呼吸といいますかね、そういうものをつくっていききたいと思います。

制度上、かなり難しいものがございませぬので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） ぜひ制度上、確かに難しい問題もあるかと思いますが、町長みずから急に正規職員をどっと入れるというわけにはいかないんだということを申している以上、そういう人たちを対応していかなければ運営できませんので、ぜひその辺も十分に頭の中に入れて今後やっていただければというふうに思います。

特に、介護職だとか、そういったものについては、非常にシビアなものがありますので、

ぜひお願いをしたいと思います。再度お答えをいただきまして終わりにします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見をいただきましたので、その面につきまして、あらゆることを考えていきたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） 先ほど来の総務課長の適用という、すみません、改正条例案の第 2 条の(3)のアの部分です。実例はいないんだというような表現です。非常に危ない解釈だと思いますが、再度確認しておきます。引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員です。本当にないんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 6 カ月で一応期間としては切らせていただいておりますので、基本的にはないかなというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） 4 月 1 日に辞令を交付するということになります。現在は雇用通知書という形になっています。数にするとこんなにあるんです、これが雇用通知書です。これだけの臨時職がいるんです。いいですか。中身は千差万別です。それで 1 年ではありません。長い人は、私の知る限りでももう 15 年近くになります。いいですか。同一任命権者を同じくする職に、期間 6 カ月という辞令をもらいながら、引き続き在職しているんです。かつてそんな話をしたことがあります。だが、ということで、次の任用を 1 日だけ空白期間を置きました。そんなこともありました。果たして、この意図的に 1 日の空白を置いたこの行為は、いいですか。この条例で言っているところの引き続きに、1 日あいたから引き続きにならないんだというような解釈が成立するとお考えでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 基本的には、その引き続かないために 6 カ月という時間の中でお世話になっているというふうに考えております。それが、引き続いているかどうかという判断については、大変難しいところがあるかなというふうには考えております。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） 職員のこの人事のまとめ役といいますか、リーダー役といいますか、その総務課長がその程度ではなかなか難しい。先ほど来、先輩が後輩を育てるんだそうです。

学ばなくてはいけない。あなたは学んでいない。前例をまねているだけなんです。町長も同じだと思いますよ。ちなみに、聞いておきます。じゃ、町長、いいですか。これは引き続き在職をした事例になりますか、なりませんか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ちょっと申しわけございません。それは私はちょっとすぐには判断しかねます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 大分素直になってきました。

これは明らかに引き続きになるんです。彼我の力量、あるいはその立場、愕然たる差のある立場を、いわゆる職権の乱用ということ。採用権、裁量権の乱用ということになります。相手は一個人で職を求めている人なんです。引き続きということにならないために、1日中あけましょう。あけても恐らく無理。かつて東京女性ユニオンの部分では、あれは独立行政法人の臨時職員でした。組織が変わっていきなり期限が来たから、その間、十何年間にわたって1年ごとの更新というか任用を受けていたという実例なんです。でも、それはやはり期間が来たからということはあるに得ない。やっぱりそれは働く側の論理に立ってみなさいよということなんです。そういった解釈のもとにいろいろこういう制度をつくっていかねばいけない。いいですか、これどこからひな形が来てこれをつくったような形でしょうけれども、いいですか、だからまねているんです。その解釈はこのままこれが成立すると、いいですか、引き続き1年以上という臨時の職員というのは、この職員の中大半がそうなります。中には異動がありますから、たまたま新しく6月から来て、これが成立するからぎりぎり1年になるかどうか、6月から来た人はまだ半年、4月から来た人はもう既にこの条例が成立した段階で1年になります。はるか以前からいる人もです。その中にも若い子もまだいます。未婚の方もいらっしゃる。そうすると、当然に育休等々が発生します。そのときに、あなたはこの条例の適用じゃありませんよと言うか言わないかです。給与の低さの問題は、今回は触れないでおきましょう。いいですか。引き続き、ものすごくこれは重要です。言うか言わないか、それで現実にその部分でトラブルが発生するよりは今きちんと論議してみましようよ、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） その引き続きというものに該当するかどうかということはしっかり確認をして判断をしなければならないことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） 論議をするまでもないでしょう。いいですか。どこのだれとは言いませんけれども、4 月 1 日から 22 年 9 月 30 日までという雇用通知書が発行されています。恐らく日付はみんな同じです。これだけの数があります。九十何名です、あるいは 100 が近かったかな。この数があるんです。それで、次の 6 カ月たちました。10 月 1 日付の雇用通知書には、10 月 1 日から 3 月 31 日まで雇用しますとあります。現実が、これが同一人に発行されています。よろしいですね。そうすると、もうこれはことしの部分の話です。ちなみに、10 月 1 日の雇用通知書の決裁、要するに決裁は現職町長が与えています。委任されている、専決されている部分もあるようですが。そうすると、この条例も 4 月 1 日から有効になるかと思います。既に、そうするとこの人は引き続き 1 年以上勤務しているんです。あなたの解釈は雇用通知、要するに辞令が今辞令が出ていないようです。いいですか、6 カ月の期間で一たん切れて、また新たな雇用だから引き続きには該当しないんだというような解釈ですが、それは裁量権の逸脱、働く側に立ってみなさいよ。恐らく係争になった場合にはそういった判決が出るかと思いますよ。余りにもえげつないやり方ですからですよ。これを学ぶと言います。学びましたか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） しっかり学ばせていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩をとります。

再開を午前11時15分とします。

（午前 1 1 時 0 2 分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前 1 1 時 1 5 分）

◎議案第 1 8 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 4、議案第18号 東吾妻町合併市町村振興基金条例についてを議題といたします。

本件については、去る 3 月 7 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第19号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第5、議案第19号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 1点だけ本当にやばな質問します。

町長、これ町民に対するサービスの低下ということはないですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのようなことはないと考えております。そのようなことがないようにこれからもやっていきたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） ないようにというのはどういう方策ですか。

○議長（一場明夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 今の加部議員さんの質問なんですが、これにつきましては、後期高齢医療、たまたま28日ぐらいから年末の休みになりまして、その間はできないものですから、今までのものとみんな同じような日付ということで提案いたしましたので、町民の方は今まで後期高齢だけがこういう形で31日までとなっておりますので、加部議員さんがおっしゃることはないと思われますので、よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） いいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第20号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第6、議案第20号 東吾妻町過疎対策のための東吾妻町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第7、議案第21号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第22号の撤回の件、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第8、議案第22号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の撤回の件を議題といたします。

町長から議案第22号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の撤回の件について、理由を説明願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、議案第22号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の撤回について申し上げます。

これにつきまして、幼稚園、小学校、中学校の学校給食の無料化につきまして上程をさせていただいたわけでございます。しかし、今月の11日発生をいたしました東日本大震災によ

りまして、甚大な被害をこうむっておるわけでございます。まさに、国難というような大災害でございまして、今後、政府におきましても、この地域の復興に向けてかなり積極的に財政等の出動をしていくわけでございます。そのような観点から、今後、全国の市町村における財政の後ろ盾というものが、国の財政への交付税等がかなり圧縮されてくるというふうな状況になってくるわけでございます。そのような中から、今回この条例の改正につきましては、しばらくの間、状況を見据える、そういう観点で見合わせたい、撤回をしたいというふうに考えております。

今後、また状況が好転を上程をするような状況になってまいりますれば、またお願いをしたいというふうに思っておるわけでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 町長にちょっとお伺いをしておきますが、前回の提案について、交付税だとかそういったものの内容等は一切触れておりません。みずからの給与、そういったものを引き下げた上での資金繰り等ができたというようなお話ですので、今回の場合はそういった金額を今回の11日に起きた震災のほうに充てたいから、要するに撤回をさせていただきたいという意味合いでよろしいのでしょうか。交付税が少なくなると思われるということは、ちょっと私にはあり得ないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 交付税の件もそういうふうなこともかなり想定をされるわけで発言をしたわけでございますけれども、今回、南相馬市から避難をされてきた皆さんを受け入れるというふうな状況になっておるわけでございます。受け入れるにしても、財政的な面は当町で支援をしていくわけでございますので、そういう点で出費もかなりあるということは確かでございます。状況として、そういう点もかなり考えられるということでございます。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 実は先ほど来の町長発言をなるほどと、随分うまい言い回しができたもんだなという感じで受けているんですが、伺っておきます。

仮にそれが真実だとすれば、別にこの条例は成立してもよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 4月1日から幼稚園、小学校、中学校の給食費の無料化ができなくなるわけですので、一応撤回をするということでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） でも、いいですか。当分の間、これは免除する。いつからいつまでは免除するという表記がない。考えようによれば、町長がいつと指定した日が、この当分の間に相当するんだ、そういう発想で書かれているんだと思います。だから、この条例が成立して、時期を見て、いいですか。はい、これからやりますよと町長の一声でそれがスタートする。できなくはないんですよ。いいですか、町長。この条例文はそういうふうに解釈できますよ、間違ってますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、大図議員のほうからご意見をいただきまして、そういうふうな考え方もあるのかなというふうに思いましたけれども、今回に関しましては、やはり未曾有の大震災に遭遇して、このようなことになっておるわけございまして、そのような点から、町の姿勢をここではっきりと明確に見せるという意味で撤回をしていきたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） おかしいですね。あなたの選挙公約の最大の一つだと。みずからそういう発言をした。その執行の時期には今が適当でない、適当な時期が来たら私の権限でそれを行いたいんだ、それを許すような表記の仕方がここにあるじゃないですか。地震で選挙公約が飛んだんですか。もともと自信がなかったんですか、どっちでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その見解はちょっとお答えができませんが。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） すみません。座布団1枚もらっちゃいました。

○議長（一場明夫君） 余分な発言はしないでください。

○9番（大図広海君） それで、先ほど来からの育てるという話です。いいですか、育っていないからこんなものが出てくるんですよ。だから、反感買うんですよ。いいですか。当分の間、本当にこれが有効ならば、これ成立させたほうがいいですよ。町長の公約なんですから。何も撤回しなくてもいいです。それで、適当という時期が来たら、町長、私が公約は実行したんです。交付税の話も未知です。災害復旧もいつどうなるかわからない、これは未知数で

す。でも、最大の選挙公約なんですから。すみません。表現が違います。最大の選挙公約の中のうちの一つです。これはやっぱり履行義務があります。それやらないと民主党と同じじゃないかなと言われます。

いいですか。だから、今さら撤回する必要がないんだと思いますよ。それで、その執行に対して、いいですか、今は時期が適当ではないということで、当分の間であるから、今はこれはまだ無料化ではないんです。時期が来たらします。場合によったら、川挟んで向こうのほうだけ無料です。こっちはだめです。あるいは小学生は無料ですけども、中学生はいただきます。幼稚園は半分だけいただきましょうというような裁量権がここの中に全部入っている。いいですか。だから、成立すれば、あなたフリーハンドもらえます。やっぱしこれはきちんと議会に提出して成立させるべきだと思います、あなたの最大の選挙公約ですから。自信を持って出した選挙公約なんです。地震で飛ぶようなものじゃないんです。終わります。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大岡議員さんから大変ありがたいお話をいただいたわけですがけれども、そういう考え方もできるかもしれませんが、今回はひとつ撤回をさせていただいて仕切り直しで、また新たな時期を待つということをお願いをしたいと思います。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） 先ほど以来お話を聞いております。

今回、交付税というような話も出てまいりましたが、どちらにしても、当町には余裕があつて給食費の全額無料化というものが、要するに余裕がないということが明白でございます。そういった中、将来の財源の裏づけができない。ある意味、ばらまきのこの全額無料化というものが、今回町長みずからどんな理由にせよ撤回をしていただいたということは、私にとってみれば英断であるというふうに思います。

そして、4月からはまた新しい議会構成になります。ここで町長にちょっと確認なんです、仕切り直しというような意味合いも多分あるんだと思います。そういった中で、新しい新議会構成になって、そして再度議会側とも協議を重ねて、そしてこの給食費の無料化になるかどうかわかりませんが、相談をしながら進めていくというようなちょっと確認をとりたいと思いますが、一言よろしいございますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご指摘、ご意見をいただいたように、議会構成、新しくなるわけでございます。そうなりまして、またその時期を見て、また新たな議員の皆さん、議会の皆さんと協議を重ねて、いい制度ができていくように考えていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） ありがとうございます。

ぜひ今言った言葉を忘れないでいただきたい、ぜひ議会には文教厚生常任委員会というものもございます。そういった中で、各委員さん、いろいろな意見を持っているわけでございます。町長がこういった、結果的に全額無料化になればいいわけでございますけれども、段階を踏むということも1つの考え方でございます。そういった中で、ぜひ協議に協議を重ねて前向きに進んでいただきたいということをお願い申し上げまして、終わりにさせていただきます。

以上です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） 9月議会にこの給食費無料化を出し、その時点では否決されてしまいましたけれども、また今議会に提出されました。本当に町長の並々ならぬこの子育て支援のための施策を出されたんだと思います。いろいろな議論の中で、町長にお聞きしたときに、財源はどうかさるんですかという中で、事務事業の見直しを行った結果、出たんだということをおっしゃって、予算書を見てもらえばその内容がわかるというような発言がありました。

きょう、給食費無料化の撤回をするということになったわけですが、この事務事業を見直した結果、生み出されたこの給食費無料化のための財源は、これは今後どのような扱いをしようとお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 給食費の無料化につきましては、日本共産党も以前からこの無料化について推進をしていると理解をしております。

今後とも、その点につきましては、引き続きご理解いただけるものというふうに考えております。

7,000万円ほどの金額でございますけれども、この点につきましては、一応その扱いにつきましては、今後その行方ははっきり示すわけではございません。予備費としてというふう

な性格で置いておきたいというふうに思います。また、今回の大震災の被災者等の受け入れに費用がかかるというふうな面もありますし、今後の推移を見ながら、そういうものは考えていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

○3番（金澤 敏君） あれっとは思ったんですけれども、予備費も確かに必要だということとは重々承知しておりますけれども、子育て支援のためにこの事業を行いたいんだという、並々ならぬ町長の決心のもとに出された議案が、やっぱり給食費無料化、これを撤回するんであっても、その本旨であるところのよりこの町の子育て支援に対して使っていくんだというような答えをいただきたいなと思ったんですけれども、その答えがいただけなかったことがちょっと残念でありますけれども、今この特に南相馬市から200人強の方がいらっしゃっている時点で、すぐに方向性というのもきちんとは決められないとは思いますが、子育て支援もしっかりと行うというような考えはないか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、現時点で子育て支援のこういう事業にこれだけつけるというふうなことは明言できないわけでございます。当然、その子育て支援というものを踏まえた上で、今後その使途については協議してまいりたいというふうに思います。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

6番、浦野議員。

○6番（浦野政衛君） 先ほどの当初の予算の中に、給食費の7,000万円ちょいですが、これが23年度の当初予算の中に盛り込んであるわけですが、この条例改正を見直すことは撤回だというふうなことですが、この当初予算の中に組まれた7,000万円強の、要するに予算を今先ほど町長は予備費の中に入れたいというふうなことを申されましたが、当初の中でも予備費というのは1,000万円計上されていますよね。そういった中で、全国の町レベル的なもので、予備費が7,000万円足して8,000万円のような状況になるようなあれが見られますが、そういうものは果たして妥当かどうか、どうなのでしょう。

○議長（一場明夫君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 財政的なお話ですので、企画課長が答弁させていただきます。

この間、全協のときにもちょっとお話をいたしましたけれども、現在予算83億円の中の予

備日は1,000万円でございます。それを予備費に回すという補正といいますか、組み替えというのは、この間もお話ししましたように8,000万円余になるということで、町長の裁量権による予備費の充用というのは、それはちょっと適さないであろうということでお話をさせていただいたと思います。

今回、こうやって撤回をして7,000万円という金額が歳入という形、歳入増という形になってまいります。予算上では、教職員等の給食費ということで、雑入で科目はございます。ですから、歳入的にはそういう形で入れられるということで、今回こういった時間的なものがある、本当に急遽なものですから、予算的にはこれをお願いしたいと。歳出については、当然臨時会ですとか、いわゆるこの7,000万円の補正、歳入は増になりますから、当然補正がどこかのタイミングでは必要だと思います。

受け入れの中で、先ほど言いましたように、本日200名、また100名来て、また100名が必ず到着するような、そんな情報も入りました。そういうことで400名の方、南相馬市の方を受け入れというようなことで、非常にそういった面で近々の出費がかかると。前日お話ししましたように、まず今年度につきましては、予備費の770万円で災害対策費のほうに充用して支援をしていきたいと。新年度4月1日以降につきましても、予備費1,000万円をお願いしておりますので、そういった形で当面はしのいでいくという中で、どうしてもこういったもので必要になりましたという、具体的なものが出てくれば、ぜひ臨時会等で補正というような形でお願いできればというふうに考えております。

この状況でどういうふうになるかわかりません。そんなに使わないで、例えば原発等が終えんを迎えて帰られるというような形になれば、そうすると何千万円か余ってくるわけになると、そういうときには、例えば子育て支援に使うとか、そういった議論の中で補正等でお世話になりたいということを考えております。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 6番、浦野議員。

○6番（浦野政衛君） いずれにしても、町長さんにも伺いますが、妥当かどうかということをはひとつ答えてもらいたいと。1,000万円予備費があるにもかかわらず、そこへ今、町長さんの答弁では7,000万円の金額も予備費の中に入れたいんだというふうなことを申しましたけれども、それが妥当かどうか。

それと当然、この7,000万円というのは給食費の無料化に向けて予算化を組まれているわけですから、そういうものを今回の大震災のほうに充当していくような方向性、当然、福島県のほうから何百人という人たちがこの町の中の施設に来るわけですが、そういった

中でいろいろな支援をするのは当然だと思いますけれども、当然その利用目的が決まっている中のお金を今回の震災のほうに充てていくというようなものをいろいろなものでちゃんとしたあれがあると思うんですよね。むやみにそれは勝手に使うわけにはいけないので、今回の条例改正は取り下げる分でも、予算化についてのものは利用目的の科目がちゃんと決まっているわけですから、それを今度ほかに運用することになるとやっぱりちゃんとしたルートでやっていかないと、むやみにそれはそういう支援のお金には充てられないんじゃないかと。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変緊急の状況の中での処置でございまして、発言でもございますので、そういう面で不適切な面があったというふうに思います。

今後、新たな使途を考えながら、そういうものが発生した場合には補正等でしっかりとその項目を示して対応してまいりたいというふうに思います。

ですから、不適切な表現がありまして、その発言は妥当ではありません。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

2番、竹渕議員。

○2番（竹渕博行君） すみません。緊急なところで本当にすぐに終わらせなければいけないところですけども、せっかくでございます。せっかく町長が撤回ということでございますので、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

今回この条例を撤回するに当たり、本来であれば、この一般会計の予算で組み替えをしなければならんということで、我々も究極の選択に迫られているわけでございます。

そういった中で、町長の9月の発言はございました。議会運営委員会の中で、特に質疑はなかったから、皆さんがご了承していただいたと解釈するというような発言がございました。私もこの撤回、これは賛成させていただくつもりでございます。そしてまた、一般会計予算についても当然賛成させていただくつもりではございますが、一般会計のこの予算に給食費についての予算が組まれております。そういったものをぜひ担保にとらずに、新年度に向かって再度先ほど申し上げましたけれども、協議をしていくということを確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 先ほどその答弁は確認をしたようでしたが、再度求めますか。

町長、答弁できますか。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 今申し上げた、ご意見いただいた点につきまして確認をいたします。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第22号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例撤回の件を承認される方は起立願います。

そのままお願いします。

2 番起立、4 番から 6 番起立、7 番、8 番起立、10 番から 12 番起立、14 番から 18 番起立。
お座りください。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、議案第22号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例撤回の件は承認されました。

したがって、日程第 9、議案第22号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例の採決は必要なくなりました。

◎議案第 2 3 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第10、議案第23号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例及び東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る 3 月 7 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 1点だけ、再確認をしたいと思います。

この弓道場につきましては撤去しますか、そのままにしておきますか。撤去するには、いつごろまでに撤去をするか。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 撤去につきましては、すぐ行う予定はございません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうすると、当分はそのまま置くという考えでよろしいですね。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） この弓道場のある位置が旧東村にあります共同霊園の中にありますので、その霊園の用地の使用方法等によって撤去の時期も変わってくるというふうを考えております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうすると、廃屋があるということになりますけれども、当然これ管理が必要になってくるとおもいますけれども、見回り等のあれはあるんですか。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 見回りといいますか、確認等を行う方向でおります。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） しつこいようですけれども、それは年に1回ですか、月に1回ですか。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 先ほど言いましたけれども、霊園の中にありますので、霊園管理等と一緒にような形になるかと考えています。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第11、議案第30号 東吾妻町あづまケーブルテレビ施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第30号 東吾妻町あづまケーブルテレビ施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

現在、ケーブルテレビの加入負担金、使用料の額に関しましては別に定められており、規則に委任する条例となっています。しかし、総務常任委員会におきまして、条例で定めるべきという意見をいただきました。これが直ちに違法であるとの判断はありませんが、将来に向かって禍根を残すことのないよう条例で定めることが最善と考えます。したがって、今回条例改正を追加して提案させていただくものでございます。

なお、改正に当たって精査をさせていただいた結果、予備受信点の追加、休止中の2分の1の使用料を無料とすること、営業目的の削除についてお願いをするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表をごらんをいただきたいと思います。

第2条でございますが、予備受信点、東吾妻町大字新巻730番地2を追加させていただきたいと思います。現在、受信点の記載はありますが、予備受信点の記載がありませんでした。精査の結果、追加をお願いするものでございます。

第9条ですが、「負担金の額は、別に定める」とあるものを「加入負担金の額は、5万円とする」と条例に規定するものでございます。

10条では、使用料についてでございます。基本サービス500円、新たにインターネット500円を規定するものでございます。インターネットにつきましては、プロバイダー契約は個人契約となっており、さらに負担をいただくわけですが、地域審議会の答申でも収支状況を見てやむを得ないという判断をいただいております。

次の見出し、使用の中止についてを「休止」に変更させていただきたいと思います。

その14条ですが、現在の条例では「休止期間中であっても使用料は2分の1とする」となっていますが、本来休止手続をとっていただいた場合、料金は徴収すべきでないという判断でお願いするものでございます。

17条2項、3項では、営利を目的とした宣伝放送を規定していますが、自主放送は長時間実施しているのではなく、過去に実施した経緯もなく、実情に合わないことから削除させていただきたいと思います。

以上、精査の結果、修正を行い、負担金収納を条例で定めさせていただくものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 確認しておきます。

このあづまケーブルテレビの施設といったものは公の施設に該当するという概念持っていますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 公の施設に該当すると考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、この公の施設というのは、設置及び管理に関する事項は条例により定めるとなっています。

先ほどの町長の趣旨説明では、現行でも違法ではないという言い方がありました。よろしいですか、町長。非常に腹立たしい発言です。だとすれば、こんな改正をする必要はない。よろしいでしょうか。

それで、ここなんです。町長に伺います。いいですか、設置はまあいいでしょう。管理に関する事項というのは何が決っていますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ちょっとその点につきましては、準備ございませんので、ご容赦願いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） また話がもとへ戻っちゃうんですよ。学ばないからそういうことになるんですよという話なんです。いいですか。このケーブルテレビの設置、設置はいいと思う。云々は言いません。管理に関する事項、最大の問題、少なくとも住民側から見た最大の問題は、いいですか、利用料金の話なんです。いいですか。そうすると、この利用料金に関する事項は条例でこれを定めなければならない。そうすると、条例によりその金額が定めなければならない。多くの事例を学ぶと、こういう答えになる。だとすると、条例によりその金額が定められない、このあり方は、いいですか。規則に包括委任したこのさまは、法が条例に委任した範囲を超えるから無効であるという答えがある。そうすると、先ほどの町長の答弁は現行では違法ではない表現があった。今までやってきたことが非常に間違いでしたという表現にならないとなかなか進歩がないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 表現的な面でちょっと適当でないような表現があったということはおわびを申し上げます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、適当でないということは、町長としての資質を疑うものがそこにあったと表現せざるを得ない。何度も言います。学んでないんですよ。職員が書いた文書を読んだんでしょ。町長、自分でこの244条、どうやって解釈しているかという問題なんです。いいですか、これができるのと職員の給与もきちんといくと思います。

それで、動機はどうであれ形は整った。ところで、これが利用者の側から見たら、加入をするときにそういった表現は一切なかったじゃないですか。あくまでも、これもケーブルテレビなんです。ケーブルを引けばインターネットも参画できるんですよと言われて、ケーブ

ルを引いたんですよ。今ここであえて基本料金とインターネットという形での料金格差がついた。いいですか。それはおかしいでしょうと言わないといけない、こういう思いを寄せる住民があるかと思います。ケーブルを引けば、もともとインターネットができますよという説明だった。だから、今、私はこの回線を利用してインターネットしています。インターネットを利用している人だけプラス500円というのは納得しがたいという論理が出たら、どうやって説明をしていきましょう。お答えください。

（「いいですよ、休憩で」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変難しい問題ですが、この点についてはご理解を得る以外ないというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） まだ質問がありますね。

じゃ、ここで休憩をとります。

再開を午後1時ちょうどとします。

（午後 零時01分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、利用者の理解を得てという表現でした。結果的に、理解をしませんという人に対してはどういう対処をするのか伺っております。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） ご理解をいただきたいということで、今回のことにつきましても文書をお願いをいたしまして、新たにインターネット利用についてご希望を取りまとめ直させていただきます、そういったご理解のもとに進めていきたいと考えておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 1つ確認しておきます。

これシステム上、料金を払わない人に対して、要するに設備上、インターネットに接続できなくなることが可能なんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 設備的には端末にONUというV-O NUとかいった箱みたいなそういった設備が端末にあって、それから分配されて使われているということでございます。例えば、ケーブルテレビとインターネット別々に使わないようにするとかということは設備上できないかなというふうに考えています。両方が一体といいますか、セットになっているというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、自主申告ということは例外としておいて、だれがインターネットに参加しているかということは把握ができないということになります。それでよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） ご本人からの申告に基づいているもので把握をするというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、動機的にサービスの内容が違うんだから、別料金のほうがいいですよという、この発想とそれをきっちり成立させるための、要するにハードウェア、これが伴っていないということで考えていいですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 申しわけありませんが、今のところそこまではっきり私のほうで理解ができておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それも確認しないとこの条例はトラブルのまたもとになると。要するに「はい、500円払います。私、ネットに参画していますから」、「いや、私していませんよ、別にそのままでいいですよ」と500円の料金払わない。実はやっている。やっていた人がこの前の何かこんな話がありましたね。そういった不道德の者はいませんという話があり

ましたよね。これは地域振興券のときの話でしたよ。不道德な話をしているんじゃないですよ。システムの話をしているんです。

そこにそういう状況があると、例えば500円でも優位性があればそれでいいんならば、行いたい人もいるんだ。行った人に対して不道德という意味ではなくて、そういう余地を残した制度が悪いんだと考えると物事は前進しないでしょう。いかがなものでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） ご指摘のとおりかと考えます。今回の値上げにつきましては、全体的な値上げということ、例えば毎戸の七百何十件という値上げについても議論されましたけれども、大きな値上げというのはやはり避けたいというような審議会等のご判断もあるのかなというふうに考えます。

そういった中で、インターネット利用される方についての値上げということでご判断をいただいて、今回そういったことで利用者にも周知をしてそういったご理解をいただくもとで進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 基本的にその管理運営に関する条例の中で、第3条、業務の内容が書かれています。したがって、加入参加している人、実はこれ本当は違うんですね。加入参加して工事が終わってからこの条例が成立しているんです。ここに物すごく危ないやり方がある。それは五十歩譲っても、この第3条においておいて、ケーブルテレビの業務、皆さんはケーブルテレビをじゃ、しましよよということで、5万円を払わずに加入申込書を出して実際に工事が終わった。で、運用が始まった。でも、その説明のときも、後に後出しで出された条例の中にも、ケーブルテレビの内容はインターネットも含んでいるという書き方になっています。それで、この条例自体がケーブルテレビ施設の設置及び管理運営に関する条例です。今になってインターネットサービスと基本料金という分け方にして、これ後出しだよという考えはないでしょうか。かなり難しくなると思いますけれども。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 確かに、当初の使用料からインターネット部分ということの後で500円を追加をお願いするということなので、当初のお約束の中から考えれば、後出しといえますか、後で追加をさせていただくということなので、利用者のご理解をいただきながら進めるしかないというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9 番（大図広海君） そうすると、利用条例の中で料金設定をする。これで管理運営に関する事項は条例を定めるわけですから決めました。そのときに今の発言のとおりにすると、ご理解を得て進めたいということは、利用者が納得しなければ料金は徴収しないという表現になります。それでよろしいですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） ご理解をいただくわけですが、そういった中で今回条例として議会で認めていただいて、それを進めていきたい、そういうふうに考えております。

（「答えになってない」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） もう一度、総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 申しわけありません。もう一度ご質問をいただければと思うんですが、ちょっと理解ができませんでした。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） いいですか。双務契約の中から、恐らくそういう話になると、あなたに対してはサービスがこれだけの恩典があるんです。1 年半も役務の提供義務を果たしているんです。それぞれにサービス内容が違うんです。それに対してもコストがかかっているんです。したがって、そのサービスに見合うだけの部分について料金格差があっても、適正なんです。それが受益者負担の原則なんです。それに基づいて条例が可決されました。

条例というのは義務化ですから、いいですか。あなたは払う義務があるんです。当然に私たちはそれを徴収しなければならない責務があるんです。よって、これは払ってもらいます。そういう態度に出るのか、言葉巧みにかわそうと丁寧な言葉なんですよ、ご理解をいただきまして。理解しないと表現した人からは料金を徴収しないという意味合いになりますでしょうと言っているんです。それでよろしいんですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 条例で定めていただいたものは徴収をさせていただかなければならないというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） それが正しい答えなんです。

だから、条例を定めるときに禍根を残さないように、いいですか、果たして、これでいいんでしょうか。仮に、表現が適切であるかどうかわかりませんが、振興券のときに課長が表現しました。不道德者、いたとすれば、いいですか。不道德は違法じゃないんだよね、そう

いうことになります。その人たちに対してどうやってその回収行為、要するにその人たちに対してどういう方法でこれを要するに徴収していくかということになります。その方法論を示してください。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 料金を納めていただかなかった場合につきましては、徴収努力をするといいますか、お願いをして徴収をさせていただくように努力をいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ですから、努力じゃないんです。これは施設なんですから、料金を払わない人に対してはその通信を遮断するという行為をしなければいけない。当然にあなたも水道畑長だったので、上水道もそういう条例になっています。よろしいですか。それが、だれがそのインターネットに参画して料金の支払いを滞った場合には、その通信が遮断できる、その設備を持ち合わせなければ、こういった条例は意味を持たなくなる。その設備がありますかと聞いているんです。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 現在、私の理解している範囲内では、その部分だけ強制的に遮断するということができるかどうかということの理解がありません。わかりませんので、それについては適切に対応できるような方策を考えたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） というような一連の流れの中からまだまだ不勉強であると。それで、この500円が今あるかないかは体制には余り影響を与えない。禍根を残さないという表現がありました。そこまでも含めて禍根を残さない、これはやはり公務としては求められるべきものなんです。スタートが甘かったと言っちゃ甘いんです。それをきれいにしておきましょうという提案で、総務の中ではそんな話になったと思います。よろしいですか。そうなってくると、にわかになんかこれを承認するには事少々早いかなという感じを持ちます。町長の所感はどうですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 適切な時期だというふうに思っております。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

2 番から 8 番起立、10 番から 12 番起立、14 番から 18 番起立。

お座りください。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 1 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 12、議案第 1 号 平成 23 年度東吾妻町一般会計予算案を議題といたします。

本件については、去る 3 月 7 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

ございませんか。

16 番、菅谷議員。

○16 番（菅谷光重君） 町は初めてのことで、南相馬市からの方々、この第一陣 211 名様を受け入れたということ、よくこれにこたえたというふうに思います。今、混沌として先の見えない中ですが、私はできる限りの支援、支え、そうになればというふうに思うとともに、そういうふうに願っております。

それでは、今年度当初予算編成、これに当たっての基本方針によりますと、限られた財源の中で、住民ニーズに即した選択と集中による効果的かつ効率的な事業を推進するというふ

うにうたってあります。

特に、学校施設の耐震化事業、そして子育て支援事業、高齢化対策事業など、町長の言う喫緊の政策課題の取り組みを初めとした、しかも町第1次総合計画に掲げた事業を着実に推進するというような、そういうことに基づいてできた当初予算であるというふうに私は存じております。

そこで当予算書、これを私なりには調査をいたしました。しかし、住民ニーズに即した選択と集中による、しかも効率的かつ効果的な事業については、活字と言葉では理解はするものの、私にとっては現実のこと、この点が見えてこないのであります。

よって、初めに、これに関した具体的な事項、さらに事業について伺いたい。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 23年度予算についてでございます。

選択と集中ということでございまして、課題となっているもろもろのものがございすけれども、まず子育て支援、それから保健医療も見据えたことでございすけれども、子宮頸がんのワクチン等の接種事業を行うという事業が重点事業として盛り込まれておるわけでございます。また、以前から計画的に進めてまいりました教育関係、小学校、中学校の体育館の耐震化補強事業等もことしも太田小学校において実施をするというふうにしております。また、殊にことしデスティネーションキャンペーンが行われることから、商工費としてDC事業を見据えて予算を計上しておるわけでございます。また、町の財政、将来を展望した上で合併市町村振興基金積立金を計上したわけでございます。

このように現在置かれております東吾妻町の状況を見据えた上で、このような事業展開を行っておるわけでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） 全般は、私は素直に受けとめます。

次に、町長が申しております喫緊、大切なこと、この高齢化対策事業に関したこと、それと町の第1次総合計画に掲げております7分野ほどありますが、今回、特に私は3つの分野、1つ、産業の振興、それと2つ目が健康・保健・医療・福祉の充実、3つとして行政改革、この推進が挙げられております。この3分野について、本当初予算書の数字、しかもこの数字をもって私たち町民にも理解をされるような説明をあえて申し上げます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 高齢化対策につきましては、吾妻広域養護老人ホーム等に係る経費を

計上しておりますし、以前からの福祉医療費等も前年に増して1,700万円ほどプラスになっておるわけでございます。

また、その他の事項に関しましても、産業振興の点につきましては、以前にも述べましたように、DC関連事業、それから住宅リフォーム支援事業補助金、これにつきましても、ことしも500万円ほどを計上いたしまして、地元業者の育成を図っているわけでございます。障害者自立支援事業も、前年に増して2,500万円ほどの増額をいたしまして、この福祉の充実を図っているわけでございます。

また、行財政改革の推進という点でございますけれども、この点につきましては、22年度から始めました事務事業の評価、これをさらに充実をさせて事務事業、補助金等の見直しを積極的に行っていきたいというふうに考えておるわけでございます。

特に、医療の点は今後も非常に重要な問題でございます。この点につきましても、日本赤十字病院等に医療器具の更新につきまして補助金を出しまして、新しい医療施設で最良の医療が受けられるように図っていきたいと思っておるわけでございます。

さまざまございますけれども、この東吾妻町のさらなる飛躍を目指した予算でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） 先ほどの町長の答弁というか説明は、アウトラインで私には少しは町長とこうして接しているからわかりますが、問題は町民にもわかるような説明が私は欲しいのでございます。

そこで、あえて申し上げますと、特に産業の振興について、もう少し具体的なお話があればありがたい。さらには、医療についてもでございます。それと財政、この3つについて、特に老人対策については、先ほど申し上げたので、町民にはまだ十分理解はされないと思いますが、この3点について特に具体的な数字をもった話を伺いたいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 産業の振興でございますけれども、当町の基幹産業でございます農業についてですが、特に萩生地区で始まりました基盤整備事業につきまして2,000万円近くの予算をつけてございます。

また、広域基幹林道吾嬬山線の開設、これにつきましては現在当町の範囲内約50%の進捗でございますけれども、これを早期の完成を目指して、今後も予算計上してさらに進めていきたいというふうに思っております。これにつきましては、本年度は用地費でございますけ

れども、800万円ほど計上をしているわけでございます。この点につきましては、県の事業でございますので、工事費については計上しておりません。

医療につきましても、福祉医療費等で子宮頸がん等のワクチンも当然その範囲にあるわけでございます。福祉医療費につきましては、1億5,000万円ほどつけておりまして、昨年より1,700万円ほど充実をしているところでございます。

ほかにこの地区の産業等の振興を図るには、やはり町全体の基盤整備というものが需要でございます。道路維持費等も昨年より1,000万円ほど増の7,200万円を計上しているわけでございます。また、道路改良費等も6,000万円以上の充実を図っておるわけでございます。街路事業につきましても、昨年に比べまして4,500万円程度の増額2億2,000万円を計上しております。

このように、かなり集中して力を入れるべきところは入れておるわけでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

（「財政が落っこってる」と呼ぶ者あり）

○町長（中澤恒喜君） 財政につきましては、以前にも申しましたように、事務事業の評価等を進めまして、見直すべきところは見直して健全な財政を進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（一場明夫君） 16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） 私は特に今の答弁を聞いて、継続とか踏襲というものを執行に当たって、町長、どのように考えておりますか。

基盤整備にしろ、吾嬬山線にしろ、これは、私はまさに継続だというふうに思っております。その考え方をお聞かせください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 例えば、吾嬬山線のようなものは継続ということを言われておりますけれども、やはりこのものは必要であって今まで進められてきたものでございまして、完成することによってその効力が発揮されるわけでございますので、やはり完成するまで継続することが必要なものでございます。

そういう意味から申しまして、継続すべきものはより集中的に継続するという考えでいいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） それはそれで私は受けとめまして、行政改革、この推進についても

お願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましても、先ほど申し上げましたように、事務事業の評価委員会等をさらに充実をさせ、事務事業の見直し、補助金の見直し等を図って、積極的に全般的な面をよく見直しまして、さらに進めていきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 16番、菅谷議員。

○16番（菅谷光重君） はい、ありがとうございました。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） まず、予算書の中で6款からいきますかね、の農林水産費、これの災害関係の考え方はどんな考えをしてこの予算書をつくりましたか。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 災害というのは、天災ということでしょうか。すみません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 逆質問されちゃった。

農家に災害が起きた場合、天災にしろ、集中豪雨にしろ、天災でしょうね。そういうものの復旧に関連して、どういう感じでこの予算書に盛ってあるかということを聞いているんです。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） ここには災害の復旧費というのは、特に当初予算ではとってありません。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうすると、これが起きたときにはどう対処するんですか。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） これは、災害が起きたときに県と一緒に調査をしまして、その後補正ということになると思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 県と一緒に調査をして補正をする、これ最短でどのくらいの期間が

要しますか。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 予算というか、災害の規模によっても違うと思いますけれども、結構まとめるのに時間がかかると思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 喫緊の必要性を帯びた災害の場合はどうしますか。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 喫緊というのは、普通にあればと、消毒とかそういう部分が喫緊になると思うんですけれども、あとは補償というのは種代とかになってしまうので、種代とかになってしまうと遅くなってしまいます。

いずれにしても、消毒の部分とかになると、なるべく早く防除したほうがいいということで補償できると思いますけれども。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） こんなことで時間を費やすのは本当にもったいなくあれですけども、なかなか明快な回答が来ないのでしょうがない。もっと突っ込んでいきますけれども、課長、恐らく腹の中、頭の中には、私の言っていることがよぎっていると思います。

単刀直入に申し上げます。用水、田んぼ、田植えをしました。四、五日後に用水がとまりました。どうしますか。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 自分が考えていた災害は、大雨とか台風とかそういうのを予想していたんですけれども、今、加部議員の質問にありますように、水路が水に流されて入らなくなってしまったという部分でしょうか。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 逆質問で、これ逆になっちゃったよ。おれ、そっち向こうへ、冗談、すみません。

課長、知ってのとおり、私の大柏木地区でそういう事象があるのは知っていると思います、わかっていると思います。そのことを指しているんです。実は用水が大雨とか、それはわかりませんが、暗渠の用水、約500メートルぐらいの暗渠が突然とまってしまったと。田植えをした間近だと思います。それで3日ばかりどうしても復旧にならなかったというこ

とでやった場合、そういう場合も田んぼに地割れが入ったんです。きょうの夕方までに水を入れなければ、もう稲は枯れてしまうというようなこと、これは課長も多分、課長ではなかったときかもしれませんけれども、わかっていると思います。そういうときはどうするかということを言っている、この予算書の中に何もありません。どうするかということを聞いているんです。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） さっきも申しましたように、災害の復旧にはここには、当初予算にはありません。あくまでも補正予算なりとして、災害の予算とするということになっております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それは前に言われてわかっているから、そういうときにはどうするんですかと、それじゃ構わない、あれですか。県と打ち合わせして調査をして議会にかけて補正予算が通らなければやらないと。稲は枯れてしまいますよ。1年間、農家は米食えなくなりますよ、それでいいんですか。それを言っているんですよ。そういう喫緊のそういう事故が起きたときにはどう対処するんですかということを聞いているんです。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） たしか去年の件だと思いますけれども、そのときには地元とお話をしまして、原材料支給で即金にしましょうという話になったと思います。

以上です。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） その事象をどういうふうしたということを聞いているんじゃないんですよ。そういうときには、この予算書の中で載ってないのなら載ってない。そういうときはどう対処するんですかということを聞いているんです。そのときのこうしました、ああしましたということを聞いているんじゃないんですよ。そういうときにはどうするんですかと聞いているんです。

○議長（一場明夫君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 原材料支給の部分は、ここに予算的にはとってあります。だから、そういう場合は対応できると思いますけれども。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 全く、課長もはっきりしてください。

(発言する者あり)

○15番(加部 浩君) それはすべて原材料支給で対処するなら対処すると言ってもらいたいんですよ。あのときにそうしたからこうだと、そんなんじゃないくて、その事象をただ例として私は言っただけで、そのときの対策をこうしたああしたなんて、こんなものわかったことですよ。だから、そういうときが二度と起きたときにはどうするんですかと聞いているだけなんです。

○議長(一場明夫君) 産業課長。

○産業課長(轟 馨君) すみません。回りくどいことを言いまして、すみませんでした。財政当局とも話し合いをしまして、喫緊の対応はできると思います。

以上です。

○議長(一場明夫君) 15番、加部議員。

○15番(加部 浩君) もう少し突っ込みます。

そのとき、担当者が来ます。管理者が来ています。管理者と打ち合わせをしました。打ち合わせをしてそのとおり施工しました。それで、後に担当者が検査に来ました。担当者がこれではいけないと言ったら、担当者の言ったとおりになった、実際。管理者の言ったこととは全く違うことで解決した。管理者というものはどういう立場で管理者というんだということで、農家の人が非常に不信感を持った。管理職手当をもらっている管理者の言ったとおりにしたら、今度は一般職がそれは違うんだからこうだということなんです。

町長、どっちを信用するんですか。農家の人は管理職手当をもらっている管理者の言うことをやったら、それではだめだと言うんですよ。結果的にはだめだったんです。どうしますか、これ。

ちょっと議長、これ外れていることだったら、注意をしてもらえば別に入れますから、この辺のところ、ぜひ私はどこかでちゃんとしておきたいなと思って、ここであえて言わせてもらっているんです。

だから、最終的に言うのは、町長なり、課長なり、この6款関係の予算を立てたときに、町民のほうを向いて予算をつくったか、事務方のほうで町長のほうを向いてつくったか、それが最終的には言いたかったんです。余分な時間使っちゃったから、もう最終的のあれになっちゃったんですけれども。だから、町長、その辺どうですか。管理者というのは何のためにいるんですか。ちょっと外れているかもしれませんが、お答えをお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 町長。

○町長（中澤恒喜君） 予算は、すべて町民のために町民の方向を向いて立てている予算でございますので、よろしくお願いします。

手法的に間違っておったり、ちょっと方向が違っておったりという点も出てくるかもしれませんが、そういうものは修正をしながらよりよい予算にしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 二度とこういうことのないように、ひとつぜひ目を配ってもらいたいと思います。

次は、4款、ページで言えば、73ページ関係になりますけれども、また水です。前回、水の問題で大分、町長にもお話ししましたが、これも結局、小水道を使っているところに、小水道を使っている家に原材料ぐらいは町で持つというシステムはできなかったんですか。

町長、その辺のところはこの予算の中には全くないです、これ。ないです。私ずっと見ましたけれども、こんなことはありません。その辺の考えは町長、いかがですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 詳しいことは課長のほうから説明させますが、整備事業補助金というのは、それに当たるというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それは全く違うと思いますよ。恐らく小水道の中で、そこから出せますか。課長さん、出せますか、それは。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） ご質問ですけれども、町の簡易水道等整備事業補助金交付要綱等がありまして、その中でこの簡易水道等という中には小水道の方も入っております。その組合で工事等をした場合に、最高限度額150万円まで補助するというのがございます。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それは簡易水道の組合を持っているところでしょう。個人の全然、小水道の場合はそれは適用になりますか。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） 組合というのは、それなりの人数で組合をつくっているところが対象になっているように思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） だから、私の言っているのは例え1戸でも、そういう小水道の、ほら、非常に不便なところに家があって1戸、2戸しかないところで自分で引いているのがあるでしょう。そういうところへも何か手が差し伸べられないかということを言っているんです。

○議長（一場明夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤喜知雄君） その場合、恐らく自家水道ということになるんだと思います。ですから、ここでいう予算を計上されている補助からは対象外ということだというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 自家水道、沢から引いているなり、水道から揚げている、もうそれはいろいろありましようが、そういう人たちも同じ税金を払っておりますから、そういうところ、そういう人たちにも壊れたときには管ぐらいは原材料支給とか、そういうものができるかどうかということを聞いたかったんです。もういいです。全然わかりません。

時間があとどうせ六、七分しかありませんので、これ8款になりますかね、除雪対策、予算を見なくても結構です。ずっと私言い続けてきていますけれども、除雪対策、この中には全く私も見受けられないんですけれども、除雪対策というものは、この予算書の中でどこでどういうふうにしてどういうふうにしようとしておりますか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（渡辺三司君） 除雪対策につきましては88ページになります。道路維持費の中で、各業者のほうに除雪を頼んだり、あとは砂等のものはこの当初予算の中では見込んでおります。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 私の質問が悪いかもしれません。

ずっと何回もこれ機会あるごとに私ずっと質問しているつもりでいるんですけれども、私がずっと今まで言い続けてきた対策というものは全く手がつけていないですか。

○議長（一場明夫君） 建設課長。

○建設課長（渡辺三司君） 昨年の12月議会の中にもお話があったかと思います。やはり加部議員のおっしゃることよくわかるんですけれども、町内管理している延長等も広うございまして、なかなか町単独ではという見切れない部分あります。そんな状況で各業者に頼んだり、

または地元のほうのご協力もいただいてやっているのが現状でございます。なかなかすべて手が回らないというところが現状でございます。よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そうです。今、課長が言った地元の協力、これもうこれがこのシステムができてから10年ぐらいたっていると思うんです。ですから、そのときからの見直しというのが1回もなされていないような気がするんです。

ですから、その10年前に申請をして、ここからここまではおれがかくよということでしたんですけども、その人がもう年取ってかけなくなったと。穴があいているところが何カ所も出てしまっているんです。ですから、こういうものを町が主導でやっていただけないかと、やってくれる人を申請すれば許可を出しますよというんじゃないくて、もう一回点検をして穴があいているところをだれかを探して入れていただけないかと。特に、私どもが住んでいる、原町から遠いところについては、過疎化、高齢化が進んでおりまして、非常にもう雪をかく人がいないんですよ。かきたくてもかけない人があるんです。ひとり住まいの人なんかはこの前も言ったとおり、雪が10センチ、15センチ積もると、構わないでおくと2日も、3日もたっても足跡がつかないと。結局家から一歩も出られないというお年寄りが出るんですよ。そういうことがあってはならない。

ですから、その辺のところをもう少し気を配っていただけないかなということを言っているんです。ですから、ぜひひとつ課長、課長も同じようなところに住んでおりますからわかると思うので、ぜひお願いしたいと思います。

次は、10款青少年対策費です。ページでいうと126ページです。

あと本当に数分だと思うんですけども、この予算で満足をしておりますか。

○議長（一場明夫君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 青少年対策費につきましては、昨年より9万6,000円の減額ということになっております。

これにつきましては、わんぱく事業が、この23年度につきましては杉並区で行うということに伴います予算減ということになっております。このほかにも、いろいろなところに費用等も入っております。そういうことです。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 課長が言っているのもよくわかります。これ毎年、これも私予算のときには必ずこれはずっと指摘しておりますけれども、全くどんどん縮小してしまっている

と。毎年同じことをやっていると。これ未来に対して本当に限らない可能性を持っている人
たちを町が教育する、学校だから、この予算書を見ると、教育は学校に任せてあるんだから
いいやと、そんな感じなんです。この辺のところはもう少し考えたほうがいいんじゃないか
なと、将来を託す人たちのことなんですよ。

ですから、その辺のところを町長、どんなお考えでいるか、この予算を見て、つくったん
だからもうよくわかっていると思いますけれども、どんな考えでいますか。その辺のところ
は学校任せでいいんですか、町がもっと力を入れるべきだと私は思うんです。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の予算はこういうことで作成をさせていただきました。

子供の教育、青少年の教育というのは、やはり家庭、そして地域、それから学校、この3
者が一生懸命取り組んでいくことが非常によいことだというふうに思っております。

そのようなことから、学校以外の地域におきます、そういう育成活動等にも今後も力を入
れてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） それだけのことがあったら、もうちょっとこの辺のところも変わっ
ていいなと思うんです。それと全く手がつけられていないのが青年対策費です。ほとんどこ
れ町長、これ手がついていないんですが、どこに載っていますか。青少年という学生じゃな
くて、学校を卒業してから結婚するまでの間の人たちの青年、こういうものは予算書、どこ
にその対策が載っていますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 具体的に言いますと、社会教育関係がそれに当たるというふうに思っ
ております。そのようなことで考えて、やはり青年、本当に元気はつらつとした明るい青年、
そういうものを育成していくためには、社会教育費というものも今後は充実していきたいと
いうふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） そのとおりなんです。何か町長が常々言っている少子化対策、町の
活性化、それと定住化、そういうもの、その辺のところはこの青年対策費というものを、そ
う言っていいかどうかわかりませんが、その辺のところをもうちょっと予算化して充
実、町が指導力を持って充実化していかないとなかなか若者が定住はしてこないというよう
な感じもあるんです。これ非常に奥の深い難しい問題です。だからこそ町がもっと力を入れ

てほしいんですよ。

そういうことをお願いをしておいて、この辺のところひきますけれども、とにかく町長、これを私見ますと、なかなか、中には非常にいいものもあるんですけども、町民のほうを向いてつくったと思われるものが少ないんです。これは無理もないんです、無理もないのわかるんです。だけれども、なるべく町長は町民のほうを向いている、向いていると言っても、こういう予算になってしまうんです。ですから、その辺のところをぜひ今後町民というものを頭に置いてもらっていると思いますけれども、その辺のところはよろしくお願いしたいと思います。

それともう一つ聞きたいんですけども、町から遠いところ、要するに須賀尾だとか岡崎だとか、そういう萩生の大沢だとか十二ヶ原というんですか、そういうところ、そういうところへ対する予算というものはどんなものがありますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 特別に遠隔地であるからこういう事業だというふうなものはちょっと今出てきませんが、町内全域にやはり必要となるべき事業は適用して執行していくという考えでありますので、そういう区別するようなところはありません。

○議長（一場明夫君） まだ質問が続きますか。

○15番（加部 浩君） これでおしまいにします。

○議長（一場明夫君） 休憩をとります。

○15番（加部 浩君） もうあと1分かそこらにしますから。

○議長（一場明夫君） 休憩をここで入れます。

それでは、ここで休憩をとります。

再開を午後2時15分とします。

（午後 2時02分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午後 2時15分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

ほかにございますか。

11番、上田議員。

○11番（上田 智君） 1つお願いがございます。

それは総合計画的に多分載っているんだと思いますが、水産費の関係なんですが、今回と
いうか以前、廃目にした経緯があります。漁業関係の補助金10万円というようなものが載っ
ていたと思います。しかしながら、総合計画的なものからするとという水産事業についても
推進をしていくんだというような項目がありますので、ぜひ今回はこの予算で仕方ないと思
いますが、補正なりで廃目をまた復活できるような形でやっていただきたいと思います。

それはなぜかと申しますと、実は今、漁業組合というのが中之条町で本部がありますが、
そこへ毎年各町村が10万円なり援助してやっているというようなことで、当東吾妻町だけが
それをしていないというような状況がございます。ぜひ漁業を営むもの、それから観光等に
際して川の育成、そういったものもありますので、ぜひ廃目を復活させていただくような形
で今後補正等をとっていただくようなものができるかどうか、その辺をひとつ伺っておき
たいと思います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） つい最近になってそのお話を町民の方からお聞きしたところでござい
ます。何か平成20年の予算で7万3,000円ほどあったということなんですが、その後もう計
上されなくなっておるというふうなことを聞いています。やはり釣りの愛好家というのもし
かなりおります。河川の整備も細かいところからやらなければならないという面もあると思
います。

そのような点で、本当に前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

○11番（上田 智君） ぜひ観光面からして観光客の誘致、特に浅間温泉郷等のお客さんも
ふやせるような状況をつくっていただきたい。そういったところに魚を放流し育成をすれば、
そういう釣り客等が泊まれるような、また観光面でプラスになるような方法だと思いますの
で、ぜひ今後考えて23年度中あたりにはぜひ補正でも結構ですから、廃目の復活をお願いを
申し上げます。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） 伺っておきます。

まず総論からいきますと、人件費のところでは1,300万円ほどの子ども手当という表記があります。この記載について、これで適正かどうか伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 子ども手当の関係のご質問でございますが、公務員につきましても、子ども手当を支給されておりますので、このような計上の仕方ではよろしいのではないかとはいっております。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） でも、この款項目の関係から言いますと、これは職員人件費という形になります。当然に手当ですから、通勤手当、住宅手当等々と同列の扱いになります。意味合いはそういうことなんだと思います。はたまた租税のほうで言うと、これは課税対象になります。

でも、本来の子ども手当というのは扶助費として、すみません、ほかの町民と同列な扱い方になって同列な支給の仕方にならないと何か不透明になる、誤解を招く、あるいはその不透明さを利用して何が発生するかわからない。やっぱり給与条例主義ですから、職員の給与は条例に従って払うものだけ、扶助費は扶助費としてほかの町民と同列な支払い方があると、これが望まれる姿かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 子ども手当につきましては、本来は一般の方でしたら中之条町にお住まいの方は中之条町でお支払いになる、渋川に住んでいる方は渋川というふうなことで支給をしております。

しかし、子ども手当の支給に関する法律というものの、第16条の中に公務員に対する特例措置がありまして、公務員においてはその所属長が認定をしたり、あとまた認定した者に対する支給も所属長がということで、うちの町になりますと町長というふうなことになるかと思うんですけども、そういうふうな特例がございます。

その関係におきまして、公務員につきましては、特例にのっとってその所属のところで手当というような形の中でお支払いをしているというふうなものになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、職員人件費の原資が国費で負担してくれている、職員に払う場合には、だから職員の手当として払っていいんだというような解釈みたいですが、仮にそうだとしたら、条例の中に子ども手当という項目がないとおかしいですね、条例主義ですから。当然に、その部分についてはほかの手当と同列という扱いになるようになっていれば課税対象になります。どうもそれは拡大解釈、あるいは解釈がまだ未熟である。所属長が職員に払う、これは職員人件費で払うんじゃないくて、やはりそれは給与と同一日に同一支払い方法であるが、扶助費として払う。どうもそのほうが理解が進むんじゃないかと思いますが。

○議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（先場 宏君） 子ども手当につきましては、確かに、その職員の手当につきましては、条例でお支払いしているものがほとんどでございますが、この関係につきましては、法律というものがありますので、そちらのほうの解釈で支払っているというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 限られた時間ですので、先ほども言ったように、学ばないでまねている。前からそうだから、今さら変えることはできない。なかなか難しいんだと思います。

というならば、一転方向を変えましょう。事あるたびにこの話しはしているんですが、大分金額も少なくなってきました。でもでも、それをトータルすると323万円、当初予算計上されています、食糧費という形で。この食糧費の支出先、あるいは支出方法、目的、適正に処理をされていましてでしょうか、またこれからもされますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 適正に処理をされているというふうに考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 町長も、その総務課長の発言を許しますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのように考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） あなた自体も、その食糧費の使途について厳然たる、どういうふうにいいですか、適正さを保っていますでしょうか。あなた自身の。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのように考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ならば伺います。

これは吾妻広域の出来事ですが、この負担は、今年度も来年度もまた吾妻は、東吾妻も行っています。あなたは理事としてその席に出席しております。一例で言いますが、22年8月26日午前11時5分に理事会が開催されています。いいですか、終わったのが13時20分です。1時間余りの昼食時間をそこにとられています。こんな会議の運営のされ方が吾妻広域ではなされ、そこにあなたが出席しています。資料によりますと、その席に単価700円のお弁当が出されています。全11食です。あなたはそれを食べましたか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね。たしかいただいております。と考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 町村長6人、運転手3名、ほかにも含めて計11人、単価700円で7,700円、これこの支出の仕方、食糧費に対する概念ですから、これは東吾妻が関与する広域の事例です。あなたの考え方を聞きます。これは適正ですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 広域に関しましては、まだ食糧費等の内容について余り知っておりませんので、ここで一概に言うことはできません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そういうのを逃げと言うんです。

適用される法は同じです。地方自治法、公務員倫理法、みな同じ法律の中で動いています。旧吾妻ではかなりこういう部分が少なくなりました。実は農業関係の問題と学校関係の問題、まだかなり深く根強いものが残っております。私も承知しております。これはあなた自身の問題です。あなたが直らないと、いいですか。教育ができない。先ほどもそういう話でしたね。だから、あえて取り上げます。いいですか。これは食糧費相当額の現物支給、給与条例主義、この場合は、町長の場合には報酬になります。報酬条例主義ですから、条例に基づかない給付がここにあったと認定されて、これは違法行為ということになります。あなたはこの支出を適正と答えました。学びましたか、伺っておきましょう。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、大図議員のおっしゃるようなことがございま

す。

ですから、今後は理事会等で協議の上、そのようなことのないように協議をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） 実はさかのぼりますと、前任者も3月26日、22年2月25日、何回か会議ありますが、同様な消費をしています。目の届かないところでやるとこういうことになるんですかということなんですが、実はこれ職員が、要するに吾妻広域の職員がはいって出したものでしょう。何も知らずにいただいたんでしょう。知らないことが問題なんです。その席でこらと言わない理事がいることが問題なんです。よろしいですか。それで、先ほどの答弁のように、今後こういうことが起きないように、じゃないんですよ。起きた事例をどのように損害を回復していくかということなんです。たった700円なんです。無知のために消費したそのものについては、私のほうからそういう形で問題の解決を図ります。これが正しい見解かと思います。そうしないと、職員に示しがつかないということになります。で、伺います。

この323万4,000円の予算計上があります。この支出は適正に行われますか。また、今年度は適正に行われていましたでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、細部までよく見直しまして、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） ま、ま、これはそんなに研究しなくても答えが出る話であって、見ればすぐわかります。なかなかかつては職員が残業のときに夕食代も出ていた。なかなか難しい問題になります。かつて恐らく今も変わっていないと思いますけれども、3月22日だったか3日ぐらいに、お茶1万7,000円なんていう食糧費が支払い伝票が残ります。年度末に1万7,000円、お茶を一挙に買ってどうするんだろうなと思う。不思議なことがあるんです。やはりこれは適正さを欠く行為ということになります。

町長はそういったことを一つ一つチェックをしていかななくてはいけない。ただ、けれども、問題なんです。なかなか細かい点はわからない。それから、支出については専決委任している。その専決の段階であっても、いいですか、指揮監督権といいながら、もう一つのチェック機能が支出時における会計管理者のチェック機能です。会計管理者はこの東吾妻庁舎

内に置いておいて、会計管理者が行うところの、いわゆるだからチェック機能、他の法令に違反していないかということです。これが機能が果たされていると思いますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それには十分に働いておると思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それだら、それで結構です。また次の機会に、恐らく決算になると思いますが、きょうは予算審議のほうです。

そういった形の中から伺いますが、そうすると34ページ、財産管理費の中で廻り目の境界復元委託料、これもかつてこんな話が出たことがあります。これは支出の根拠としては何を当てはめるのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 当然、廻り目の境界復元業務委託料につきましては、かつて町有地として売却したもの、土地がございます。その境界が未確定の中で推移してきたという中で、それを確定をしたいということの委託料でございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） その売却は何年に行われましたか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） かなり古い年代ということでは聞いておりますが、ただいま何年というお答えはできません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 昭和30年の後半か40年の前半か、大体私の記憶ではそんなところですよ。

ここなんです。物件の売買に対して、恐らくは境界の確定後に売り渡す。そうじゃないと買うほうも不安である。おおよそこの辺だよという形であっても売り渡す。あるいは、双方に考えが甘くて、あるいは信頼関係が厚くてといったほうがいいよね。全体の何といいますか、面積を。それは恐らく確定しているんだと思うんです。町有地と民有地の確定はかつてあったわけです。その町有地を何名かの方に境界を確定せずに、はいどうぞと言って、図面上でどういうふうにしたかは問題です。それをそれなりにどういうふうにいいですか、それぞれに耕作を続けていた。恐らく畑ですから耕作です。耕作を続けていた、以後何年たっています。いいですか。お互いに境界がある程度のものがあつたから争いが起きなかったんで

しょうね。そうじゃないと難しいですよ。それで、売り渡すときには個人個人に売り渡すか、共有名義で売り渡しているのでしょうか。それとも、分筆登記をして売り渡していますのでしょうか。どっちにしろ、民地になるんだから筆番が変わっていると思います。どのようにして売り渡したんですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） いろいろな事例があるように伺っております。町が図面を起こしてこういう形でということで売り渡しをしましたがけれども、例えば登記がされていない、分筆をされていないというような事例もあるということで承知をしております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それは分筆登記がされていない、あるいは現実にそのところでどうである。これはいいでしょう、かなり昔の話ですから。ただここなんです。それを承知をして売買に及んでいるわけです。ただ今所有権が確定しているものなら分筆登記がされてないわけがない。登記はできないんですから。ないんならば共有名義でみんなが持っているしかな。どっちにしても、法律的にはもうそれで完結している。そうじゃないと所有権移転という手続はできない。以後、恐らく50年が経過して、いいですか、ここなんです。民民境なんです、どっちにしても。この民民境のことについて、なぜ公費が出なくちゃいけない。非常に不思議なものなんです。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 民民境、売却をしたものなので民民境ということでございますが、その売却の途中の経過という中に、町についてもしっかり境界確定をして売却しなければならなかったという経過があるという中で、町がこれをまた売却をしたその所有者のしっかりした土地を確定してはっきりお売りして紛争のないようにしたいということの内容であると思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 随分おかしいと言いますね。仮に、何がしかの瑕疵がそこにあって、いいですか。境界が確定しないということになると、恐らく売買にはならなかったでしょう。ということになるんだと思いますよ。ただし、ここなんです。図面上、分筆登記は恐らくされている。図面上のこの線、いわゆる台帳面積により売買をするという売買契約書はよく作成します。であったとしても、それで売買契約が済み、不動産登記が済んで民地になって、だから今言った民民境の争いが後に発生したとします。発生しているからこういう問題が提

起されるんでしょう。その責任は当時の吾妻町にはないんです。あるとすれば、速やかにその時点で何がしかの異議の申し立てがあるわけです。平穩に時間が経過した。それも50年もの間。今なぜそんな問題が上がるか、それになぜ東吾妻がこたえなくちゃいけないのか、その根拠はどこにあるんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 年数の経過というものがかかなり長く経過しております。私の伺っているところでは、ここの土地は境界が決まっていなくて困るというようなお話も、何年もの間、地元の方からは町へ提起をされてきたというお話を聞いております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） したら、民境界ですから民でやればいいんです。夏にやればいいかもしれません。

（発言する者あり）

○9番（大図広海君） いいですか。やってはいけないこととやらなければならないことと区別をつける。それで、当時の手続に対して瑕疵があった。仮にそういう断定があったと仮定しても、その瑕疵は当時の担当者です。それと、それを指揮監督する首長です。自治体としての東吾妻町にその負担する義務はどこにもない。それを毅然として主張する。これが公務としての正しい考え方、あるいは総務課長としての正しい対応の仕方だと思いますが、そんな方向で考える用意はありませんか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） この件に関しましては、今までの長い経過の中でそうやって解決に向けてきたということも伺っております。町で負担をするということについては、大変難しい問題があるかと思います。私もこの件についてはよく研究をして勉強していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 実直な総務課長ですから、実現の方向で期待しております。

時間がないようですから、詰めていきます。

29ページの会議録の調製、反訳そのものはどういうふうにするかということ除いておいて、会議録の調製という形があります。会議録の製本、印刷物ということになるんでしょうが、ここなんです。もともとデジタルでできているものです。例規集もデジタルのまま配付されます。会議録もデジタルのまま配付してもらって、そうするとこの部分でこれだけ

の予算額が浮いてきます。240万円余になります。あわせて別途の広報活動費のところでも広報の印刷製本費があります。何のために光ケーブルを引いているんですか。そういった段階で、これをいきなりは難しいかもしれません。要するに、ペーパーレス社会に向け、でもここなんです。その過渡期において、ペーパーで求める人については、それだけの費用負担を求めてペーパーレス社会にいかないと、どちらでも同じなんだったら楽だからと手が出ると思います。これがやっぱし方向性というものになると思います。検討の余地があると思いますが、いかがですか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） それは検討の余地は十分あると思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） じゃ、そういう形での検討というのは期待して、次の課題にいきます。

簡易郵便局費という話が従前から話題になっています。ことしもまだ検討されないまま予算計上されています。人件費の圧縮において、この簡易郵便局費と委託料の差額は若干出るようになっています。ただし、ここなんです。実際にこれはやらなくてはいけない事業なのか、補完するものはあるんじゃないか、こういった考え方の中からやっぱり精査をしていくべきだと思います。いかがでしょうか。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 簡易郵便局制度ということを考えますと、自治体がやらなければならないというものではないと思います。ただ今までの経過の中で、そういった形で推移をしております、そこに簡易郵便局があるということは地元の方々にとって大変有効なことであるというふうにも考えております。

○議長（一場明夫君） 大図議員に申し上げますが、残りの持ち時間が30秒程度ですので、要約してお願いします。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと簡易郵便局、多くの場合には恐らく郵便じゃなくて貯金の部分だと思います。ただ近くには農協があり、今の時代ですから、ほかの局に電話しても局員が飛んで来て通帳等々の記入までそこでやってくれます。ATMもそこら辺にあります。どこにもあります。そうすると、ほとんどもう簡易郵便局の役目は要らない。そういう形の中から事業をきっちり精査をしながら、限られた人数をもっと効率のいいところに、住民サービスの向上に結びつくように、これが行政改革の基本的な考え方だと思います。いかがで

しょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大図議員のご意見もその一つの大変有効なご意見だというふうに思っております。

今後、簡易郵便局がその地域でどのような役割をどのように果たしているか、そういうものも調査をいたしまして、今後考えていきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 大図議員の質問時間が終了しましたので、以上で大図議員の質問は終了いたします。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

2 番起立、4 番から 6 番起立、7 番、8 番起立、10 番から 12 番起立、14 番から 18 番起立。
お座りください。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 2 号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 13、議案第 2 号 平成 23 年度東吾妻町国民健康保険特別会計

予算案を議題といたします。

本件については、去る３月７日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹渕博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹渕博行君） それでは、ご報告いたします。

去る３月７日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました議案第２号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案につきましては、３月９日開催の委員会において本多町民課長出席のもと審査を行いました。

まず、平成23年度歳入歳出予算の総額は、事業勘定で18億7,817万7,000円でありました。前年より630万3,000円の増額の率にして0.3%の増加であります。

歳入では、国民健康保険税は４億4,223万3,000円で、前年より3,510万円ほど減額、国庫支出金、前期高齢者交付金、県支出金とともに減額であります。医療給付費交付金7,175万円で、前年より2,013万8,000円の増額、これは団塊世代の加入によるもので、共同事業交付金繰入金とともに増額で基金の取り崩しも2,300万円ほど見込んでいました。

支出では、保険給付費後期高齢者支援金等共同事業諸支出金において増額が見込まれていました。この予算は、一般管理費等事務的経費を極力抑えているよう見受けられます。しかし、保険給付費を初め共同事業出資金等、国保連合会への負担金等が増加しており、基金の取り崩しを見込んだものとなりました。県内においても、高齢化を背景に医療費の伸び、景気の低迷による税收減により大変厳しい状況にあります。

平成21年度の税收率も過去最低の88%となりました。当町では95.55%と高い収納率でありました。

当委員会では、今後さらに財源確保が厳しくなることが予想されますので、保険者に対し、町民皆様へ医療のお世話にならない健康づくり、特定健診、特定保健指導受診率向上等の意識改革の励行を図り、医療費削減に向け、さらなる努力をしてもらうことを強く要望いたしました。

以上、事業勘定でございます。

次に、施設勘定について報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,263万3,000円であります。

歳入では、外来収入が7,192万5,000円で全体の88%を占め、一般会計からの繰入金246万

8,000円、ほかに県支出金等であり、支出では、施設管理費3,254万円、医療費4,562万2,000円で、医薬品等の購入費が主なものでございました。全体的に昨年より3.6%ほどの減少となりました。

今後も町民の健康維持と地域に密着した医療活動を進めていただき、引き続き健全な運営に努めるよう要請をいたしました。

以上、事業勘定、施設勘定の国民健康保険特別会計予算案について、文教厚生常任委員会では慎重に審査を行った結果、原案どおり全会一致で可決すべきものと決しました。つきましては、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

2番から6番起立、7番、8番起立、10番から12番起立、14番から18番起立。

お座りください。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第14、議案第3号 平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） それでは、ご報告いたします。

去る3月7日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました議案第3号 平成23年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算案につきましては、3月9日開催の委員会において本多町民課長出席のもと審査を行いました。

まず、平成23年度歳入歳出予算は1億8,584万6,000円、昨年より915万1,000円増額、率にして5.2%の増加でありました。

歳入ですが、後期高齢者医療保険料1億1,983万1,000円、繰入金6,473万2,000円で、歳出は、総務費380万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億8,012万4,000円が主なものとなっております。

この事業は、運営主体が群馬県後期高齢者医療広域連合で、町では被保険者と広域連合との橋渡し役を担っております。

以上、後期高齢者医療特別会計予算案について、文教厚生常任委員会といたしましては慎重に審査を行った結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

2 番から 6 番起立、7 番、8 番起立、10 番から 12 番起立、14 番から 18 番起立。

お座りください。

(起立多数)

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 4 号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 15、議案第 4 号 平成 23 年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る 3 月 7 日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹渕博行君 登壇)

○文教厚生常任委員長（竹渕博行君） それでは、ご報告いたします。

去る 3 月 7 日、文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第 4 号 平成 23 年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案につき、3 月 9 日開催の委員会において先場保健福祉課長の出席を求め審査を行いました。

まず、平成 23 年度予算は、歳入歳出総額 2 億 2,322 万 7,000 円で、昨年度予算より 237 万 1,000 円の減額でありました。

歳入の主なものは、保険者からの負担金、一般会計繰入金及び介護給付対象外サービス利用料であります。

なお、一般会計繰入金は、前年度より 180 万 2,000 円の減額となっております。

歳出では、臨時職員の賃金の減額が主なものであります。

以上、特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計予算案は、文教厚生常任委員会としては慎重に審査を行った結果、原案どおり全会一致で可決すべきものと決しました。

つきましては、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

2 番から 6 番起立、7 番、8 番起立、10 番から 12 番起立。14 番から 18 番起立。

お座りください。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩をとります。

再開を午後 3 時 15 分とします。

（午後 3 時 02 分）

○議長（一場明夫君） 再開をいたします。

◎議案第5号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第16、議案第5号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 竹淵博行君 登壇）

○文教厚生常任委員長（竹淵博行君） それでは、ご報告いたします。

去る3月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託されました議案第5号 平成23年度東吾妻町介護保険特別会計予算案について、3月9日開催の委員会において先場保健福祉課長の出席を求め審査を行いました。

まず、平成23年度予算は、歳入歳出総額12億4,918万1,000円で、前年度当初予算より6,010万1,000円の増額、率で5%ほどの増でありました。介護保険料徴収対象者は5,198人で、平成23年度基準保険料は前年度より500円増しの3万4,400円となりました。

歳出の主なものでありますが、保険給付費は12億1,207万2,000円で、前年度当初予算より5,279万9,000円の増額であり、率で4%増でありました。

以上、介護保険特別会計予算案について、文教厚生常任委員会としては慎重に審査を行った結果、原案どおり全会一致で可決すべきものと決しました。つきましては、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第17、議案第6号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月8日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務常任委員長。

(総務常任委員長 角田美好君 登壇)

○総務常任委員長（角田美好君） それでは、総務常任委員会に付託された議案の審査結果を報告いたします。

去る3月8日、当委員会に付託された議案第6号 平成23年度東吾妻町地域開発事業特別会計について、3月9日、10日に第1委員会室において、委員全員参加のもと総務課長の説明を受けた後に慎重に審査を行いました。

この予算案には、施設使用料のほかにインターネット利用者に対し使用料を求める部分が認められるなどのことから、委員から東吾妻町あづまケーブルテレビ施設の設置及び管理運営に関する条例の中で、利用者に対し使用料を求めるのに条例上規則にゆだねている。これは条例主義の考え方から問題があるとの意見が出されました。

よって、委員会では、執行部に対し条例整備の考え方をたしました。執行部、持ち帰り協議の結果、この議会において条例整備をするとの回答をいただいたこともあり、審査の結果、委員会では賛成多数で可決するものと決まりました。

先ほど条例の可決をいただきましたので、委員会の審査過程、結果とも一致しますので、議員各位におかれましても、ご理解をいただきよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第7号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第18、議案第7号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月8日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

○産業建設常任委員長（中井一寿君） ご報告申し上げます。

去る3月8日、産業建設常任委員会へ付託された議案第7号 平成23年度東吾妻町下水道

事業特別会計予算案については、3月10日午前10時からに第4委員会室において、委員5人出席のもと上下水道課長の出席を求め慎重に審査を行いました。

結果、全会一致で可決することに決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

2番から6番起立、7番、8番起立、10番から12番起立、14番から18番起立。

お座りください。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第19、議案第8号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月8日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇)

○産業建設常任委員長(中井一寿君) ご報告申し上げます。

去る3月8日、産業建設常任委員会へ付託された議案第8号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計予算案については、3月10日午前10時より第4委員会室において、委員5人出席のもと上下水道課長の出席を求め慎重に審議を行いました。

結果、全会一致で可決することに決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお願い申し上げます。

○議長(一場明夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

2番から6番起立、7番、8番起立、10番から12番起立、14番から18番起立。

お座りください。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の委員会審査報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第20、議案第9号 平成23年度東吾妻町水道事業会計予算案を議題といたします。

本件については、去る3月8日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

○産業建設常任委員長（中井一寿君） ご報告申し上げます。

去る3月8日、産業建設常任委員会へ付託された議案第9号 平成23年度東吾妻町水道事業会計予算案については、3月10日午前10時より第4委員会室におきまして、委員5人出席のもと上下水道課長の出席を求め慎重に審議を行いました。

結果、全会一致で可決することに決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお願い申し上げます。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

2番から6番起立、7番、8番起立、10番から12番起立、14番から18番起立。

お座りください。

（起立多数）

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎延会について

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（一場明夫君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は3月18日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 3時27分）

平成23年 3 月 18日（金曜日）

（第 4 号）

平成23年東吾妻町議会第1回定例会

議 事 日 程（第4号）

平成23年3月18日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第10号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）案
- 第 2 議案第31号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）案
- 第 3 議案第11号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案
- 第 4 議案第12号 平成22年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 第 5 議案第13号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）案
- 第 6 議案第14号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）案
- 第 7 議案第24号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 第 8 議案第25号 東吾妻町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 第 9 議案第26号 東吾妻町すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定について
- 第10 議案第27号 吾妻東部衛生施設組合の規約変更に関する協議について
- 第11 議案第28号 町道路線の廃止について
- 第12 議案第29号 町道路線の認定について
- 第13 陳情書の委員会審査報告
- 第14 発委第 1号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第15 発議第 1号 意見書の提出について（統一地方選の延期に関する意見書）
- 第16 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第17 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1 番	一 場 明 夫 君	2 番	竹 渕 博 行 君
3 番	金 澤 敏 君	4 番	青 柳 はるみ 君
5 番	須 崎 幸 一 君	6 番	浦 野 政 衛 君

7 番 角 田 美 好 君
 9 番 大 岡 広 海 君
 1 1 番 上 田 智 君
 1 4 番 佐 藤 利 一 君
 1 6 番 菅 谷 光 重 君
 1 8 番 高 橋 基 雄 君

8 番 日 野 近 吉 君
 1 0 番 中 井 一 寿 君
 1 2 番 橋 爪 英 夫 君
 1 5 番 加 部 浩 君
 1 7 番 原 田 睦 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	教 育 長	高 橋 啓 一 君
総 務 課 長	高 橋 春 彦 君	企 画 課 長	武 藤 賢 一 君
保健福祉課長	先 場 宏 君	町 民 課 長	本 多 利 信 君
税務会計課長 兼会計管理者	加 辺 光 一 君	産 業 課 長	轟 馨 君
建 設 課 長	渡 部 三 司 君	上下水道課長	佐 藤 喜知雄 君
事 業 課 長	蜂須賀 正 君	教 育 課 長	角 田 輝 明 君

職務のため出席した者

議会事務局長	田 中 康 夫	議会事務局長 係	水 出 悟
議会事務局 主任	角 田 光 代		

◎開議の宣告

○議長（一場明夫君） おはようございます。

連日、大変ご苦労さまです。

これより始めたいと思います。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくさせていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 01 分）

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第 10 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 1、議案第 10 号 平成 22 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 6 号）案を議題といたします。

本件については、去る 3 月 8 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は
起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第2、議案第31号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第
7号)案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第31号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第7号)につ
いて、提案理由の説明をいたします。

今回補正をお願いするのは、繰越明許費の追加で、総務費、ダム対策費、細谷地区土地改
良事業2,100万円、土木費、道路橋りょう費、町道松谷・六合村線改築事業480万円の追加
でございます。

東日本大震災により重機等の燃料及び材料が調達できなくなったため、事業の完成がおく
れることにより、繰越明許費の追加でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。
企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） もう町長が説明したとおりでございます。そういうことで、この震災ということでどうしても工期が間に合わないということで、急遽の追加補正ということで、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 11 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 3、議案第 11 号 平成 22 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案を議題といたします。

本件については、去る 3 月 8 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお待ち下さい。

2 番から 6 番起立、7 番、8 番起立、10 番から 12 番起立、14 番から 18 番起立。

はい、お座りください。

(起立多数)

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 12 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 4、議案第 12 号 平成 22 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案を議題といたします。

本件については、去る 3 月 8 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 13 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 5、議案第13号 平成22年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）案を議題といたします。

本件については、去る 3 月 8 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 14 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 6、議案第14号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）案を議題といたします。

本件については、去る 3 月 8 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

2 番から 6 番起立、7 番、8 番起立、10 番から 12 番起立、14 番から 18 番起立。

はい、お座りください。

(起立多数)

○議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第 24 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第 7、議案第 24 号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本件については、去る 3 月 8 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第25号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第8、議案第25号 東吾妻町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については、去る3月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第26号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第9、議案第26号 東吾妻町すこやかセンター福寿草の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については、去る３月８日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２７号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第10、議案第27号 吾妻東部衛生施設組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本件については、去る３月８日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は

起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第28号、議案第29号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第11、議案第28号 町道路線の廃止について及び日程第12、議案第29号 町道路線の認定についてを一括議題といたします。

本件については、去る3月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。最初に、議案第28号 町道路線の廃止についての採決を行います。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお待ちください。

2番から6番起立、7番、8番起立、10番から12番起立、14番から18番起立。

はい、お座りください。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第29号 町道路線の認定について採決を行います。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎陳情書の委員会審査報告

○議長（一場明夫君） 日程第13、陳情書の委員会審査報告を議題といたします。

陳情1号 公契約で働く人の「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」を実現し、経済成長につなげる「公契約基本法」の制定を求める意見書採択についての陳情については、去る3月8日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

○産業建設常任委員長（中井一寿君） ご報告申し上げます。

その件につきましては、趣旨採択ということで決定しましたので、よろしくお願いします。

○議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第14、発委第1号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 上田 智君 登壇）

○議会運営委員長（上田 智君） おはようございます。

それでは、趣旨説明をさせていただきます。

議会運営委員会では、次期議会議員改選に当たりまして、18名から14名という定数に決定がなされました。それに伴いまして、各常任委員会が現在3つあるわけですが、それを統合して2つの委員会にしていきたいという検討を重ね、既に全員協議会、それから各常任委員会にまた再度おろして協議をしていただきました。その結果が出ましたので、きょうの発委になったこととなります。

それでは、原文を読み上げまして提案にかえさせていただきます。

東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）。

東吾妻町議会委員会条例（平成18年東吾妻町条例第196号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）。

第2条。常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1)総務建設常任委員会、7人。

ア、総務課、企画課、税務会計課、産業課、建設課、上下水道課及び事業課の所管に関する事項。イ、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び農業委員会の所管に関する事項。ウ、他の常任委員会の所管に属さない事項。

(2)文教厚生常任委員会、7人でございます。

ア、保健福祉課及び町民課の所管に関する事項。イ、教育委員会の所管に関する事項。

附則として、この条例は、平成23年5月13日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（一場明夫君） 日程第15、発議第1号 意見書の提出について（統一地方選の延期に関する意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

3番、金澤敏議員。

（3番 金澤 敏君 登壇）

○3番（金澤 敏君） 統一地方選延期に関する意見書を、今東吾妻町議会として内閣総理大臣と総務大臣に提出してもらいたいという、そういう意見書であります。

お手元の文書を読み上げる手もあるんですけども、刻々とその情勢は変化しております。そういうことで、ここで取り上げたことも、もう既に次の段階ではもう少し悪化しているというようなことがあります。そういうことで、読み上げるんですけども、多少数字が変わってくるということもありますので、その点をご了解願いたいと思います。

では、意見書を読み上げさせていただきます。

今年度行われる地方選は、東北関東大震災の影響により、被災地の３県を中心に、被害程度に応じ延期期間を決めるとの内容で、被災地限定の臨時特例法案として閣議決定し、国会で成立との方向になっている。

しかし、今回の大震災は、情報が集中する国や国会のレベルにおいても、いまだその実態、さらには全体像すら把握できない状況と考えられる。刻一刻、その未曾有な大災害の悲惨な惨状が明らかにされてきてはいるが、まだその報道は現在進行形で進んでいて深刻さが増している。とても現時点では、復興の兆しすら見えてはいない。

避難している人数は、警察庁の調べで、東北・北関東６県で50万人（３月16日付）に上り、国民皆がこの問題に力を集中し、その支援に立ち上がることを求めている。

加えて、この二、三日は、恐れていた東京電力福島原子力発電所の爆発と放射線物質の飛散が現実となり、今まさに、より一層の危惧する事態が発生し、予断を許さない非常事態が進行している。

例え、もし仮に危険性が解除され、このまま終息へ向かう方向になったとしても、この数日間の放射線の数値をかんがみれば、広大な汚染地の住民は、当分の間、もとの居住地に帰還することは不可能と考えられる。また、このまま終息に向かわない場合は、特に関東地方全域において、被災地住民の受け入れを迫られることは必至と思われる。

以上のことから、大所高所で判断するならば、１、全国民、全自治体を挙げて震災被災地の復興支援に力を集中するべきである。２、大惨事は体験しない住民や自治体でも、被災地への支援体制などで落ち着かないことや、仮に選挙になったとしても、計画停電実施、車両への燃料不足等の状況の中で、その自治体の４年間の方向性を決める本来あるべき政策論議が十分に行われず、住民が政策判断する環境にならない。

上記の理由より、速やかに統一地方選挙の延期を実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

こういう内容でありますけれども、確かにきょう、国会のほうでは18日に参議院で可決される、一番上段に書いてあったように３県のみというような内容でありますけれども、地方からこの大震災に対する取り組み、そういうものをもっと国会に、政府に上げるべきだと、そういう判断で意見書を出していただきたいと、そういう思いであります。

以上であります。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。

2 番、3 番起立、9 番起立。

はい、お座りください。

(起立少数)

○議長（一場明夫君） 起立少数。

したがって、本件は否決されました。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（一場明夫君） 日程第16、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたらお願いいたします。

総務常任委員会。

総務常任委員長。

(総務常任委員長 角田美好君 登壇)

○総務常任委員長（角田美好君） それでは、総務常任委員会の閉会中の報告をいたします。

去る1月26日、あづま桔梗館の指定管理について、また、2月1日には、あづま桔梗館指

定管理及び吾妻広域町村圏振興整備組合中之条病院の町村負担金等について所管事務調査を行いましたので、報告をいたします。

1月26日については、蜂須賀事業課長、武藤企画課長に出席を願い、蜂須賀事業課長にあづま桔梗館の指定管理について説明を受けた後、調査、検討を行いました。

委員からは、指定管理者選定委員会の決定内容及び指定管理料等の扱いについて問題視する意見が多く出されました。

指定管理料については、課長より、指定管理者との協定書作成段階で考慮するとの答弁がありました。

2月1日については、所管2課長に出席を願い、あづま桔梗館の指定管理における指定管理料について調査、検討を行いました。

また、吾妻広域町村圏振興整備組合の件については、整備組合が運営する中之条病院を算定基礎とする地方交付税の扱いについて問題があることを確認できたために、その改善を東吾妻町議会として整備組合に意思表示をすべきとの委員会の結論となりました。よって、2月4日の臨時議会開催時に委員会発委することを全会一致で決定をし、決議文の内容の協議を行いました。決議文の内容については、臨時議会においてお示ししたとおりであり、可決をいただきました。ありがとうございました。

以上で、雑駁ではありますが、報告とさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 文教厚生常任委員会。

（「特にありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 産業建設常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 議会運営委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） ハッ場ダム対策特別委員会。

ハッ場ダム対策特別委員会委員長。

（ハッ場ダム対策特別委員長 日野近吉君 登壇）

○ハッ場ダム対策特別委員長（日野近吉君） それでは、ハッ場ダム対策特別委員会より報告をさせていただきます。

3月14日午後1時30分より、第1から第3委員会室において委員会を開催いたしました。委員6名と一場議長の7名で、執行部より中澤町長に出席をいただき、ハッ場ダム関連事

業について、国土交通省八ッ場ダム工事事務所、県八ッ場ダム水源地域対策事務所、中之条土木事務所、町ダム対策室に説明員として出席を求め、八ッ場ダム関連事業の進捗と今後について説明を受けました。

調査事項に入り、まず、加辺ダム対策室長より、平成22年12月14日から23年3月10日までの八ッ場ダム対策事業の経過報告があり、22年12月19日に国道145号八ッ場バイパスの開通式典が行われ、また、同日、1都5県推進議連との意見交換会が行われたこと、23年1月及び2月には、八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体から成る検討の場、幹事会が2回開催されたこと、2月13日には、前原大臣以降3人目となる大島国土交通大臣が現地視察と地元町長へのあいさつという形で来町し、町長、議長が出席をしたこと、また、各地区委員会等による視察が計3回、国道145号八ッ場バイパス・松谷区間の暫定供用計画について、地元協議会を初め、各地区委員会及び松下地区住民に説明を行ったことなどが報告をされました。

引き続き国土交通省より、長野原町関係も含め、ダム関連事業の全体的な進捗状況について説明がありました。県道林・岩下線については、岩島地区、武田井で2工区の工事が契約となり、今年度末には、145号交差点部から不動大橋、吾妻峡トンネルを経て溪谷パーキングまでの開通を予定しているとの報告がありました。

次に、群馬県の説明に入り、県道林・岩下線については、この冬についての凍結が厳しく、舗装等が困難であることから、23年度の早い時期に仕上げ、雁ヶ沢交差点から岩島駅前までの開通を行いたいとの説明がありました。

土地改良事業については、三島西部地区、細谷地区の進捗状況と、松谷地区を23年度に事業計画及び事業採択、24年度から工事着工することで地元との調整が図れたと説明がありました。

続いて、国道145号八ッ場バイパス暫定供用計画について説明があり、雁ヶ沢ランプから現国道までの松谷区間について、JR吾妻線のつけかえに見通しが立たず、現在のJRに踏切を設置し、暫定供用を計画。岩島ダム対策員会を初め各委員会及び松下地区住民説明会で了解を得て、この秋を目標に関係機関と調整中であるとの説明を受けました。

また、県道川原畑・大戸線については順調な進捗で、工事関係進捗率は、事業費ベースで約80%、着手率約70%、供用開始の率で50%となり、用地買収については22年度で100%となっていることが報告をされました。

そして最後に、町事業について報告があり、吾妻峡温泉天狗の湯の運営状況については、

3月13日までの入館者数は5万5,853人となり、観光シーズンを迎えても順調に推移をしているところですが、今般の東日本大震災による電力の状況や燃料不足により、15日から当分の間、休館するということが報告をされ、今後、想定入館者数が減少するとの説明がありました。

また、十二沢パーキングは、上水道の引込管の工事が約700メートルが完了となり、来年度は暫定的な供用も考慮しながら整備を計画しているとの説明がありました。

ふれあい公園については、屋外トイレ及び駐車場の増設等の整備を実施し、また、全体計画の説明も、12月議会以降、ダム対策協議会を初め、各地区委員会及び地元住民への説明が完了し、意見、要望等を検討した上で、4月までに詳細をまとめ、ことし夏には工事発注を行い、今後2カ年で仕上げていきたいとの説明を受けました。

説明終了後、ハッ場ダム事業全体及びダム対策についての質疑を行い、委員会を終了させていただきました。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（一場明夫君） 地域活性化対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 行財政改革推進特別委員会。

行財政改革推進特別委員会委員長。

（行財政改革推進特別委員長 角田美好君 登壇）

○行財政改革推進特別委員長（角田美好君） それでは、行財政改革推進特別委員会の報告をさせていただきます。

ご承知のように、この委員会は3件が付託をされております。

まず、集中改革プランに関する事項について、去る2月4日、第2、第3委員会室において、町長、総務課長、企画課長出席のもと、委員会を開催しました。

昨年12月議会において、皆様には、ことし2月以降集中的に委員会を開催し、執行部案について調査、検討していくことを報告してきました。予定どおり町長を本部長とする行革推進本部で素案がまとまったということで、企画課長より素案の説明を受けた後、各委員より意見を聞き、委員会の要望を意見として提言しました。これを町の行革推進本部に持ち帰り、調査、検討をしていただくこととしました。

なお、この日に会期を3月末までとし、行革推進本部と特別委員会の意見、提言の繰り返しを2月10日、18日、3月1日、15日と、都合5回の委員会を開催しました。最終的にま

とめたプランを、去る15日午後の議員全員協議会において、執行部より報告させていただきました。席上、各議員より意見を伺い、それらを勘案し、検討し、町の行革大綱における実施計画、すなわち23、24、25年度の3年間の集中改革プランとすることとしました。

次に、町営施設に関する事項については、3月15日の委員会において集中改革プランの中に盛り込んだこともあり、特段調査を行いませんでした。しかし、主な施設について21年5月に決議により町に改善を求めていることから、いまだに改善の進まない施設について、改めて早急に真摯かつその改善に取り組むことを町長に求めました。

次に、議員報酬及び議員定数に関する事項については、3月15日の委員会において、議員定数については12月議会において議員発議により14に決まっておりますので、協議は行っておりません。議員報酬については検討を行いました。しかし、この件についてはシビアな部分が多いということで、次期議会構成の中で十分協議を重ねていただくことといたしました。また、改正する場合には、東吾妻町特別職報酬等審議会の意見を聞くことも重ねて申し送ることといたしました。

以上、報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 議会広報対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長（一場明夫君） 日程第17、町政一般質問を行います。

◇ 佐 藤 利 一 君

○議長（一場明夫君） 14番議員、佐藤利一議員。

（14番 佐藤利一君 登壇）

○14番（佐藤利一君） 議長の許可をいただきましたので、町長に合併後の協議事項の達成についてお聞きいたしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 静粛をお願いします。

○14番（佐藤利一君） その前に、東日本大震災において尊い命を落とされた方々に哀悼の誠をささげるとともに、被災者には心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

合併10年の後半についての抱負と、合併から現在までの協議達成状況についてお伺いいたします。

今月の27日をもって、東吾妻町は合併後満5年を迎えようとしております。合併当初、合併による効果を生かし、新しい町づくりをするためには、合併後の10年の町政が大事であると言われておりました。今、その10年の前半の5年が過ぎ、ちょうど折り返し地点に来ております。過ぎ去った5年を振り返り、これからの後半5年間の町政をより実りあるものとして、将来の町の発展を確かなものとすべきであると思います。

その意味で、合併10年の計の後半を担う現町長の責務は大変重いものがあると思います。後半は、合併の仕上げ、つまりは町の将来があなたの肩にすべてかかっていると言っても過言ではないと思います。しかしながら、今、率直に申し上げるならば、私は大変不安を感じております。しかし、既に合併後5年がたっておりますが、調整されるべき協議事項はまだ山積しているのではないかと思います。

そこで町長に、おくれらせながら合併10年の後半についての抱負と、合併後に協議されるべき現在までの調整項目の達成状況をお伺いいたします。

合併後の協議、調整事項の解釈について私なりに合併後の5年間を振り返ってみると、本来、合併に伴う協議、調整項目は6つの基本原則にのっとって行われているわけですが、原則を適用する段階において、合併後の調整事項の多くが旧吾妻町の基準に合わせて解釈しようとする傾向があるように感じております。これは、私だけでなく、旧東村の住民からもよく聞く話でもあります。

そこで、幾つかの事項について、旧東村で処理してきた基準にのっとって解釈をしてもよいと思われるものを取り上げてみたいと思います。

その1としまして、旧慣、使用権に関する事項の中で、集会所の施設についてであります。

旧東村においては、公民館、分館は村所有、旧吾妻町においては区の所有・管理が行われておりますが、合併後、旧吾妻町の基準に統一となっておりますが、条例上にも矛盾があり、集会所については、昨年の定例会において町長は時間をかけて前向きに調整していくことでしたが、早急に考えていただきたいと思います。

2番目といたしまして、防火水槽についてでございますけれども、防火水槽においても、旧東村においては村所有であり、旧吾妻町においては区所有・管理であります。住民の生命、財産を守るために必要な施設があるので、町所有が適当であると考えます。

3つ目に、簡易水道の給水装置についてお伺いいたします。

旧東村においては村所有の量水器までが村負担で敷設しておりましたが、旧吾妻町においては給水装置すべてが個人負担となっております。量水器が町の所有ですから、そこまでは町の負担でいいと私は考えます。

4つ目といたしましては、用地取得、補償について伺います。

旧東村と旧吾妻町の道路の整備状況を見ると、旧東村のほうが充実していると私は思われます。この格差は用地取得の単価の違いによるところが原因であると、私は推察するものがあります。

両地区の土地買収単価を比較いたしますと、宅地・墓地については、1平米当たり、旧東村においては1万円、旧吾妻町は1,700円、農地は、1平米当たり、旧東村においては5,000円、旧吾妻町は900円、山林・原野、1平米当たり、旧東村においては850円、旧吾妻町は400円。

旧吾妻地区においては道路整備が進むと隣接する土地の価値が上がるので、特に考慮した高い価格で購入する必要がないと考えているようです。しかし、現実の両地区の道路整備状況を見ると、その結果は明らかに格差が出ていると思われれます。旧東並みに倣い、土地買収価格の変更こそが社会資本の一層の拡充が可能と思われれます。

5番目といたしまして、ふれあいの家についてお伺いいたします。

ふれあいの家の有効活用が以前から求められていました。建物は利用しないでいると傷みもひどくなり、宝の持ち腐れになってしまいます。すばらしい環境の中にある建物ですから、速やかに有効活用が図られることを期待いたしております。

最後になりますが、東地区の過疎計画についてお伺いいたします。

新しい過疎計画の中にないものですから、東地区過疎計画にあった岡崎ゴルフ場への町道70号線の改良工事、また、新巻林道の舗装工事についての懸案の事項についてです。

既に合併前に拡幅工事は済んでおり、舗装工事を待つのみとなっていました。地域の発展のためには社会資本の整備が非常に大事であることと思います。合併も6年目となり、地域住民も期待していることでもあります。

以上、町長の姿勢をお伺いして、質問を終わります。

○議長（一場明夫君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

最初のご質問ですが、合併10年の後半についての抱負と、合併から現在までの協議達成状況についてでございますが、合併協議会で決定していた事業内容について、集会所、防火水槽についての扱い、使用権に関すること、行政区単位の調整に関すること、学童保育について、認定こども園に関することなどについて未調整な部分がありますが、合併後に協議されるべき現在までの調整項目の達成状況は9割を超えて考えております。

また、合併10年の後半についての抱負ですが、総合計画や集中改革プランなどの行財政計画に沿って、効率的な運営をしていくことが大事であると考えております。そのためには、今後、町民、議会、職員等の意見を聞きながら、町民のための計画の策定や見直しを行い、議会の皆様のご協力をいただき、効率的な町の運営を図っていきたいというふうに考えておるわけでございます。

次に、合併協議達成状況についてのうち、集会所施設についてでございますが、昨年12月定例会でもお答えしたわけですが、各地区の集会施設の敷地については、合併前の両町村で異なる歴史があり、実情把握、各地区の考え方などを調べて取り組む必要があり、調整していきたいと回答したわけでございます。しかし、このような問題は、時間をかけ過ぎるとより複雑になることも考えられますので、できるだけ迅速に対応していきたいと考えておるわけでございます。

次に、防火水槽についてでございますが、佐藤議員のご指摘のとおり、消防法第20条におきまして、消防に必要な水利は、当該市町村がこれを設置し、維持管理するものとするされており、本来的には町が設置し、管理することが適当であると考えております。

しかし、旧吾妻町では、昭和50年代から各行政区が3分の1の負担金を用意し、町は残り3分の2を補助することにより設置し、管理については各行政区にお願いをする形をとっておりました。その理由として、広範な面積であるがゆえに、防火対象物から140メートル以内という消防水利の基準に基づいて町内全域を網羅することが当時の財政力からいっても厳しいという状況や、そうした中でも地元行政区の自助努力も含めた強い要望にこたえるということで、補助金制度としてきたものと思われます。これが、平成18年の合併協議の中でも旧吾妻町管理運営方針が採用されたため、今日の補助金制度となっております。

しかし、冒頭申し上げましたとおり、法律の規定では行政として設置・管理することとされておりますし、過疎化が進む実情の中で、地元行政区としての負担金の準備も実際には大変厳しい状況等を踏まえ、将来的には町として設置・管理することが望ましいと考えております。しかし、費用の問題を初め、用地の問題や管理体制などの課題もありますので、まずは町が直接設置・管理する方向で検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、簡易水道の給水装置についてですが、水道施設の管理区分は、水道法及び東吾妻町簡易水道給水条例の規定により、水源から配水管までを町、配水管から分岐して設けられた給水管や給水用具は給水装置として申込者の管理範囲としております。これにより給水装置の設置に係る費用についても申込者に負担いただくことになっております。

しかしながら、道路の部分に設置されている給水装置からの漏水事故等に対しては、交通の安全性の確保や水資源の無駄防止の観点から、所有権とは別に町の費用で修繕をしているところであります。

新設時においても公費負担としたらどうかということではありますが、受益者負担の原則からも、現時点では困難と考えております。

なお、新設工事に伴い生じる道路占用許可、公共物使用及び交通制限依頼などの手続は町で行っております。

次に、用地取得、補償についてでございます。

道路整備に伴う用地買収価格の変更についてのご質問ですが、用地買収価格につきまして、旧町村間で大きな価格格差があったため、合併協議の事務事業決定書の中では、合併後再編する項目になっておりました。その後、平成18年4月及び7月の2回にわたり、公共用地取得に伴う用地補償単価の算出について協議を重ねた結果、用地買収路線沿線の3カ所の宅地評価額の平均値とする、農地については宅地の50%とする、山林については平米当たり500円の町村統一価格とすることで決定され、現在、この基準に基づき買収を行っております。

す。

現在は地価の下落基調もあり、現在のシステムについても社会情勢に対応したルールと考えております。公正・公平を考えた場合、しばらくは現行制度で様子を見たいというふうに思っております。

次に、ふれあいの家についてでございますが、ふれあいの家の有効活用につきまして、榛名湖畔研修センターあづまふれあいの家として活用してまいりましたが、平成18年12月に条例が廃止され、現在は普通財産として管理をしております。普通財産は、行政財産のように行政執行上直接使用されるべきものでなく、その経済的価値を保全発揮することにより、間接的に普通地方公共団体の要請に貢献することとなるものであります。普通財産としましては、貸し付け、交換し、売り払い、譲渡し、もしくは出資の目的とし、また、これに私権を設定し、間接的に普通地方公共団体の要請に貢献することとなりますので、行政財産としての活用がなければ、今後、町の第2次行政改革大綱の実施計画にあります必要のない町有地の売却を推進しております。

2点目の町道70号線及び新巻林道舗装工事の懸案事項についてのご質問ですが、町道70号線につきましては、過疎計画の変更により、平成25年から3カ年で改良する計画になっております。

また、林道新巻線につきましては、幅員は林道基準を満たしており、改良は済んでいるという認識でおります。

今後は、未舗装部分については他の林道と同様に、利用頻度、路面状況等調査を行い、今後検討してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。再開を午前11時10分とします。

（午前11時01分）

○議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き、町政一般質問を行います。

14番、佐藤議員。

○14番（佐藤利一君） 質問の最後に「終わります」なんて言って、申しわけありませんでした。

町長さんの説明で、おおよそは納得いたしたところがあります。しかし、三つ四つあるわけですけども、一つ一つお願いいたします。

当時の18年の合併のときに、協議事項についてはどうやるんだというふうなことは、東と吾妻町は対等合併でやるんだという中で、3つの基本原則にのっとって、一体性だとか、住民福祉の向上だとか、負担の公平というようなところから考えますと、ちょっと吾妻町寄りに偏っているんじゃないかというふうに、私はずっと解釈しておりました。

そのときに旧慣というんですか、慣例というんですか、そんなようなところで防火水槽だとか集会所、この集会所扱いに、東のときには立派な公民館・分館を、集会用に同じ扱いにされたということによって、だから合併の当初から私は不審に思っておりました。

そんなことで、最初の集会所、それから防火水槽についてはまあまあだと、これから検討していくんだというふうなことで納得しなくちゃならないのかなと思います。特に防火水槽につきましては、法的なものでもあるし、町所有が適当であるというふうなことでこれから検討していくというふうなことに望みをかけたいと思います。

3つ目の簡易水道の給水装置なんですけれども、これは量水器から外は、水漏れがあったときなんていう場合は町が負担するというふうなことをお聞きしましたものですから、これで半分ぐらいは納得というふうなことでよろしいかと思います。というのは、この原町地区の方々に聞いても量水器までは町が負担だと、みんなそういうふうに言っているところをみますと、ちょっと旧吾妻町においても徹底されていなかったんだなというふうに思いましたものですから、この辺のところも納得というふうなことで。

それと、用地取得のことなんですけれども、これは本当に非常に都市計画というのがやられておるようなんですけれども、その都市計画がどのくらいの吸引力があるかと、都市計画、都市計画と言った場合、地方格差というのはますますひどくなるんだと。それには何がというふうになると、資本的整備ですか、それしかないんだと。これからの中学校の統合だとか何かにも、みんなそういうふうなところに関連してくるんじゃないかと思います。

そのようなところで、道路ができてよかったというのは、町全体の人が喜ぶんです。その中で、旧吾妻町自体のような状態では、所有者がいかにも少し泣かされているんじゃないかというふうなことも考えまして、旧東地区と同じようにとは申せませんかもしれないですけども、これにつき例があるんです。というのは、国道353の工事について、国ですか、県の渋川土木のほうからなんですけれども、箱島地区の基盤整備した美田を吾妻川にしろというふうな工事に、箱島の人たちは協力しております。そのとき一番先に持ってきた価格が、金額を言っては申しわけありませんですけども、地区の人には納得いかない数字だったんです。2次にきてやっと納得の判こを押して、もう工事は半ばやっておりますけれども、そういう経過があります。通る道だとかそういうものは、喜ぶ人がいて、一番大事だと思うんですけども、そのために泣く人がいると。所有者だって温かい気持ちで提供するんですから、その辺のところ、町当局も酌んで、何でも安く工事すればいいんだというような考え方は10年も20年も古いんじゃないかと、そういうふうに思います。

それと、過疎計画のことなんですけれども、70号線は東吾妻町でも一番働く道だと思っているんです、私は。また、生活道路でもあるし、岡崎コースにゴルフ場に来る人は、ゴルフ場に入った人は皆、道路のために町へ置いていくわけですから、そのような意味において70号線は、生活道路等も含めて、今の道ではなくて、もう少しすれ違いができるくらいの道にしてもらえればありがたいなと。そのために過疎計画に入れてもらったことは、ありがとうございました。

あとは新巻林道なんですけれども、新巻林道においては、合併しなければ18年ごろ舗装まで済んでいるはずなんです。前の過疎計画には載っておりますけれども、今度は落とされてしまったものですから挙げたわけなんですけれども、舗装工事の辺も強く要望するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それでは、ご納得がいただけなかったという用地買収価格のことですが、本当に道路ができてよかったということは、本当に町民全体のものでございまして、そのために土地を提供した人が大変に苦闘、苦闘といいますか、泣いておるというふうなご意見でございますけれども、かつての町と村の町村間の大きな価格差というものがありました。そのことによってこういうものが言われておるわけでございますけれども、やはり現在、前にも申しましたように地価の下落傾向というものがかなり進んでおるというふうなことも勘案をいたしまして、現在の制度をしばらくの間は堅持をしていって、また、その

後の状況を見て判断をしてまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

また、町道70号線につきましては、過疎計画の中に平成25年から3カ年で改良するという計画を入れましたわけでございます。佐藤議員がおっしゃるような、大変大事な道路だというふうに思っておりますので、やはり地元の方のご意見等もお聞きをいたしまして、どのような改良をしていくのかというものをこれから計画をしてまいりたいと思っております。

林道新巻線でございますけれども、この林道につきましては、日ごろからの利用頻度等を調査、精査いたしまして、また、路面状況等も精査をいたしまして、今後の取り扱いを考えていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 14番、佐藤議員。

○14番（佐藤利一君） ありがとうございます。

しかし、土地収用ですか、この点については、公共的なものに使う道路拡幅だとか道路整備には、よかったという人がいる中に、土地提供者が余りにも、私の考えでは旧吾妻町の価格では本当に最低の扱いだというふうに私は思っておりました。所有者の温かい提供があって、町の道路、そういうものが、大手を振って「おめえのこと、通さねえぞ」ということではなくてできる道ですから、その辺のところを酌みますと、もう少し土地所有者のほうにも力を入れてやっていくのが町行政じゃないかと思います。そうでないと、都市計画が進むと、それだけ都市計画したところに吸引力があれば別ですけども、地域格差を縮めるためには、道路だとか社会資本的な費用のものでなければ進まないと思います。これから特に東だとか坂上地区のほうには、いかにその距離を短くするんだとなると、道路しかないんじゃないかと私は思います。

そのような観点から、収用単価ですか、これは本当に土地所有者も、そんなに道がよくなるのなら協力するよというようなふうに持っていけるような価格で上げてもらえばありがたいと思っています。今までのような状態だというと、曲がりまっすぐだと両方で1メートル出せば4メートルになるんじゃないかと、そんなような考え方と、私のほうも自負するわけじゃありませんけれども、まっすぐ道がよくなれば、みんなして通れる道だからというふうなことで、所有者にもその辺のところの考えを町のほうが姿勢をもったほうがいいんじゃないかと。

それと、過疎計画につきましては、新巻林道も載せてもらいたいということで、私の質問を終わらせていただきます。町長の答弁は要らないです。

○議長（一場明夫君） よろしいですか。

以上で、佐藤利一議員の質問を終わります。

◇ 大 図 広 海 君

○議長（一場明夫君） 続いて、9番議員、大図広海議員。

（9番 大図広海君 登壇）

○9番（大図広海君） 議長の許可を得ましたので、手早に質問させていただきます。

騒然たる雰囲気の中で、選挙目的の一般質問かと誤解されると困りますので、このことについては非常に私自身、町の根幹に響く問題かと思いますので、貴重な時間をあえて使わせていただきます。

それで、法の支配ということに関して、昨今の町長発言を真摯に考えてみると、大分違うところがあるかなというところをかんがみ、実例を交えながら、以後、自席において一問一答方式で行います。

○議長（一場明夫君） 町長のほうで答弁ができますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） ただいま大図議員からご質問がございました。懇切丁寧なご質問をいただきましたが、それではお答えをしていきたいというふうに考えております。

地方公務員法第22条の理解及び適用の実態ということで通告がございました。

この理解ということでございますが、地方公務員法第22条は、条件付採用及び臨時的任用についてであります。人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は緊急の場合または臨時の職に関する場合において、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者はその任用を6月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできないとされております。

地方公共団体は、時期により、また職務の性質によって、事務事業にその繁閑の差がございます。これらの事業を円滑に処理するに当たっては、その計画処理、合理化、機械化による能率の向上、外部委託の活用などにより、できる限り地方公共団体の人員増をもたらすこ

とのないよう努力しております。

しかし、それにもかかわらず人員増によって対処せざるを得ない場合もあり、その場合においても、正式任用の職員を増員することは、身分保証により人事行政の硬直化と行政経費の継続的な肥大化を将来しがちであるので、できるだけ避けなければなりません。

そこで、人事行政を弾力的に行う便法として臨時的任用の制度が設けられ、厳格な条件のもとに、一時的な人員増に対処せしめることとしておるわけでございます。

次に、地方公務員法第25条の理解及び適用ということでございます。

これにつきましては、まず理解ということでございますけれども、地方公務員法第25条は、給与に関する条例及び給料額の決定についてであります。給与条例主義は、給与が職務級の原則に適合するよう条例を作成しなければなりません。そして、給与は、勤務条件として交渉の対象となるものであり、労使の間で意思疎通を図り、合意を尊重しながら、法律が定める原則に基づいて条例を作成しなければなりません。

給与条例の内容については、実際に施行されている各地方公共団体の給与に関する条例は、国家公務員の給与に関する各法律や、これに基づく人事院規則などを基準として定められているところでございます。

また、給与については、その中心である給料について、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律がモデルの役割を果たしております。給料表と職階制の関係について、国において職階制は廃止されており、地方公共団体においても職階制は採用されておられません。現在、実際に職階制にかわる役割を果たしているのは、給料表の種類、その級、初任給、昇格及び昇給の基準、級別職務分類表などでございます。

適用実態ということでございますけれども、給与条例は、地方公務員法第24条第6項、「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める」の規定により定めております。そして、地方公務員法第59条の内容の提言に基づいて作成した内容となっております。この条例に必要なものは規則で定め、厳正な執行を心がけ、運用面における検討、是正を行ってきけるわけでございます。議会が給与条例主義の意義をあらわし、給与の法律上の基本原則が確立されるよう審議するために、また、議会が住民の代表として納得のいく審議が行われるよう、給与費明細書を予算書として作成をしておるわけでございます。

また、続きまして、地方自治法第238条の4、同法第238条の5につきましては、238条の4は行政財産の管理及び処分でございます。

行政財産の適正かつ効率的な管理を期するため、行政財産の交換、売り払い、譲与、出資、

もしくは信託等の処分または貸し付けもしくは私権の設定の運用の原則として禁止するとともに、その用途及び目的を妨げない限度において貸し付けもしくは使用権を設定し、または使用の許可をすることができることを定め、これらの取り扱いに関し定めた規定と理解をしておるわけでございます。

同条の適用の実態といたしましては、行政財産の用途または目的を妨げない限度において、短期間の工事用の現場事務所としてお貸ししております。

同法第238条の5につきましては、普通財産の管理及び処分でございます。

普通財産は、行政財産のように行政執行上直接使用されるべきものではなく、その経済的価値を保全、発揮することによって、間接的に地方公共団体の行政に貢献するものとなっているものであります。これを貸し付け、交換、売り払い、譲渡、譲与、もしくは出資の目的として、また、これに私権を設定することはできると理解をしておるわけでございます。

適用の実態といたしましては、東吾妻町普通財産貸付事務取扱要領により事務を行い、有償の貸し付けを、また、東吾妻町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定による無償貸し付けを行っております。また、町の第2次行政改革大綱の実施計画にも町有財産の活用、有効活用といたしまして、必要のない町有地の売却、長期貸付地の売却を推進をしまっているわけでございます。

地方自治法第232条ないし地方財政法第9条の理解及び適用の実態についてでございますけれども、地方自治法第232条は、普通地方公共団体が行う事務に要する経費の支弁の義務と、法律またはこれに基づく政令により事務の処理を義務づける場合の国のとるべき財源の措置について規定したものであり、地方公共団体が負担すべき経費と義務は、法律または政令で定められております。

地方財政法第9条では、地方公共団体の事務を行うために要する経費については、当該団体が全額負担することになっております。ただし、本法で定める特定の義務経費については、国が負担するもの及び地方公共団体が全く負担義務を負わないものについて規定されております。

次に、地方財政法第27条の2についてでございます。

これにつきましては、都道府県は、国または都道府県が実施し、国及び都道府県がその経費を負担する道路、河川、砂防、港湾及び海岸にかかわる土木施設についての大規模かつ広域にわたる事業で政令で定めるものに要する経費で、都道府県が負担すべきものとされているものの全部または一部を市町村に負担させてはならないと記載されております。

通告のあったものの最後でございますが、地方自治法第14条の2項の理解及び適用の実態、6番目の地方自治法第14条第2項の理解及び適用の実態でございますが、日本国憲法第94条において法律の範囲内で条例を制定することができるとして、第15条の2項の「義務を課し、又は権利を制限し」については、義務の負荷や権利の制限を行うには、法令に特別の定めがある場合を除き、条例の根拠が必要であると規定したものと理解をしておるわけでございます。

以上、通告にありましたものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 町長に伺います。

東吾妻町においては、今、町長が答弁なされたようなことが遵守されておりますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのように考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） では、どれから行こうかなというところなんですが、そうすると臨時職の採用、ちょうど時期が時期です。100名を超える臨時職がいます。

町長に伺います。この臨時職の雇用についても、法が必要な場合、だれとだれとは言いませんが、もしそういうことならば、幼稚園教諭、保育園の保育士、多量な臨時職員、また、現在も任用されていますし、新年度に向けての手续も今、着実に進んでおります。職員から幼稚園教諭の応募がなかった、これは大変だ、どこかにいませんかという話が、けさほどありました。いいですか、この人たち——これは事例です——この人たちを臨時職員として任用する理由づけは、地方公務員法22条を納得させるだけの理由はどこにあるんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、特に幼稚園、保育所につきましては、これからのそのものの園、保育所のあり方について、国の方針がかなりこれから変化をしていくのではないかというふうなことで、将来的に国の財政等を考えた場合に、臨時職員を適用してそれに備えるという、地方公共団体としての財政にかかわる判断でそうやってきたんだというふうに私は聞かされておるわけでございます。

そのようなことで、第22条にかかわる話ではございませんが、やはり地方公共団体のこういった状況というものもしっかりと把握していくことが必要だというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、法はどうであれ、ここなんですよね、人件費が大変だから、臨時職として採用すればいつでも首が切れる、給料も安くていい、ボーナスも出さなくていい、これは非常に便利だと、これが要するに臨時職の任用の動機であると、今、町長は発言しました。その内容に間違いありませんか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 誤解をなさって、そのような悪い表現というのはなさらないようにしていただきたいと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それでは、関連となりますが、ことしの3月、月末です。出生数の、最終的には予想値になりますが、何人になりますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） おおむね100人程度じゃないかというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 随分と……。おおむねというのは、まあ、おおむねと言えばおおむねなんでしょうけれども、町長たる者、それだからいけないんです。職員の書いた文章を朗読し、それもなかなかはっきりとは読めないみたいな。いいですか、今も100人程度。総務課長もそれだからいけない。

実数を言います。81プラス7だったかな。2月の実数値はもう出ています。母子手帳が記載されている中の3月の予定日の人が7名います。これがトータル90だったかなと、私、今、記憶しているところなんです。おおよそじゃないんですよ。ものすごくこれは貴重な数字なんです。そういう事実が年々年々進行しているという事実です。これは一つの事例なんです。

役人の書いた作文を読んで、それで、東吾妻町の事務執行は適正である、国及び地方自治体の事務は常に適正である、6月の定例会で発言しております。このような臨職の任用が適正であるわけがない。

町長に伺います。いいですか。保育士及び幼稚園教諭、この町内で、今のような状況で運営している場合に、基準配置と言われているものがあります。その基準配置で何人の教諭が必要なのか、お答えください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） おおむね100人の出生ということで、大変に間違っておるような表現でございましたが、役人的発想でいきますと、「おおむね」というのは数字的に20%内外ということでございますので、その範囲内に入っているというふうに考えておりますけれども。

基準配置につきましては、極力その方向に向けて現在努力しているわけでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（一場明夫君） 何名かと聞いているから。わからなければ、わからないで。
町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、しっかりとした数字というものが把握できておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） だからいけないんですよ。だから、学ばずに、まねていると言われるんですよ。盲従的な従前主義と言います。前からやっているから、役人から、いいですか、職員が上げてきた議案書をそのまま精査せずに決裁を与えているから。言葉たくみに逃げようという態度が今、ここに見えるから。

21年の出生数は、78件、79人です。22年、2月末で81人。81件、81人です。それと、先ほど申しましたように、母子手帳で確認できる3月の出生予定者が7名います。このぐらいの数字は、町長たる者、年度末が近づくと非常に気になるんじゃないかと思います。

いいですか。そういった子供たちを育てる。まだまだ数は少なく、なるかならないか恐らく下げてまりかぐらいのところなんだと思うんです。そうすると、今後の保育園、幼稚園をどういう展開にするかということは問題はちょっと次元が違いますのでこっちに置いておいても、基準配置の数字までは、やはり義務化されたものであると思います。それは、幼稚園を、保育園を運営する限りにおいては、施設管理者としての東吾妻町が守らなくちゃならないものなんです。

いいですか。正職のみでは基準配置を満たさないから、これが臨職の任用動機。本当は違うんでしょうね。全員正職にしたら人件費が高騰するから。そういうことになるのかと思いますよ。町長の先ほどの削減とかの発言だと、そういう結論になります。果たしてそれが、地方公務員法22条あるいはその他もろもろ地方自治法そのものに対して違反はしませんかと聞いています。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういう法に関しまして、すべて適合させていくように努力していく

のがこれからの務めだというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） 先ほどはすべて適正に処理をされていると、就任以来、地方自治体の事務執行は常に適正であると言い切っているわけじゃないですか。危ないと思いますよ。

ちなみに伺います。地方財政法27条の2、このものが指定するところの施行令があります。等々、ずっとおしてくると、その街路事業において随分危ない情景が見えてくる。この街路事業の東吾妻町負担分としては、これは適法でいいとお考えですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 街路事業でございますけれども、街路事業につきましては、都道府県が市町村に負担させてはならない経費として記載されておるわけでございますが、それは、大規模かつ広域にわたる事業で政令に定めるものと書かれております。それは一般国道すとか、主要都道府県道の新設等でございます。

本町における街路事業につきましては、この事業は大規模かつ広域な事業ではないというふうな見解でおるようでございます。それが群馬県の見解でございます。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） 群馬県の見解を求めても無理なんです。だから、町は町の主張をしなくちゃいけない。

そうすると、地方財政法27条の2がしている大規模かつ広域にわたる、今申したようにこの街路事業は主要地方道、いいですか、榛名・東吾妻線の一環なんです。そうすると、この規定の中に当然に入ってくる。それで、じゃ、その地方財政法が政令に振っているもの、負担させてはならない事業、その政令の中では道路法56条に規定されたもの。よろしいですか、その道路法56条に対して、56条は今回の場合にはこの県道に対して国庫補助を与えることができる。「その他」という表現でしたね。2分の1以内です。現実にはこの道路は55%の国庫補助を得ています。

そうなってくると、いいですか、国庫補助がある主要地方道の新設——今回の場合には新設だから構わないと思います——については、いいですか、帰結として町村の負担を求めてはならないものに該当する。どうも素直に文法を、すみません、私の国語力で読むと、そうなるんですよ。県の見解を求めているんじゃないんです。町長の見解を求めているんです。

よろしいですか。これは金額的にかなり高額のものになります。完成までの間は、年次に分かれていますけれども、トータルすると大分大変なものになります。心してかからないと

後に悔いを残すことになると思いますが、これは、県が負担させているこの行為そのものは適正でしょうか。町長の見解を伺っています。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、東吾妻町として有意義な展開ができるように鋭意努力してまいり所存でございます、やはりこういう法できちっと整備ができない部分があるわけございまして、そういう点につきましては、お互いの信頼関係とか協議、そういうものを経ながら、よい方法で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） よい方法で、ですか。県と協議しても恐らくその協議は整わないと思います。まあ、いいです、いいです。それは町長の見解ということで、将来に悔いを残さないように、しっかりと会議録にとどめてもらいたいと思います。

それで、財産の管理ということですが、先ほど町長が突っかえ突っかえ読んでいたようです。初めて読んだような感じを受けましたが、いいですか、普通財産である限り貸し付けができる、その表現、確かにそうです。

では、町長に伺います。法が普通財産の貸し付けを認めたその根拠はどこにあるのでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） すみません。ちょっと理解できません。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） 理解できないんじゃないんですよ。先ほど町長がちゃんと発言しているんです。その文章の中に書いてあります。

言葉をちょっと簡単にすれば、財産の貸付収入を、いいですか、他の行政目的の役に立てる。難しい言葉で書いてありました、その文章の中で。役人がどこかの参考書を引いて書いたんでしょう。それをただただ読んで、自分の頭に入っていないから、わかりませんということになる。いいですか、賃料を他の行政目的の役に立てるということで認められている。

となると、なんですよ。普通財産の無償貸し付けということはありません。ここのことに重大な問題がある。

ところで、町長は、東吾妻町の普通財産の無償貸し付けという事実を認識しておりますでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 具体的な事例でご質問いただければと思いますが。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） 新任町長だから、知らないと言えば知らないんです。でも、これは一つの事例です。3 月 1 日付で——12 個ですか、これはね——来ています。

昨今、確認したら、まだ起案として町長には上げていないというような言い方はありましたが、これは一例です。たまたまこの時期だったからこういうことになるんでしょう。交通安全協会の敷地として貸し付けてくださいという申請書が上がっています。当然、現状では建物が建っています。いいですか、この申請、恐らくこれは町長決裁になると思います。町長はこれに決裁を与えますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それは与えるようになると思います。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） でも、これ、無償なんですね。無償貸し付けを認めますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、その方向で過去から現在まで進んでおるというふうに思います。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） いいですか、先ほども言ったように、行政財産ならば貸せないんですよ。普通財産ならば適正賃料を得るんですよ。この 2 つの選択しかないんです。あなた、これをどうにかして整理をしてやらなくちゃいけない。

これ、安全協会だったら面積はそこそこなんです。吾妻署の敷地、町有地です。いいですか、消防署の敷地も町有地です。旧国道に面しているから、評価額もそれなりには出ると思います。こういった状況でよろしいんでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり地方公共団体、その運営に当たっては、さまざまな制度ですとか、公的団体等のおつき合いといいますか、関係もあるわけでございます。そのようなものを踏まえながらやっていくのが、この地域の運営の仕方だというふうに思っておるわけでございます。

そのようなことから考えると、なかなか一概にきっちりと整理ができるものもない、できないものも出てくるというふうなことも考えられるわけでございます。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） そうすると、おつき合いである、あるいは従前からである、そういった事情があるから。自治法232条あるいは地方財政法 9 条、経費支弁の法則、その自治体、あるいは自治体はその、いいですか、その事務執行に関する費用を支弁する義務があると、これが法で決められているんですよ。おつき合いのほうが優先ですよ。首長同士のおつき合いもありますから。警察署のおつき合いもありますから。

それで、適法ということが主張はされるでしょうか。町長、先ほどの発言は、それが適法なんでしょうか。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申しあげましたように、なかなか法で割り切れる部分というのが、大図議員の質問には法で割り切らなきゃならないというところがございますけれども、過去からそういうふうな状況で続いておりますものでございますので、どこかで切りかえるということが必要だというのが大図議員の結局は結論だというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

○9 番（大図広海君） それはそうでしょうね。切りかえなくちゃいけないんでしょうね。法のとおりですね。

ついでに、法ですから、ここに来ました。たったこれだけの紙 1 枚なんですけど、安全協会事務所敷地として、現状の土地497.25平米を借り受けたいと。借り受けたいんでしょうね、申請書ですから。だれが用意したか知りませんが、平成23年 4 月 1 日から26年 3 月 31日まで借り受けたいんだそうです。当然に建物所有の目的です。

こういった解釈で、適正な事務執行ができていると思いますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、事務の範囲内で認められてきたというふうに思っております。

（発言する者あり）

○議長（一場明夫君） 9 番、大図議員。

このまま一般質問を続けます。お願いします。

○9 番（大図広海君） いいですか、建物所有の賃貸借、当然に借地借家法の適用です。いいですか、3 年なんていうことを書いても意味がない。もう少し勉強してみてください。先ほど来から言っています。学ばなくてはいけないんです。まねているんです。職員が、いずれ

も3年だから、前も3年だから。いいですか、建物所有の土地の賃貸借で3年なんてあり得ないじゃないですか。これが現実なんですよ。

そうしてみると、地方財政法第9条、支出の原則ということになりますね。先ほどの同僚議員の質問にしても、いいですか、公共事業による底地の買い上げ、これもやっぱりそういうことの一部になると思います。町長は適正であると言っていました。今のやり方が適正であると言っていました。

では、伺います。この件について、土地収用法と地価公示法はどういうことを言っていますでしょうか。伺います。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そこら辺のところは、ちょっと理解できておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 理解ができていないじゃないんです。無知の状態であるままなんです。だから、先ほど来の発言のように、現行のやり方が適正水準だという発言になってくるんです。

土地収用法は、収用単価を地価公示にせよと言っています。公示地価とね。地価公示法は、公共事業の買収単価は公示地価で行え、近づけよ、みたいな表現の中で成り立っているんですよ。よろしいですか。

となると、ここなんです、いいですか、安かったらいいんじゃないんです。適正価格を提示しなくちゃならない義務があるんですよ。そうすると、東吾妻のやり方、いいですか、その適正さを欠くやり方じゃないですか。これは法の遵守にもとるものです。そういった感覚はありませんか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、その事例に基づきまして判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 大図議員に申し上げますが、持ち時間があと50秒ほどですので、要約してお願いします

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） でも、ここなんです。要するに、土地所有者も受益にするから、そういう形では、確かにそうなんです。だから、道路法の61条で、受益者について負担を求めることができる。いいですか。でも、その負担というのがどういうことであるかということ

をちゃんと明白にする、なおかつ地方公共団体の条例において定める、道路法61条がそういうふうになっています。これが、いわゆる法治国家の、自治体のあり方なんです。町長の裁量で、あれは幾らでもいい、ケース・バイ・ケースで定めればいい、先ほどもそんな発言をしました。あってはならないことなんです。これが法の支配ということです。

○議長（一場明夫君） 時間が過ぎていきますので……

○9番（大図広海君） 答弁を求めます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 極端な表現になっておるというふうに思っております。そのようなことに表現をされるようなことのないようにしたいと思っておりますけれども、余りに悪気を持って表現をして質問をするということは、今後は控えていただきたいというふうに思っております。

（「そんなこと言っていないだろうが」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 以上で大図広海議員の質問を終わります。

（発言する者あり）

○議長（一場明夫君） これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

○議長（一場明夫君） お諮りいたします。本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長あいさつ

○議長(一場明夫君) 閉会の前に町長のあいさつをお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 平成23年第1回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

(発言する者あり)

○議長(一場明夫君) 静粛をお願いします。

○町長(中澤恒喜君) 去る7日に開会されました今定例会におきましては、東吾妻町職員の給与に関する条例及び東吾妻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例など条例関係9件、平成23年度一般会計予算を初め予算関係15件、その他辺地に係る総合整備計画の策定など6件、お願いを申しあげました議案はすべてご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議と町政に対する熱意に対しても感謝を申し上げる次第でございます。

11日に発生した東日本大震災は、我が国に未曾有の被害をもたらし、当町でも連日にわたり被災者の受け入れが進み、これに奔走しております。今後ご協力をお願い申し上げ、東吾妻町一丸となって対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

今回の審議結果や一般質問などで多岐にわたるご意見や具申もありましたが、これらの状況を真摯に受けとめ、今後町政を執行する中で生かしていきたいと存じます。また、本会期で成立をいたしました平成23年度一般会計当初予算の執行につきましては、引き続き経費の削減や効率的な運用に努めていきたいと考えております。

さて、いよいよ年度がわりの時期になりますが、11日に挙行されました中学校の卒業式には議員各位にもご臨席をいただき、祝福の言葉をいただき、無事挙行されました。卒業生は、在校生や関係者に見守られ、新しい世界へと羽ばたいてまいります。

今後予定しておりました生涯学習大会、総合表彰式は、東日本大震災への被害の大きさをかんがみ、中止とさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

定例会終了後も統一地方選挙を控え、公私ともにご多忙の日々を迎えることと存じますが、議員活動にご精励されるとともに、町の諸事業、諸施策の推進のため今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） 閉会に際し、ごあいさつを申し上げます。

平成23年第1回定例会は、3月7日から本日まで12日間にわたり開催され、平成23年度当初予算9件、平成22年度補正予算6件、条例改正等9件、その他6件の執行部提案に加え、委員会発委による条例改正1件、意見書・陳情書の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。また、町政一般質問には2人が立ち、ここに終了することができました。

12日間にわたる会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に心からお礼を申し上げます。

会議中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあつたかと思います。新しい年度の事務執行に当たり、それらが十分生かされてくるものと期待しております。

3月11日には、未曾有の大災害、東北地方太平洋沖地震が発生しました。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。本町でも昨日、南相馬市の方々を310名受け入れました。議員各位におかれましてもご理解をいただき、できる限りのご支援、ご協力をお願いいたします。

さて、顧みれば4年前、新緑が目にしみる5月、町民の期待を背にこの議場に会しました。この間、町民の負託にこたえるべく、新生東吾妻町の発展と町民福祉のため、議員各位が懸命の努力を重ねてまいりました。昨年6月には議会基本条例も成立し、議会にとっても大きな転換期を迎えた任期でもありました。まことに感無量であり、感慨深いものがあります。

しかし、昨年５月には、同僚の前村議員が亡くられるという残念な出来事もありました。
改めてご冥福をお祈り申し上げます。

さて、今任期をもって勇退される方々もいらっしゃるやに伺っております。長年にわたる町政に対するご尽力に敬意を表するとともに、今後は健康に十分留意をいただき、勇退後も違った面で町政にご指導をいただきたいと存じます。

また、引き続き挑戦される議員各位におかれましては、お体をご自愛の上、存分にご活躍をいただき、来る５月にはこの議場で再会ができますことを心からご祈念申し上げます。

最後に、町長を初め執行部各位に対し、４年間に寄せられましたご協力にお礼を申し上げますとともに、今後のご健康、ご活躍をご祈念申し上げ、言葉は整いませんが、閉会のあいさつとさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（一場明夫君） 以上をもって平成23年第１回定例会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。

（午後 零時１３分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一 場 明 夫

署 名 議 員 浦 野 政 衛

署 名 議 員 角 田 美 好

署 名 議 員 日 野 近 吉